

平成 2 7 年 3 月定例会 付議案件一覧

平成 2 7 年 2 月 2 6 日現在

市長提出議案案件 5 6 件

(補正予算15件、当初予算14件、報告 1 件、条例15件、単行 9 件、諮問 2 件)

委員会提出議案案件 3 件

◎ 以下の表の右欄「ページ」に「※」を付したものの本文は、議会事務局で閲覧できます。

◎先議を依頼する分 (1 5 議案)

○ 平成 2 6 年度 3 月補正予算書 (一般会計・特別会計)

			ページ
1	議案第 1 号	平成 2 6 年度都城市一般会計補正予算 (第 6 号)	※
2	議案第 2 号	平成 2 6 年度都城市食肉センター特別会計補正予算 (第 1 号)	※
3	議案第 3 号	平成 2 6 年度都城市下水道事業特別会計補正予算 (第 3 号)	※
4	議案第 4 号	平成 2 6 年度都城市国民健康保険特別会計補正予算 (第 4 号)	※
5	議案第 5 号	平成 2 6 年度都城市後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 4 号)	※
6	議案第 6 号	平成 2 6 年度都城市公設地方卸売市場事業特別会計補正予算 (第 2 号)	※
7	議案第 7 号	平成 2 6 年度都城市農業集落下水道事業特別会計補正予算 (第 4 号)	※
8	議案第 8 号	平成 2 6 年度都城市整備墓地特別会計補正予算 (第 1 号)	※
9	議案第 9 号	平成 2 6 年度都城市工業用地造成事業特別会計補正予算 (第 2 号)	※
10	議案第 1 0 号	平成 2 6 年度都城市介護保険特別会計補正予算 (第 4 号)	※
11	議案第 1 1 号	平成 2 6 年度都城市御池簡易水道事業特別会計補正予算 (第 4 号)	※
12	議案第 1 2 号	平成 2 6 年度都城市簡易水道事業特別会計補正予算 (第 3 号)	※
13	議案第 1 3 号	平成 2 6 年度都城市電気事業特別会計補正予算 (第 3 号)	※
14	議案第 1 4 号	平成 2 6 年度都城市高城健康増進センター等管理事業特別会計補正予算 (第 2 号)	※

○ 平成 2 6 年度 3 月補正予算書 (水道事業会計)

			ページ
15	議案第 1 5 号	平成 2 6 年度都城市水道事業会計補正予算 (第 4 号)	※

◎通常審議分

○ 平成 27 年度当初予算書（一般会計・特別会計）

ページ

16	議案第 17 号	平成 27 年度都城市一般会計予算	※
17	議案第 18 号	平成 27 年度都城市食肉センター特別会計予算	※
18	議案第 19 号	平成 27 年度都城市下水道事業特別会計予算	※
19	議案第 20 号	平成 27 年度都城市国民健康保険特別会計予算	※
20	議案第 21 号	平成 27 年度都城市後期高齢者医療特別会計予算	※
21	議案第 22 号	平成 27 年度都城市公設地方卸売市場事業特別会計予算	※
22	議案第 23 号	平成 27 年度都城市農業集落下水道事業特別会計予算	※
23	議案第 24 号	平成 27 年度都城市整備墓地特別会計予算	※
24	議案第 25 号	平成 27 年度都城市工業用地造成事業特別会計予算	※
25	議案第 26 号	平成 27 年度都城市介護保険特別会計予算	※
26	議案第 27 号	平成 27 年度都城市御池簡易水道事業特別会計予算	※
27	議案第 28 号	平成 27 年度都城市簡易水道事業特別会計予算	※
28	議案第 29 号	平成 27 年度都城市電気事業特別会計予算	※

○ 平成 27 年度当初予算書（水道事業会計）

ページ

29	議案第 30 号	平成 27 年度都城市水道事業会計予算	※
----	----------	---------------------	---

○ 報告 1 件

ページ

30	報告第 1 号	専決処分した事件の報告について	※
----	---------	-----------------	---

○ 条例議案 15 件

ページ

31	議案第 16 号	都城市乳幼児医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について	1
	乳幼児医療費の助成枠の拡充のため、所要の改正を行うもの。		
32	議案第 31 号	都城市行政手続条例の一部を改正する条例の制定について	5
	行政手続法の改正に伴い、行政指導をする際に市の機関が許認可等をする権限又は許認可等に基づく処分をする権限を行使し得る旨を掲示する規定及び市民等が法令違反の事実を発見した場合に是正のための処分等を求めることができる規定を定めるため、所要の改正を行うもの。		

			ページ
33	議案第32号	都城市弥五郎どん交流活性化センター条例の制定について 平成27年4月に実施予定の機構改革に伴い、条文を整備するために全部改正を行うもの。	11
34	議案第33号	都城市山之口麓文弥節人形浄瑠璃資料館条例の制定について 平成27年4月に実施予定の機構改革に伴い、条文を整備するために全部改正を行うもの。	19
35	議案第34号	都城市職員定数条例等の一部を改正する条例の制定について 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正により、教育長が常勤特別職職員として位置づけられることに伴い、「都城市職員定数条例」、「都城市特別職に属する非常勤職員の報酬、費用弁償等及び証人等の実費弁償に関する条例」及び「都城市教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例」について、所要の改正を行うもの。	25
36	議案第35号	都城市特別職に属する非常勤職員の報酬、費用弁償等及び証人等の実費弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について 老人相談員を廃止することに伴い、所要の改正を行うもの。	29
37	議案第36号	都城市母子及び父子家庭医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について 母子家庭及び父子家庭に対する支援施策の充実等の措置を講ずる目的で母子及び寡婦福祉法の法律名称等が改正されたことに伴い、条例中の定義規定を整理するため、所要の改正を行うもの。	33
38	議案第37号	都城市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について 地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号）の制定に伴う介護保険法改正により、費用負担の公平化のための保険料の一部改定及び地域包括ケアシステムの構築等、所要の改正を行うもの。	37
39	議案第38号	都城市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について 地域密着型サービス事業の設置基準、利用定員改定や複合型サービスを看護小規模多機能型居宅介護に改称する等指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の施行に伴い、複合型サービスを看護小規模多機能型居宅介護に改める等、所要の改正を行うもの。（条例の対象は、要介護の認定を受けている被保険者を対象とする指定地域密着型サービス）	41
40	議案第39号	都城市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について 地域密着型サービス事業の設置基準、利用定員改定や複合型サービスを看護小規模多機能型居宅介護に改称する等指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の施行に伴い、複合型サービスを看護小規模多機能型居宅介護に改める等、所要の改正を行うもの。（条例の対象は、要支援の認定を受けている被保険者を対象とする指定地域密着型介護予防サービス）	53
41	議案第40号	都城市教育委員会教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例の制定について 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正により、教育長が常勤特別職職員として位置づけられることに伴い、教育長の職務専念義務の特例を定めるため、条例を制定するもの。	59
42	議案第41号	都城市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について 一部有料施設の利用時間及び休園日の改正、使用料又は占用料の減免対象の追加並びに都城運動公園の庭球場のクレーコート6面を人工芝コートに改修することに伴い、所要の改正を行うもの。	63

			ページ
43	議案第42号	都城市都市公園以外の公園に関する条例の一部を改正する条例の制定について	73
		都市公園以外の公園の使用料及び占用料の減免対象を追加するため、所要の改正を行うもの。	
44	議案第43号	都城市特別会計条例の一部を改正する条例の制定について	77
		都城市山之口総合交流活性化センター及び都城市高城健康増進センター施設等管理事業については、平成26年度に地方債の満期償還となることに伴い、平成27年度から両事業を特別会計予算から一般会計予算に科目変更するため、関係条例の廃止及び所要の改正を行うもの。	
45	議案第44号	都城市高城観音池公園施設条例の一部を改正する条例の制定について	81
		都城市高城健康増進センターの利用時間を変更するため、所要の改正を行うもの。	

○ 単行議案9件

			ページ
46	議案第45号	財産の取得について	85
		中心市街地中核施設整備支援事業の用地として株式会社ハートシティ都城から当該用地（都城市中町113番外23筆 10,960.06平方メートル）を取得することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項並びに都城市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成18年条例第63号）第3条の規定に基づき、議会の議決を求めるもの。	
47	議案第46号	財産の取得について	89
		中心市街地中核施設整備支援事業のため株式会社ハートシティ都城から鉄骨造陸屋根合金メッキ鋼板葺3階建店舗（都城市中町158番 9,393.01平方メートル）及び鉄骨造陸屋根5階建駐車場（都城市中町171番 5,906.71平方メートル）を取得することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項並びに都城市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成18年条例第63号）第3条の規定に基づき、議会の議決を求めるもの。	
48	議案第47号	市道の廃止及び認定について	※
		路線の統廃合、各路線の整理等のため、現在認定している市道の全路線（蔵原通線 外7577本）を廃止し、新たに市道（蔵原通線 外8206本）を認定するため、議会の議決を求めるもの。（※議案第48号にて廃止・認定する周辺自治体に区域を越える市道を除く。）	
49	議案第48号	区域を越えて認定している市道の廃止及び認定について	※
		都城市の区域を越えて周辺自治体の区域において認定している市道について、道路台帳の統合及び路線の統廃合に伴い、荒襲・猪子石線（外市道9本）を廃止し、新たに市道荒襲・猪子石線（外市道7本）を認定するため、議会の議決を求めるもの。	
50	議案第49号	市道の路線と北諸県郡三股町道の路線が重複する部分の道路の管理について	93
		市道の路線と三股町道蓼池北45号線が重複する部分の道路の管理を都城市が行うことについて、道路法（昭和27年法律第180号）第16条第2項の規定に基づき議会の議決を求めるもの。	
51 ～ 54	議案第50号 ～ 議案第53号	公の施設の指定管理者の指定について	97 ～ 157
		各施設の指定管理者を議案のとおり指定することについて、議会の議決を求めるもの。	

○ 諮問 2 件			ページ
55 ・ 56	諮問第 1 号 ・ 諮問第 2 号	人権擁護委員候補者の推薦につき議会の意見を求めることについて	※

○ 委員会提出議案 3 件			ページ
57	議案第 1 号	都城市議会議員定数条例の制定について	159
58	議案第 2 号	都城市議会委員会条例及び都城市議会基本条例の一部を改正する条例の制定について	163
59	議案第 3 号	出頭拒否に対する告発について	167

議案第 16 号

都城市乳幼児医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について

都城市乳幼児医療費の助成に関する条例（平成 18 年条例第 125 号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成 27 年 2 月 26 日提出

都城市長 池 田 宜 永

都城市乳幼児医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例

都城市乳幼児医療費の助成に関する条例（平成18年条例第125号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「次の表に規定する額を控除した額を助成するものとする。」を「次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額を助成するものとする。」に改め、同項ただし書及び同項の表を削り、同項に次の各号を加える。

(1) 入院及び調剤 一部負担金相当額

(2) 入院外 一部負担金相当額から350円を控除した額

第4条第2項中「その一部負担金相当額から前項の表に規定する額を控除した額」を「前項に規定する額」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の都城市乳幼児医療費の助成に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に行われた医療に係る医療費の助成について適用し、同日前に行われた医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

議案第 31 号

都城市行政手続条例の一部を改正する条例の制定について

都城市行政手続条例（平成 18 年条例第 18 号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成 27 年 2 月 26 日提出

都城市長 池 田 宜 永

都城市行政手続条例の一部を改正する条例

都城市行政手続条例（平成18年条例第18号）の一部を次のように改正する。

「

目次中 第4章 行政指導（第30条―第34条）
第5章 届出（第35条） を

」

「

第4章 行政指導（第30条―第35条）

第5章 処分等の求め（第36条） に改める。

第6章 届出（第37条）

」

第2条第5号中「名あて人」を「名宛人」に改める。

第3条各号列記以外の部分中「第4章」を「第5章」に改め、同条第7号中「名あて人」を「名宛人」に改め、同条第8号中「かかわる」を「関わる」に改める。

第4条中「名あて人」を「名宛人」に改める。

第13条第1項各号列記以外の部分中「名あて人」を「名宛人」に改め、同項第1号イ中「名あて人」を「名宛人」に、「はく奪」を「剥奪」に改め、同条第2項第5号中「名あて人」を「名宛人」に改める。

第14条第1項及び第2項、第15条第1項各号列記以外の部分及び第3項並びに第22条第3項中「名あて人」を「名宛人」に改める。

第25条中「かんがみ」を「鑑み」に改める。

第28条各号列記以外の部分中「名あて人」を「名宛人」に改める。

第33条第3項を同条第4項とし、同条第2項中「前項」を「前2項」に改め、同項を同条第3項とし、同項の前に次の1項を加える。

2 行政指導に携わる者は、当該行政指導をする際に、市の機関が許認可等をする権限又は許認可等に基づく処分をする権限を行使し得る旨を示すときは、その相手方に対して、次に掲げる事項を示さねばならない。

(1) 当該権限を行使し得る根拠となる法令の条項

(2) 前号の条項に規定する要件

(3) 当該権限の行使が前号の要件に適合する理由

第35条を第37条とする。

第4章中第34条の次に次の1条を加える。

(行政指導の中止等の求め)

第35条 法令に違反する行為の是正を求める行政指導（その根拠となる規定が法律又は条例に置かれているものに限る。）の相手方は、当該行政指導が当該法律又は条例に規定する要件に適合しないと思料するときは、当該行政指導をした市の機関に対し、その旨を申し出て、当該行政指導の中止その他必要な措置をとることを求めることができる。ただし、当該行政指導がその相手方について弁明その他意見陳述のための手続を経てされたものであるときは、この限りでない。

2 前項の申出は、次に掲げる事項を記載した申出書を提出してしなければならない。

- (1) 申出をする者の氏名又は名称及び住所又は居所
- (2) 当該行政指導の内容
- (3) 当該行政指導がその根拠とする法律又は条例の条項
- (4) 前号の条項に規定する要件
- (5) 当該行政指導が前号の要件に適合しないと思料する理由
- (6) 前各号に掲げるもののほか、参考となる事項

3 当該市の機関は、第1項の規定による申出があったときは、必要な調査を行い、当該行政指導が当該法律又は条例に規定する要件に適合しないと認めるときは、当該行政指導の中止その他必要な措置をとらなければならない。

第5章を第6章とし、第4章の次に次の1章を加える。

第5章 処分等の求め

(処分等の求め)

第36条 何人も、法令に違反する事実がある場合において、その是正のためにされるべき処分又は行政指導（その根拠となる規定が法律又は条例に置かれているものに限る。）がされていないと思料するときは、当該行政指導をする権限を有する市の機関に対し、その旨を申し出て、当該処分又は行政指導をとることを求めることができる。

2 前項の申出は、次に掲げる事項を記載した申出書を提出してしなければならない。

- (1) 申出をする者の氏名又は名称及び住所又は居所

- (2) 法令に違反する事実の内容
 - (3) 当該処分又は行政指導の内容
 - (4) 当該処分又は行政指導の根拠となる法律又は条例の条項
 - (5) 当該処分又は行政指導がされるべきと思料する理由
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、参考となる事項
- 3 当該行政庁又は市の機関は、第1項の規定による申出があつたときは、必要な調査を行い、その結果に基づき必要があると認めるときは、当該処分又は行政指導をしなければならない。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。
(都城市税条例の一部改正)
- 2 都城市税条例（平成18年条例第99号）の一部を次のように改正する。
第4条第2項中「第33条第3項」を「第33条第4項」に、「同上第2条第7号」を「同条例第2条第7号」に、「第33条第2項」を「第33条第3項」に改める。
(都城市国民健康保険税条例の一部改正)
- 3 都城市国民健康保険税条例（平成18年条例第157号）の一部を次のように改正する。
第29条第2項中「第33条第3項」を「第33条第4項」に、「第33条第2項」を「第33条第3項」に改める。

議案第 32 号

都城市弥五郎どん交流活性化センター条例の制定について

都城市弥五郎どん交流活性化センター条例を別紙のとおり制定する。

平成 27 年 2 月 26 日提出

都城市長 池 田 宜 永

都城市弥五郎どん交流活性化センター条例

都城市弥五郎どん交流活性化センター条例（平成18年条例第197号）の全部を改正する。

（設置）

第1条 郷土の文化、伝統、芸能等を守り伝えつつ、農村文化と都市との交流を図り、活力に満ちた農山村地域を創るため地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第1項の規定に基づき、都城市山之口町富吉1702番地に都城市弥五郎どん交流活性化センター（以下「弥五郎どんの館」という。）を設置する。

（生活改善センター）

第2条 弥五郎どんの館内に生活改善センター（以下「センター」という。）を設置する。

（事業）

第3条 弥五郎どんの館は、第1条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 郷土の文化、伝統、芸能等を保存し、及び継承するため市内各地域の文化財、郷土芸能等の資料の展示に関すること。
- (2) 市民主体のコミュニティーを推進するため、情報の交換及び多種多様な交流事業に関すること。
- (3) 食品加工技術の修得、農産物加工等身近な生活改善活動に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、弥五郎どんの館の設置目的を達成するために必要な事項

（開館時間等）

第4条 弥五郎どんの館の開館時間は、午前9時から午後5時までとする。ただし、センター内の交流研修室及び調理加工研究室の利用時間については、午前9時から午後10時までとする。

2 前項の規定にかかわらず、市長が必要があると認めるときは、開館時間及び利用時間を変更することができる。

（休館日）

第5条 弥五郎どんの館の休館日は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 月曜日（その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定す

る休日に当たるときは、その日以後においてその日に最も近い休日でない日)

(2) 1月1日から1月6日まで及び12月31日

2 前項に定めるもののほか、市長が必要があると認めるときは、臨時に休館し、又は休館日に利用することができる。

(センター利用の許可)

第6条 センターを利用しようとする者は、規則で定めるところにより、市長の許可を受けなければならない。許可を受けた者（以下「利用者」という。）が、許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 市長は、前項の規定により許可を受けようとする者が、次の各号のいずれかに該当するときは、利用を許可してはならない。

(1) 公の秩序若しくは善良の風俗に反し、又は公益を害するおそれがあると認められるとき。

(2) センターを汚損し、損傷し、又は滅失するおそれがあると認められるとき。

(3) 暴力行為その他の不法行為を行うおそれがあると認められるとき。

(4) 前3号に掲げる場合のほか、利用させることによりセンターの管理上支障があると認められるとき。

3 市長は、センターの管理上必要があると認めるときは、第1項に規定する許可に条件を付し、又は許可した事項を変更することができる。

(センター利用許可の取消し等)

第7条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、前条第1項の許可を取り消し、又はセンターの利用を中止させ、若しくは制限すること（以下「利用許可の取消し等」という。）ができる。

(1) 利用者が許可を受けた利用の目的に違反し、又はそのおそれがあるとき。

(2) 利用者がこの条例若しくはこの条例に基づく規則又は市長の指示した事項に違反したとき。

(3) 利用者が虚偽その他不正の手段により利用の許可を受けたとき。

(4) 天災地変その他やむを得ない理由によりセンターの利用ができなくなったとき。

(5) 公益上必要があると認められるとき。

(6) 前各号に掲げる場合のほか、センターの管理上特に必要と認められるとき。

(センター利用権の譲渡の禁止)

第8条 利用者は、センターを利用する権利を譲渡してはならない。

(センターの施設等の原状回復)

第9条 利用者は、その利用が終了したとき、又は第7条の規定により利用の許可を取り消され、若しくは利用の中止を命ぜられたときは、その利用したセンターの施設等を直ちに原状に回復しなければならない。ただし、市長の承認を得たときは、この限りでない。

(入館の制限)

第10条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、弥五郎どんの館の利用を制限し、入館を拒み、又は退館を命ずることができる。

(1) 公の秩序若しくは善良の風俗に反し、又は公益を害するおそれがあると認められる者

(2) 人に危害を及ぼし、又は他人の迷惑になるおそれがあると認められる者

(3) 弥五郎どんの館を汚損し、損傷し、又は滅失するおそれがあると認められる者

(4) 許可なく寄附金品の募集、物品の宣伝及び販売その他これらに類する行為を行おうとする者

(5) 許可なく印刷物、ポスターその他これらに類する物を配布し、又は掲示しようとする者

(6) 前各号に掲げるもののほか、弥五郎どんの館の管理上支障があると認められる者

(入館料)

第11条 弥五郎どんの館の入館料は、無料とする。

(センターの使用料の徴収)

第12条 センターの使用料は、別表第1のとおりとする。

2 利用者は、前項の使用料を市長の指定する期日までに納入しなければならない。

(センターの使用料の減免)

第13条 別表第2に掲げる事項に該当するときは、センターの使用料を徴収しな

い。

- 2 市長は、前項に定める場合のほか、特別の理由があると認めるときは、センターの使用料を減額し、又は免除することができる。

(センターの使用料の還付)

第14条 既に納入したセンターの使用料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、市長は、その全部又は一部を還付することができる。

- (1) 天災地変等不可抗力によって利用できなくなったとき。
(2) 市長の都合により、利用許可の取消し等をしたとき。
(3) 利用者が利用しなくなった場合又は利用を変更した場合において、市長が還付することを適当と認めたとき。

- 2 前項ただし書の規定に基づき還付する場合の使用料の還付の手続、還付の額その他必要な事項は、規則で定める。

(損害賠償)

第15条 故意又は過失によって弥五郎どんの館内の施設、附属施設、展示品等を汚損し、損傷し、又は滅失した者は、これを原状に回復し、又はこれによって生じた損害を賠償しなければならない。ただし、市長が情状によりやむを得ないと認めたときは、賠償の責任を軽減し、又は免除することができる。

(委任)

第16条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日の前日までに、改正前の都城市弥五郎どん交流活性化センター条例（平成18年条例第197号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

別表第1（第12条関係）

施設の区分		単位	基礎額	単位当たりの使用料の額
生活改善	みそづくり	午前	830円	基礎額と当該金額に消費税法（昭

食品加工室	以外で利用する場合			和63年法律第108号)に定める消費税の税率を乗じて得た額及びその額に地方税法(昭和25年法律第226号)に定める地方消費税の税率を乗じて得た額を合算した額を加えた額とする。この場合において、単位当たりの使用料の額に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。
		午後	1,030円	同上
		全日	1,860円	同上
		1時間	290円	同上
	みそづくりで利用する場合	1回	13,600円	同上
洗濯室		同上	800円	同上
調理加工研究室		午前	500円	同上
		午後	800円	同上
		全日	1,300円	同上
交流研修室1		1回	500円	同上
交流研修室2		同上	500円	同上

別表第2 (第13条関係)

区分	利用の形態
公用又は公共的利用	(1) 市が市の行事で利用する場合
	(2) 市の機関が当該機関の行事で利用する場合
	(3) 国又は他の地方公共団体が主催する行事で利用する場合
	(4) 市が共催する行事で利用する場合
公益を目的とす	(1) 市・地区社会教育関係団体等連絡協議会が主催する行事で利

る利用	用する場合 (2) 市・地区各種社会教育関係団体連絡協議会が主催する行事で 利用する場合 (3) 自治公民館が主催する行事で利用する場合 (4) 市・地区体育協会が主催する行事で利用する場合 (5) 福祉に係る地区連絡協議会が主催する行事で利用する場合 (6) 市内の市民公益活動団体が主催する行事で利用する場合 (7) 市内の学校単位以上による P T A が主催する行事で利用する 場合 (8) 市・地区ボランティア連絡協議会が主催する行事で利用する 場合 (9) 市内のスポーツ少年団がその活動に利用する場合
-----	--

議案第 33 号

都城市山之口麓文弥節人形浄瑠璃資料館条例の制定について

都城市山之口麓文弥節人形浄瑠璃資料館条例を別紙のとおり制定する。

平成 27 年 2 月 26 日提出

都城市長 池 田 宜 永

都城市山之口麓文弥節人形浄瑠璃資料館条例

都城市山之口麓文弥節人形浄瑠璃資料館条例（平成18年条例第275号）の全部を改正する。

（設置）

第1条 都城市山之口麓文弥節人形浄瑠璃（以下「人形浄瑠璃」という。）を保存伝承し、並びに郷土の文化財、文化遺産等に関する資料を収集し、保存し、及び展示して一般の利用に供し、教養、調査研究等に資するため、都城市山之口町山之口2921番地1に都城市山之口麓文弥節人形浄瑠璃資料館（以下「人形の館」という。）を設置する。

（館長及び職員）

第2条 人形の館に館長を置き、専門的職員その他必要な職員を置くことができる。

（事業）

第3条 人形の館では、第1条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 人形浄瑠璃の定期及び臨時の公演に関すること。
- (2) 資料の収集、保存、展示に関すること。
- (3) 資料の調査研究及び研究報告書の刊行に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、人形の館の設置目的を達成するために必要な事業に関すること。

（開館時間）

第4条 人形の館の開館時間は、午前9時30分から午後5時までとする。ただし、午後4時30分以降は入館することはできない。

2 前項の規定にかかわらず、市長が必要があると認めるときは、開館時間を変更することができる。

（休館日）

第5条 人形の館の休館日は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 月曜日（その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日に当たるときは、その日以後においてその日に最も近い休日でない日）

- (2) 1月1日から1月3日まで及び12月29日から12月31日まで

2 前項に定めるもののほか、市長が必要があると認めるときは、臨時に休館し、又は休館日に利用することができる。

(入館の制限)

第6条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、人形の館への入館を制限し、拒否し、又は退場を命ずることができる。

- (1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認められる者
- (2) 他人に危害を及ぼし、又は他人の迷惑になる行為をするおそれがあると認められる者
- (3) 人形の館の施設又は展示品等を損傷するおそれがあると認められる者
- (4) この条例若しくはこの条例に基づく規則の規定に違反し、又はそのおそれがあると認められる者
- (5) 前各号に掲げるもののほか、管理運営上支障があると認められる者

(入館料)

第7条 人形の館の資料を観覧しようとする者は、別表に定める入館料を納付しなければならない。

(入館料の免除)

第8条 市長は、次に掲げる場合は、入館料を免除することができる。

- (1) 社会福祉施設に入所している者及びその引率者が教育活動として観覧するとき。
- (2) 本市の小学校及び中学校に在学する者及びその引率者が学校教育活動として観覧するとき。
- (3) 心身障害者で療育手帳、身体障害者手帳若しくは精神障害者保健福祉手帳を提示したとき又はこれらの介護者が必要と認めたとき。
- (4) 国又は地方公共団体の職員が施設の状況調査又は研究のため観覧するとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めたとき。

(入館料の還付)

第9条 既に納付した入館料は、還付しない。ただし、特別な理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(運営委員会の委員)

第10条 人形の館の運営を円滑に行うため都城市山之口麓文弥節人形浄瑠璃資料館運営委員会（以下「運営委員会」という。）を置く。

- 2 運営委員会は、委員5人以内をもって組織する。
- 3 運営委員会の委員は、市長が委嘱する。

- 4 運営委員会の委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(運営委員会の会長及び副会長)

第11条 運営委員会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、会務を統括し、会議の議長となる。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(運営委員会の会議)

第12条 運営委員会の会議は、必要に応じて会長が招集する。

- 2 運営委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

(損害賠償)

第13条 入館者は、その責めに帰すべき事由により、人形の館の施設、展示品等を損傷し、滅失し、又は汚損して市に損害を与えたときは、直ちにその旨を届け出るとともに、これを原状に復し、又はその損害を賠償しなければならない。ただし、市長が特にやむを得ない理由があると認めるときは、賠償責任を軽減し、又は免除することができる。

(委任)

第14条 この条例に定めるもののほか、人形の館の管理に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日の前日までに、改正前の都城市山之口麓文弥節人形浄瑠璃資料館条例（平成18年条例第275号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

別表（第7条関係）

区分			単位	基礎額	単位当たりの入館料の額
個人	入館料	一般	1人	200円	基礎額と当該金額に消費税法（昭和63年法律第108号）

					に定める消費税の税率を乗じて得た額及びその額に地方税法（昭和25年法律第226号）に定める地方消費税の税率を乗じて得た額を合算した額を加えた額とする。この場合において、単位当たりの入館料の額に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。
		高校生	同上	150円	同上
		小学生及び中学生	同上	100円	同上
	特別展入館料	一般	同上	680円	同上
		高校生	同上	490円	同上
		小学生及び中学生	同上	300円	同上
団体（20人以上）	入館料	一般	同上	150円	同上
		高校生	同上	100円	同上
		小学生及び中学生	同上	50円	同上
	特別展入館料	一般	同上	490円	同上
		高校生	同上	300円	同上
		小学生及び中学生	同上	195円	同上

備考 「高校生」とは、高等学校（高等専門学校を含む。）又はこれに準ずるものに在学する者をいう。

議案第 34 号

都城市職員定数条例等の一部を改正する条例の制定について

都城市職員定数条例（平成 18 年条例第 33 号）等の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成 27 年 2 月 26 日提出

都城市長 池 田 宜 永

都城市職員定数条例等の一部を改正する条例

(都城市職員定数条例の一部改正)

第1条 都城市職員定数条例（平成18年条例第33号）の一部を次のように改正する。

第1条中「教育長及び」を削る。

(都城市特別職に属する非常勤職員の報酬、費用弁償等及び証人等の実費弁償に関する条例の一部改正)

第2条 都城市特別職に属する非常勤職員の報酬、費用弁償等及び証人等の実費弁償に関する条例（平成18年条例第49号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第2号の表中

「

教育委員会	委員長	月額 102,000 円	旅費支給条例に規定する常勤の特別職の職員に支給される額に相当する額
	委員	月額 70,000 円	

を

」

「

教育委員会	委員	月額 70,000 円	旅費支給条例に規定する常勤の特別職の職員に支給される額に相当する額
-------	----	-------------	-----------------------------------

に改める。

」

第7条第1項中「及び副市長」を「、副市長及び教育長」に改め、「並びに教育長」を削り、同条第2項中「（教育長を含む。）」を削る。

(都城市教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正)

第3条 都城市教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例（平成18年条例第52号）の一部を次のように改正する。

第1条中「教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）第16条第2項の規定に基づき、」を「地方公務員法（昭和25年法律第201号）第3条に規定する特別

職に属する職員のうち、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 4 条第 1 項に規定する」に改める。

第 6 条第 3 項中「教育委員会委員を」を削る。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際現に在職する教育長（地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成 26 年法律第 76 号）による改正前の地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 16 条第 1 項の教育委員会の教育長をいう。）の教育委員会の委員としての任期中（以下「在任特例期間」という。）においては、第 1 条の規定による改正後の都城市職員定数条例の規定は適用せず、同条の規定による改正前の都城市職員定数条例の規定は、なおその効力を有する。
- 3 在任特例期間においては、第 2 条の規定による改正後の都城市特別職に属する非常勤職員の報酬、費用弁償等及び証人等の実費弁償に関する条例の規定は適用せず、同条の規定による改正前の都城市特別職に属する非常勤職員の報酬、費用弁償等及び証人等の実費弁償に関する条例の規定は、なおその効力を有する。
- 4 在任特例期間においては、第 3 条の規定による改正後の都城市教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の規定は適用せず、同条の規定による改正前の都城市教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の規定は、なおその効力を有する。

議案第 35 号

都城市特別職に属する非常勤職員の報酬、費用弁償等及び証人等の実費弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

都城市特別職に属する非常勤職員の報酬、費用弁償等及び証人等の実費弁償に関する条例(平成 18 年条例第 49 号)の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成 27 年 2 月 26 日提出

都城市長 池 田 宜 永

都城市特別職に属する非常勤職員の報酬、費用弁償等及び証人等の実費弁償
に関する条例の一部を改正する条例

都城市特別職に属する非常勤職員の報酬、費用弁償等及び証人等の実費弁償に関
する条例（平成18年条例第49号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第2号の表老人相談員の項を削る。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

議案第 36 号

都城市母子及び父子家庭医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について

都城市母子及び父子家庭医療費助成に関する条例（平成 18 年条例第 126 号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成 27 年 2 月 26 日提出

都城市長 池 田 宜 永

都城市母子及び父子家庭医療費助成に関する条例の一部を改正する条例
都城市母子及び父子家庭医療費助成に関する条例（平成18年条例第126号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号及び第2号を次のように改める。

(1) 母子及び父子家庭 20歳未満の者を扶養している配偶者のない女子又は男子の世帯をいう。

(2) 配偶者のない女子又は男子 次のアからクまでのいずれかに該当する者をいう。

ア 配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）と死別し、又は離別し、現に婚姻（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。以下同じ。）をしていない者

イ 配偶者が1年以上行方不明又は船舶等の事故により3月以上生死不明となっている者

ウ 配偶者から1年以上遺棄されている者

エ 配偶者が海外にあるためその扶養を受けることができない者

オ 配偶者が精神若しくは身体の障害により1年以上又は配偶者が疾病により3年以上労働能力を失っている者

カ 配偶者が法令により1年以上拘禁されているため、その扶養を受けることができない者

キ 婚姻によらないで父又は母となり、現に婚姻をしていない者

ク 父母のない児童の兄、姉、叔父、叔母、祖父、祖母等であって現に婚姻をしていない者

第2条第4号を次のように改める。

(4) 父母のない児童 次のアからカまでのいずれかに該当する児童をいう。

ア 父母と死別した児童

イ 父母が1年以上行方不明又は船舶等の事故により3月以上生死不明となっている児童

ウ 父母から1年以上遺棄されている児童

エ 父母が精神若しくは身体の障害により1年以上又は疾病により3年以上労働能力を失っている児童

オ 父母が法令により 1 年以上拘禁されているため、その扶養を受けることができない児童

カ 生存している父母がイからオまでに規定する事情（期間の定めを除く。）のいずれにも該当しない場合であって、その父母から扶養を受けることができない児童

第 2 条中第 5 号を削り、第 6 号を第 5 号とし、第 7 号から第 12 号までを 1 号ずつ繰り上げる。

第 3 条第 1 項第 1 号中「配偶者のない男子」を「男子」に改め、同項第 2 号中「若しくは」を「又は」に改め、「又は父母のない児童」を削り、同項に次の 1 号を加える。

(3) 父母のない児童

附 則

この条例は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 37 号

都城市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

都城市介護保険条例（平成 18 年条例第 159 号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成 27 年 2 月 26 日提出

都城市長 池 田 宜 永

都城市介護保険条例の一部を改正する条例

都城市介護保険条例（平成18年条例第159号）の一部を次のように改正する。

目次中「地域密着型サービス」を「市長が指定する介護給付サービス」に改める。

第5条第1項各号列記以外の部分中「平成24年度から平成26年度まで」を「平成27年度から平成29年度まで」に改め、同項第1号中「32,000円」を「35,940円」に改め、同項第2号中「32,000円」を「53,910円」に改め、同項第3号中「48,000円」を「53,910円」に改め、同項第4号中「64,000円」を「64,690円」に改め、同項第5号中「80,000円」を「71,880円」に改め、同項第6号中「96,000円」を「86,250円」に改め、同項に次の4号を加える。

(7) 令第38条第1項第7号に掲げる者 93,440円

(8) 令第38条第1項第8号に掲げる者 107,820円

(9) 令第38条第1項第9号に掲げる者のうち、合計所得金額が290万円以上400万円未満の者 122,190円

(10) 令第38条第1項第9号に掲げる者のうち、合計所得金額が400万円以上の者 129,380円

第5条第2項を削る。

第7条第4項中「100円未満」を「10円未満」に改める。

第13条第3号中「法第115条の45」を「法第115条の46」に改める。

第20条第1項中「法第115条の48」を「法第115条の49」に改める。

「第6章 地域密着型サービス」を「第6章 市長が指定する介護給付サービス」に改める。

第22条及び第23条を次のように改める。

（市長が指定する介護給付サービス事業者の指定基準）

第22条 次に掲げる規定により市が条例で定めることとされている申請者は、法人とする。

(1) 法第78条の2第4項第1号

(2) 法第115条の12第2項第1号

(3) 法第115条の22第2項第1号

（暴力団員の除外）

第23条 前条に定める申請者の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずるものをいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有するものであ

るかを問わず、事業を行う者に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。)及び当該申請に係る事業所を管理する者は、都城市暴力団排除条例（平成23年条例第21号）第2条第3号に規定する暴力団員であってはならない。

附則に次の4項を加える。

（地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号）附則第14条の規定による経過措置）

- 7 法第115条の45第1項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業については、介護予防及び生活支援の体制整備の必要性に鑑み、その円滑な実施を図るため、平成27年4月1日から市長が定める日までの間を行わず、当該市長が定める日の翌日から行うものとする。
- 8 法第115条の45第2項第4号に掲げる事業については、その円滑な実施を図るため、平成27年4月1日から市長が定める日までの間を行わず、当該市長が定める日の翌日から行うものとする。
- 9 法第115条の45第2項第5号に掲げる事業については、その事業の実施に必要な準備のため、平成27年4月1日から市長が定める日までの間を行わず、当該市長が定める日の翌日から行うものとする。
- 10 法第115条の45第2項第6号に掲げる事業については、その円滑な実施を図るため、平成27年4月1日から市長が定める日までの間を行わず、当該市長が定める日の翌日から行うものとする。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の第5条及び第7条第4項の規定は、平成27年度以後の年度分の保険料について適用し、平成26年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

議案第 38 号

都城市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

都城市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 25 年条例第 8 号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成 27 年 2 月 26 日提出

都城市長 池 田 宜 永

都城市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

都城市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成25年条例第8号）の一部を次のように改正する。

目次中「複合型サービス」を「看護小規模多機能型居宅介護」に改める。

第6条第2項中「又は指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第35号。以下「指定介護予防サービス等基準」という。

）第5条第2項のサービス提供責任者」を削り、同条第5項各号列記以外の部分中「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所」の次に「の同一敷地内」を加え、「併設されている」を「ある」に改め、同項第5号中「第82条第6項第1号」を「第82条第6項」に改め、同項第6号中「第82条第6項第2号」を「第82条第6項」に改め、同項第7号中「第82条第6項第3号」を「第82条第6項」に改め、同項第8号中「指定複合型サービス事業所」を「指定看護小規模多機能型居宅介護事業所」に改め、同条第12項中「同条第1項第1号イ」を「同条第4項」に改める。

第23条第2項中「行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて」を「行い」に改める。

第32条第2項中「又は指定夜間対応型訪問介護事業所」を「、指定夜間対応型訪問介護事業所又は指定訪問看護事業所」に、「定期巡回サービス、随時対応サービス又は随時訪問サービス」を「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」に改める。

第60条中「営むことができるよう」の次に「生活機能の維持又は向上を目指し」を加える。

第63条第4項中「前3項」を「第1項から第3項まで」に改め、同項を同条第5項とし、同項の前に次の1項を加える。

4 前項ただし書きの場合（単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業者が第1項に掲げる設備を利用し、夜間及び深夜に単独型・併設型指定認知症対応型通所介護以外のサービスを提供する場合に限る。）には、当該サービスの内容を当該サービスの提供の開始前に当該単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業者に係る指定を行った市長に届け出るものとする。

第65条第1項中「、指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所」を「又は指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所においては共同生活住居（法第8条第

19項又は法第8条の2第15項に規定する共同生活を営むべき住居をいう。)ごとに」に改め、「指定地域密着型介護老人福祉施設」の次に「においては施設」を加え、同条第2項中「指定居宅サービスをいう。」を「指定居宅サービスをいう。以下同じ。」に、「指定介護予防サービスをいう。」を「指定介護予防サービスをいう。以下同じ。」に、「指定地域密着型介護予防サービスをいう。」を「指定地域密着型介護予防サービスをいう。以下同じ。」に改め、「介護保険施設」の次に「(法第8条第24項に規定する介護保険施設をいう。以下同じ。)」を加える。

第78条の次に次の1条を加える。

(事故発生時の対応)

第78条の2 指定認知症対応型通所介護事業者は、利用者に対する指定認知症対応型通所介護の提供により事故が発生した場合は、市、当該利用者の家族、当該利用者に係る指定居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

2 指定認知症対応型通所介護事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。

3 指定認知症対応型通所介護事業者は、利用者に対する指定認知症対応型通所介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

4 指定認知症対応型通所介護事業者は、第63条第4項の単独型・併設型指定認知症対応型通所介護以外のサービスの提供により事故が発生した場合は、第1項及び第2項の規定に準じた必要な措置を講じなければならない。

第79条第2項第5号中「次条において準用する第40条第2項」を「前条第2項」に改める。

第80条中「、第40条」を削る。

第82条第6項各号列記以外の部分中「指定小規模多機能型居宅介護事業所に次の各号のいずれかに掲げる施設等が併設されている」を「次の表の左欄に掲げる」、「当該各号」を「同表の中欄」に改め、「ときは、」の次に「同表の右欄に掲げる」を加え、同項各号を削り、同項に次の表を加える。

当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設	指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定地域密着型特定施設、指定地域密着型介護老人福祉施設又は指定介護療養型医療施設	介護職員
-----------------------------	--	------

等のいずれかが併設されている場合	設（医療法（昭和23年法律第205号）第7条第2項第4号に規定する療養病床を有する診療所であるものに限る。）	
当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の同一敷地内に中欄に掲げる施設等のいずれかがある場合	前項中欄に掲げる施設等、指定居宅サービスの事業を行う事業所、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所、指定認知症対応型通所介護事業所、指定介護老人福祉施設又は介護老人保健施設	看護師又は准看護師

第82条第7項中「指定複合型サービス事業者」を「指定看護小規模多機能型居宅介護事業者」に、「指定複合型サービス事業所」を「指定看護小規模多機能型居宅介護事業所」に改め、同条第8項中「複合型サービス従業者」を「看護小規模多機能型居宅介護従業者」に改め、同条第10項中「第6項各号」を「第6項の表の当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合の項の中欄」に改める。

第83条第1項中「前条第6項各号」を「前条第6項の表の当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合の項の中欄」に、「若しくは」を「、」に改め、「含む。）」の次に「若しくは介護保険法第115条の45第1項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業（同項第1号ニに規定する第1号介護予防支援事業を除く。）」を加え、同条第3項中「指定複合型サービス事業所」の次に「（第193条に規定する指定複合型サービス事業所をいう。次条において同じ。）」を加える。

第85条第1項中「25人」を「29人」に改め、同条第2項第1号中「15人（」の次に「登録定員が25人を超える指定小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、登録定員に応じて、次の表に定める利用定員、」を加え、同号に次の表を加える。

登録定員	利用定員
26人又は27人	16人
28人	17人
29人	18人

第91条第2項中「行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて」を「行い」に改める。

第106条中「第82条第6項各号」を「第82条第6項」に改める。

第110条第4項中「指定複合型サービス事業所」を「指定看護小規模多機能型居宅介護事業所」に、「複合型サービス従業者」を「看護小規模多機能型居宅介護従業者」に改め、同条第7項中「指定複合型サービス事業所」を「指定看護小規模多機能型居宅介護事業所」に改める。

第111条第1項中「指定複合型サービス事業所」を「指定看護小規模多機能型居宅介護事業所」に改める。

第113条第1項に次のただし書を加える。

ただし、指定認知症対応型共同生活介護事業所に係る用地の確保が困難であることその他地域の実情により指定認知症対応型共同生活介護事業所の効率的運営に必要と認められる場合は、一の事業所における共同生活住居の数を3とすることができる。

第121条中「地域密着型介護予防サービス」を「指定地域密着型介護予防サービス」に改める。

第130条第9項中「指定複合型サービス事業所」を「指定看護小規模多機能型居宅介護事業所」に、「複合型サービス従業者」を「看護小規模多機能型居宅介護従業者」に改め、同条第10項中「指定複合型サービス事業所」を「指定看護小規模多機能型居宅介護事業所」に改める。

第131条中「指定複合型サービス事業所」を「指定看護小規模多機能型居宅介護事業所」に改める。

第135条を次のように改める。

第135条 削除

第148条第2項第9号を削る。

第151条第4項中「指定介護老人福祉施設」の次に「、指定地域密着型介護老人福祉施設（サテライト型居住施設である指定地域密着型介護老人福祉施設を除く。第8項第1号及び第17項、第152条第1項第6号並びに第180条第1項第3号において同じ。）」を加え、同条第8項第1号中「指定介護老人福祉施設」の次に「又は指定地域密着型介護老人福祉施設」を加え、同条第12項中「指定介護予防サービス等基準」を「指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第35号。以下「指定介護予防サービス等基準」という。）」に改め、

同条第13項中「若しくは指定介護予防サービス等基準第97条第1項に規定する指定介護予防通所介護事業所」を削り、同条第15項及び第16項中「指定複合型サービス事業所」を「指定看護小規模多機能型居宅介護事業所」に改め、同条に次の1項を加える。

17 第1項第1号の医師及び同項第6号の介護支援専門員の数、サテライト型居住施設の本体施設である指定地域密着型介護老人福祉施設であつて、当該サテライト型居住施設に医師又は介護支援専門員を置かない場合にあつては、指定地域密着型介護老人福祉施設の入所者の数及び当該サテライト型居住施設の入所者の数の合計数を基礎として算出しなければならない。この場合において、介護支援専門員数は、同号の規定にかかわらず、1以上（入所者の数が100又はその端数を増すごとに1を標準とする。）とする。

第152条第1項第6号ただし書中「指定介護老人福祉施設」の次に「又は指定地域密着型介護老人福祉施設」を加える。

第176条第2項に次の1号を加える。

(7) 次条において準用する第85条第2項に規定する報告、評価、要望、助言等の記録

第180条第1項第3号ただし書中「指定介護老人福祉施設」の次に「又は指定地域密着型介護老人福祉施設」を加える。

「第9章 複合型サービス」を「第9章 看護小規模多機能型居宅介護」に改める。

第190条中「（以下「複合型サービス」という。）」を「（介護保険法施行規則第17条の10に規定する看護小規模多機能型居宅介護に限る。以下この章において「指定看護小規模多機能型居宅介護」という。）」に改める。

第191条第1項を次のように改める。

指定看護小規模多機能型居宅介護の事業を行う者（以下「指定看護小規模多機能型居宅介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定看護小規模多機能型居宅介護事業所」という。）ごとに置くべき指定看護小規模多機能型居宅介護の提供に当たる従業者（以下「看護小規模多機能型居宅介護従業者」という。）の員数は、夜間及び深夜の時間帯以外の時間帯に指定看護小規模多機能型居宅介護の提供に当たる看護小規模多機能型居宅介護従業者については、常勤換算方法で、通いサービス（登録者（指定看護小規模多機能型居宅介護を利用す

るために指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に登録を受けた者をいう。以下同じ。)を指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に通わせて行う指定看護小規模多機能型居宅介護事業をいう。以下同じ。)の提供に当たる者をその利用者の数が3又はその端数を増すごとに1以上及び訪問サービス(看護小規模多機能型居宅介護従業者が登録者の居宅を訪問し、当該居宅において行う看護小規模多機能型居宅介護(本体事業所である指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあつては当該本体事業所に係るサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所又はサテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の登録者の居宅において行う指定看護小規模多機能型居宅介護を含む。)をいう。以下この章において同じ。)の提供に当たる者を2以上とし、夜間及び深夜の時間帯を通じて指定看護小規模多機能型居宅介護の提供に当たる看護小規模多機能型居宅介護従業者については、夜間及び深夜の勤務(夜間及び深夜の時間帯に行われる勤務(宿直勤務を除く。))をいう。第6項において同じ。)に当たる者を1以上及び宿直勤務に当たる者を当該宿直勤務に必要な数以上とする。

第191条第3項及び第4項中「複合型サービス従業者」を「看護小規模多機能型居宅介護従業者」に改め、同条第6項中「指定複合型サービス事業所」を「指定看護小規模多機能型居宅介護事業所」に、「指定複合型サービス」を「指定看護小規模多機能型居宅介護」に、「複合型サービス従業者」を「看護小規模多機能型居宅介護従業者」に改め、同条第7項中「指定複合型サービス事業所」を「指定看護小規模多機能型居宅介護事業所」に、「複合型サービス従業者」を「看護小規模多機能型居宅介護従業者」に改め、同条第8項中「指定複合型サービス事業者」を「指定看護小規模多機能型居宅介護事業者」に、「複合型サービス計画」を「看護小規模多機能型居宅介護計画」に改め、同項ただし書中「指定複合型サービス事業所」を「指定看護小規模多機能型居宅介護事業所」に改め、同条第10項中「指定複合型サービス事業者が」を「指定複合型サービス事業者(指定地域密着型サービスに該当する複合型サービス(以下「指定複合型サービス」という。)の事業を行う者をいう。以下同じ。)が」に、「指定複合型サービスの」を「指定看護小規模多機能型居宅介護の」に改める。

第192条第1項中「指定複合型サービス事業者」を「指定看護小規模多機能型居宅介護事業者」に、「指定複合型サービス事業所」を「指定看護小規模多機能型居宅介護事業所」に改める。

第193条（見出しを含む。）中「指定複合型サービス事業者」を「指定看護小規模多機能型居宅介護事業者」に改め、同条中「指定複合型サービス事業所」の次に「（指定複合型サービスの事業を行う事業所をいう。）」を加える。

第194条第1項中「指定複合型サービス事業所」を「指定看護小規模多機能型居宅介護事業所」に、「25人」を「29人」に改め、同条第2項各号列記以外の部分中「指定複合型サービス事業所」を「指定看護小規模多機能型居宅介護事業所」に改め、同項第1号中「15人」の次に「（登録定員が25人を超える指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、登録定員に応じて、次の表に定める利用定員）」を加え、同号に次の表を加える。

登録定員	利用定員
26人又は27人	16人
28人	17人
29人	18人

第195条第1項中「指定複合型サービス事業所」を「指定看護小規模多機能型居宅介護事業所」に、「指定複合型サービスの」を「指定看護小規模多機能型居宅介護の」に改め、同条第2項第2号イただし書中「指定複合型サービス事業所」を「指定看護小規模多機能型居宅介護事業所」に改め、同条第3項中「指定複合型サービス」を「指定看護小規模多機能型居宅介護」に改め、同条第4項中「指定複合型サービス事業所」を「指定看護小規模多機能型居宅介護事業所」に改める。

第196条の見出し及び同条第1項中「指定複合型サービス」を「指定看護小規模多機能型居宅介護」に改め、同条第2項中「指定複合型サービス事業者」を「指定看護小規模多機能型居宅介護事業者」に、「指定複合型サービスの」を「指定看護小規模多機能型居宅介護の」に、「行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて」を「行い」に改める。

第197条の見出し、同条各号列記以外の部分並びに同条第1号及び第2号中「指定複合型サービス」を「指定看護小規模多機能型居宅介護」に改め、同条第3号中「指定複合型サービスの」を「指定看護小規模多機能型居宅介護の」に、「複合型サービス計画」を「看護小規模多機能型居宅介護計画」に改め、同条第4号中「指定複合型サービス従業者は、指定複合型サービス」を「指定看護小規模多機能型居宅介護従業者は、指定看護小規模多機能型居宅介護」に改め、同条第5号中「指定複合型サービス事業者は、指定複合型サービス」を「指定看護小規模多機能型居宅

介護事業者は、指定看護小規模多機能型居宅介護」に改め、同条第6号中「指定複合型サービス事業者」を「指定看護小規模多機能型居宅介護事業者」に改め、同条第7号中「指定複合型サービス」を「指定看護小規模多機能型居宅介護」に改め、同条第8号中「指定複合型サービス事業者」を「指定看護小規模多機能型居宅介護事業者」に改め、同条第9号中「指定複合型サービス」を「指定看護小規模多機能型居宅介護」に、「複合型サービス計画」を「看護小規模多機能型居宅介護計画」に改める。

第198条第1項中「指定複合型サービス事業所」を「指定看護小規模多機能型居宅介護事業所」に改め、同条第2項中「指定複合型サービス事業者」を「指定看護小規模多機能型居宅介護事業者」に改め、同条第3項中「指定複合型サービス事業者」を「指定看護小規模多機能型居宅介護事業者」に、「複合型サービス計画及び複合型サービス報告書」を「看護小規模多機能型居宅介護計画及び看護小規模多機能型居宅介護報告書」に改め、同条第4項中「指定複合型サービス事業所」を「指定看護小規模多機能型居宅介護事業所」に、「複合型サービス報告書」を「看護小規模多機能型居宅介護報告書」に改める。

第199条の見出しを「（看護小規模多機能型居宅介護計画及び看護小規模多機能型居宅介護報告書の作成）」に改め、同条第1項中「指定複合型サービス事業所」を「指定看護小規模多機能型居宅介護事業所」に、「複合型サービス計画」を「看護小規模多機能型居宅介護計画」に、「複合型サービス報告書」を「看護小規模多機能型居宅介護報告書」に改め、同条第2項及び第3項中「複合型サービス計画」を「看護小規模多機能型居宅介護計画」に改め、同条第4項中「複合型サービス従業者」を「看護小規模多機能型居宅介護従業者」に、「複合型サービス計画」を「看護小規模多機能型居宅介護計画」に改め、同条第5項から第8項まで中「複合型サービス計画」を「看護小規模多機能型居宅介護計画」に改め、同条第9項及び第10項中「複合型サービス報告書」を「看護小規模多機能型居宅介護報告書」に改める。

第200条第1項中「複合型サービス従業者は、現に指定複合型サービス」を「看護小規模多機能型居宅介護従業者は、現に指定看護小規模多機能型居宅介護」に改め、同条第2項中「複合型サービス従業者」を「看護小規模多機能型居宅介護従業者」に改める。

第201条第1項中「指定複合型サービス事業者」を「指定看護小規模多機能型居

宅介護事業者」に改め、同条第2項各号列記以外の部分中「指定複合型サービス事業者は、利用者に対する指定複合型サービスの」を「指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、利用者に対する指定看護小規模多機能型居宅介護の」に改め、同項第2号を次のように改める。

(2) 看護小規模多機能型居宅介護計画

第201条第2項第5号中「複合型サービス報告書」を「看護小規模多機能型居宅介護報告書」に改める。

第202条中「指定複合型サービス」を「指定看護小規模多機能型居宅介護」に、「複合型サービス従業者」を「看護小規模多機能型居宅介護従業者」に、「第82条第6項各号」を「第82条第6項」に改める。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

議案第 39 号

都城市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

都城市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（平成 25 年条例第 9 号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成 27 年 2 月 26 日提出

都城市長 池 田 宜 永

都城市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

都城市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（平成25年条例第9号）の一部を次のように改正する。

第7条第4項中「前3項」を「第1項から第3項まで」に改め、同項を同条第5項とし、同項の前に次の1項を加える。

4 前項ただし書の場合（単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者が第1項に掲げる設備を利用し、夜間及び深夜に単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護以外のサービスを提供する場合に限る。）には、当該サービスの内容を当該サービスの提供の開始前に当該単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者に係る指定を行った市長に届け出るものとする。

第8条第1項中「第44条第6項第2号」及び「第44条第6項第3号」を「第44条第6項」に改める。

第9条第1項中「、指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所」を「又は指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所においては共同生活住居（法第8条第19項又は法第8条の2第15項に規定する共同生活を営むべき住居をいう。）ごとに」に改め、「指定地域密着型介護老人福祉施設」の次に「においては施設」を加え、同条第2項中「第44条第6項第4号」を「第44条第6項」に改める。

第37条に次の1項を加える。

4 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、第7条第4項の単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護以外のサービスの提供により事故が発生した場合は、第1項及び第2項の規定に準じた必要な措置を講じなければならない。

第44条第6項各号列記以外の部分中「指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に次の各号のいずれかに掲げる施設等が併設されている」を「次の表の左欄に掲げる」に、「当該各号」を「同表の中欄」に改め、「ときは、」の次に「同表の右欄に掲げる」を加え、同項各号を削り、同項に次の表を加える。

当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等の	指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定地域密着型特定施設、指定地域密着型介護老人福祉施設又は指定介護	介護職員
-----------------------------------	---	------

いずれかが併設されている場合	療養型医療施設（医療法（昭和23年法律第205号）第7条第2項第4号に規定する療養病床を有する診療所であるものに限る。）	
当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の同一敷地内に中欄に掲げる施設等のいずれかが、指定認知症対応型通所介護事業所、指定介護老人福祉施設又は介護老人保健施設	前項中欄に掲げる施設等、指定居宅サービスの事業を行う事業所、指定巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	看護師又は准看護師

第44条第7項中「指定複合型サービス事業者」を「指定看護小規模多機能型居宅介護事業者」に、「指定複合型サービス事業所」を「指定看護小規模多機能型居宅介護事業所」に改め、同条第8項中「複合型サービス従業者」を「看護小規模多機能型居宅介護従業者」に改め、同条第10項中「第6項各号」を「第6項の表の当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合の項の中欄」に改める。

第45条第1項ただし書中「前条第6項各号」を「前条第6項の表の当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合の項の中欄」に、「若しくは」を「、」に改め、「含む。）」の次に「若しくは法第115条の45第1項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業（同項第1号ニに規定する第1号介護予防支援事業を除く。）」を加え、同条第3項中「指定複合型サービス事業所」の次に「（指定地域密着型サービス基準第173条に規定する指定複合型サービス事業所をいう。次条において同じ。）」を加える。

第47条第1項中「25人」を「29人」に改め、同条第2項第1号中「15人（」の次に「登録定員が25人を超える指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所にあっては、登録定員に応じて、次の表に定める利用定員、」を加え、同号に次の表を加える。

登録定員	利用定員
26人又は27人	16人

28人	17人
29人	18人

第63条中「第44条第6項各号」を「第44条第6項」に改める。

第65条中「及び第31条から第38条まで」を「、第31条から第36条まで、第37条（第4項を除く。）及び第38条」に改める。

第66条第2項中「行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて」を「行い」に改める。

第70条中「法第8条の2第17項」を「法第8条の2第15項」に改める。

第74条第1項に次のただし書を加える。

ただし、指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所に係る用地の確保が困難であることその他地域の実情により指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所の効率的運営に必要と認められる場合は、一の事業所における共同生活住居の数を3とすることができる。

第86条中「第36条から第38条まで」を「第36条、第37条（第4項を除く。）、第38条」に改める。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

議案第 40 号

都城市教育委員会教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例の制定について

都城市教育委員会教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例を別紙のとおり制定する。

平成 27 年 2 月 26 日提出

都城市長 池 田 宜 永

都城市教育委員会教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第11条第5項の規定に基づき、教育長の職務に専念する義務の特例に関し、必要な事項を定めるものとする。

(職務に専念する義務の免除)

第2条 教育長は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、あらかじめ教育委員会の承認を得て、その職務に専念する義務を免除されることができる。

(1) 研修を受ける場合

(2) 厚生に関する計画の実施に参加する場合

(3) 前2号に掲げるもののほか、教育委員会規則で定める場合

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の規定は、この条例の施行の際現に在職する教育長（地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号。以下「改正法」という。）による改正前の地方教育行政の組織及び運営に関する法律第16条第1項の教育委員会の教育長をいう。以下同じ。）については、改正法附則第2条第1項の規定により引き続き教育長として在職する間は、適用しない。

議案第 4 1 号

都城市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について

都城市都市公園条例（平成 22 年条例第 42 号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成 2 7 年 2 月 2 6 日提出

都城市長 池 田 宜 永

都城市都市公園条例の一部を改正する条例

都城市都市公園条例（平成22年条例第42号）の一部を次のように改正する。

第7条第2項中「前項」を「前2項」に改め、同項を同条第3項とし、同項の前に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、別表第2に掲げる有料施設等の利用時間については、同表のとおりとする。

第8条第1号を次のように改める。

(1) 別表第3に定める日

第21条第1項及び第2項中「別表第2」を「別表第4」に改める。

第22条の見出しを「（使用料等の減免等）」に改め、同条第1項中「（観音池公園及び高崎総合公園たちばな天文台等を除く。）」を「（別表第1の5 観音池公園を利用する場合の表に掲げる施設及び8 高崎総合公園の施設を利用する場合の表(6) たちばな天文台等を除く。）」に、「別表第3」を「別表第5」に改める。

第22条第2項中「前項」を「第1項及び第2項」に改め、「使用料」の次に「若しくは占用料」を加え、同項を同条第4項とし、同項の前に次の2項を加える。

2 第21条第1項に規定する使用料のうち、別表第4に定める額の使用料を徴収する場合又は同条第2項に規定する占用料を徴収する場合で、別表第5に掲げる事由に該当するとき又は別表第5に掲げる者以外のものが公益を目的とする工作物その他の物件若しくは施設を設置するときは、使用料若しくは占用料を減額し、又は免除することができる。

3 前項の規定のうち、占用料を減額し、又は免除する場合においては、別表第5中「主催する」とあるのは「行う」と、「行事」とあるのは「事務又は事業」と読み替えるものとする。

別表第1の1 都城運動公園の運動施設を利用する場合(4) 庭球場の表中

「

クレーコート（1面当たり）	高校生以下	1時間	100円	基礎額と当該金額に消費税法に定める消費税の税率を乗じて得た額及びその額に地方税法に定める地方消費税の税率を乗じて得た額を
---------------	-------	-----	------	--

				合算した額を加えた額とする。この場合において、単位当たりの使用料の額に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。	を
	大人	同上	200円	同上	

」

「

クレーン ト（1面当 たり）	高校生以 下	1時間	100円	基礎額と当該金額に消費税法に定める消費税の税率を乗じて得た額及びその額に地方税法に定める地方消費税の税率を乗じて得た額を合算した額を加えた額とする。この場合において、単位当たりの使用料の額に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。	に
	大人	同上	200円	同上	
人工芝コー ト（1面当 たり）	高校生以 下	同上	200円	同上	
	大人	同上	400円	同上	

」

改める。

別表第1の5 観音池公園の施設を利用する場合(1) 遊具物及び遊具施設の表中「1日自由乗車券（体験学習）」を「セット券」に改め、同表の備考1を次のように改める。

- 1 セット券は、当該券を発行した日に限り、手こぎボート、ゴーカート、観覧車、スライダー、草そり及びリフトをそれぞれ1回利用できる。

別表第1の5 観音池公園の施設を利用する場合(3) キャンプ場の表中

「

ケビン式テント（１張り）		１日又は１泊	2,860円	基礎額と当該金額に消費税法に定める消費税の税率を乗じて得た額及びその額に地方税法に定める地方消費税の税率を乗じて得た額を合算した額を加えた額とする。この場合において、単位当たりの使用料の額に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。
テント	貸出用（１張り）	同上	1,910円	同上
	持ち込み（１張り）	同上	960円	同上
炊事用具（１セット）		同上	770円	同上

「

炊事用具（１セット）		１日又は１泊	770円	基礎額と当該金額に消費税法に定める消費税の税率を乗じて得た額及びその額に地方税法に定める地方消費税の税率を乗じて得た額を合算した額を加えた額とする。この場合において、単位当たりの使用料の額に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。
------------	--	--------	------	--

改め、

「

ゴザ（１枚）	１日又は１泊	５０円	同上	を
--------	--------	-----	----	---

削る。

別表第１の８ 高崎総合公園の施設を利用する場合(6) たちばな天文台等の表中

「

たちばな北斗ハウス	A型（５人用１棟）	１泊	７,１５０円	同上	を
	B型（７人用１棟）	同上	１０,０００円	同上	
	テント（１張り）	同上	４,７７０円	同上	

」

「

たちばな北斗ハウス	A型（５人用１棟）	１泊	７,１５０円	同上	に
	B型（７人用１棟）	同上	１０,０００円	同上	

」

改める。

別表第３を別表第５とし、別表第２を別表第４とし、同表の前に次の２表を加える。

次の２表～別紙

附 則

（施行期日）

- この条例は、平成27年４月１日から施行する。ただし、別表第１の５ 観音池公園の施設を利用する場合(1) 遊具物及び遊具施設の表の改正規定は、平成27年７月１日から施行する。

（準備行為）

- 前項の規定にかかわらず、改正後の都城市都市公園条例別表第１の１ 都城運

動公園の運動施設を利用する場合(4) 庭球場の表中人工芝コートの利用に係る準備行為は、公布の日から行うことができる。

(経過措置)

- 3 この条例の施行の日の前日までに、改正前の都城市都市公園条例の規定によりなされた手続、処分その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

別紙

別表第 2（第 7 条関係）

有料施設等		利用時間	
観音池公園	遊具物及び遊具施設	午前10時から午後 5 時まで	
	子ども村プール	午前 9 時から午後 5 時まで	
	キャンプ場	午前 8 時30分から午後 5 時まで（宿泊の場合は午後 3 時から翌日の午前10時まで）	
高崎総合公園	たちばな天文台	金曜日及び土曜日並びに国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「国民の休日」という。）の前日に当たる日	午前10時から午後 3 時まで及び午後 7 時から午後 10 時まで
		都城市学校管理運営規則（平成18年都教委規則第17号）第 9 条に規定する夏季休業日（以下「学校の夏季休業日」という。）	同上
		上記以外の日	午前10時から午後 3 時まで
	たちばな北斗ハウス	午後 3 時から翌日の午前10時まで（宿泊の場合に限る。）	
	温泉交流センター	午前 6 時から午後 9 時30分まで（宿泊の場合は午後 4 時から翌日の午前10時まで）	
	温水プール	日曜日及び国民の休日	午前10時から午後 6 時まで

		月曜日から土曜日まで及び学校の夏季休業日（日曜日及び国民の休日を含む。）	午前10時から午後8時まで
	パークゴルフ場	1月から5月まで及び10月から12月まで	午前9時から午後5時まで
		6月から9月まで	午前9時から午後6時まで

別表第3（第8条関係）

有料施設等		休園日
都城運動公園の運動施設		第3木曜日並びに1月1日から1月3日まで及び12月29日から12月31日まで。ただし、その日が国民の休日（1月1日を除く。）に当たるときは、その日以後においてその日に最も近い休日でない日
早水公園体育文化センターの運動施設		同上
観音池公園	遊具物及び遊具施設	月曜日から金曜日まで並びに1月1日から1月3日まで及び12月29日から12月31日まで。ただし、その日が国民の休日（1月1日を除く。）に当たるときは、その日以後においてその日に最も近い休日でない日
	子ども村プール	学校の夏季休業日を除く日
	キャンプ場	休園日はなし。
高城運動公園の運動施設		第2月曜日並びに1月1日から1月3日まで及び12月29日から12月31日まで。ただし、その日が国民の休日（1月1日を除く。）に当

		たるときは、翌週の月曜日
高崎総合公園	たちばな天文台	木曜日。ただし、その日が学校の夏季休業日に当たるときを除く。
	たちばな北斗ハウス	第3木曜日（宿泊の場合は前日の水曜日の午後3時から翌日の金曜日の午前10時まで）ただし、その日が国民の休日又は8月15日に当たるときは翌週の木曜日
	温泉交流センター	第3木曜日（宿泊の場合は前日の水曜日の午後4時から翌日の金曜日の午前10時まで）。ただし、その日が国民の休日又は8月15日に当たるときは翌週の木曜日
	温水プール	木曜日。ただし、その日が学校の夏季休業日に当たるときは除く。
	パークゴルフ場	第3木曜日。ただし、その日が国民の休日又は8月15日に当たるときは翌週の木曜日
その他の有料施設等		1月1日から1月3日まで及び12月29日から12月31日まで

議案第 4 2 号

都城市都市公園以外の公園に関する条例の一部を改正する条例の制定について

都城市都市公園以外の公園に関する条例（平成 22 年条例第 43 号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成 2 7 年 2 月 2 6 日提出

都城市長 池 田 宜 永

都城市都市公園以外の公園に関する条例の一部を改正する条例

都城市都市公園以外の公園に関する条例（平成22年条例第43号）の一部を次のように改正する。

第21条の見出しを「（使用料等の減免等）」に改め、同条第2項中「前項」を「第1項及び第2項」に改め、「使用料」の次に「若しくは占用料」を加え、同項を同条第4項とし、同項の前に次の2項を加える。

- 2 第20条第1項に規定する使用料のうち、別表第3に定める額の使用料を徴収する場合又は同条第2項に規定する占用料を徴収する場合で、別表第4に掲げる事由に該当するとき、又は別表第4に掲げる者以外の者が公益を目的とする工作物その他の物件若しくは施設を設置するときは、使用料若しくは占用料を減額し、又は免除することができる。
- 3 前項の規定のうち、占用料を減額し、又は免除する場合においては、別表第4中「主催する」とあるのは「行う」と、「行事」とあるのは「事務又は事業」と読み替えるものとする。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日の前日までに、都城市都市公園以外の公園に関する条例の規定によりなされた手続、処分その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

議案第 4 3 号

都城市特別会計条例の一部を改正する条例の制定について

都城市特別会計条例（平成 18 年条例第 62 号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成 2 7 年 2 月 2 6 日提出

都城市長 池 田 宜 永

都城市特別会計条例の一部を改正する条例

都城市特別会計条例（平成18年条例第62号）の一部を次のように改正する。

第1条第10号及び第11号を削る。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

（都城市高城健康増進センター施設等管理事業基金条例の廃止）

- 2 都城市高城健康増進センター施設等管理事業基金条例（平成18年条例第79号）は、廃止する。

（都城市山之口総合交流活性化センター運営基金条例の一部改正）

- 3 都城市山之口総合交流活性化センター運営基金条例（平成18年条例第75号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

都城市山之口総合交流活性化センター施設整備基金条例

第1条中「円滑な運営」を「維持管理及び施設整備」に改める。

第2条中「都城市山之口総合交流活性化センター特別会計予算」を「都城市一般会計歳入歳出予算（以下「一般会計予算」という。）」に改める。

第4条を次のように改める。

（運用益金の処理）

第4条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計予算に計上して、この基金に編入するものとする。

第6条を次のように改める。

（処分）

第6条 基金は、第1条に規定する基金設置の目的を達成するために必要があると認める場合に限り、これを処分することができる。

議案第 4 4 号

都城市高城観音池公園施設条例の一部を改正する条例の制定について

都城市高城観音池公園施設条例（平成 18 年条例第 145 号）の一部を改正する条例
を別紙のとおり制定する。

平成 2 7 年 2 月 2 6 日提出

都城市長 池 田 宜 永

都城市高城観音池公園施設条例の一部を改正する条例

都城市高城観音池公園施設条例（平成18年条例第145号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項第1号中「午前9時から午後10時まで」を「午前7時から午後9時まで」に改める。

附 則

この条例は、平成27年7月1日から施行する。

議案第 4 5 号

財産の取得について

市は、中心市街地中核施設整備支援事業の用地として、次の土地を取得することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項並びに都城市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成 18 年条例第 63 号）第 3 条の規定に基づき、議会の議決を求める。

平成 2 7 年 2 月 2 6 日提出

都城市長 池 田 宜 永

1 取得する財産の表示

- | | |
|-------------|---|
| (1) 土地の所在地 | 都城市中町 1 1 3 番
外 2 3 筆（別紙土地取得明細書のとおり） |
| (2) 地 目 | 宅地 |
| (3) 合 計 地 積 | 1 0 , 9 6 0 . 0 6 平方メートル |

2 契 約 金 額 3 7 5 , 5 0 0 , 0 0 0 円

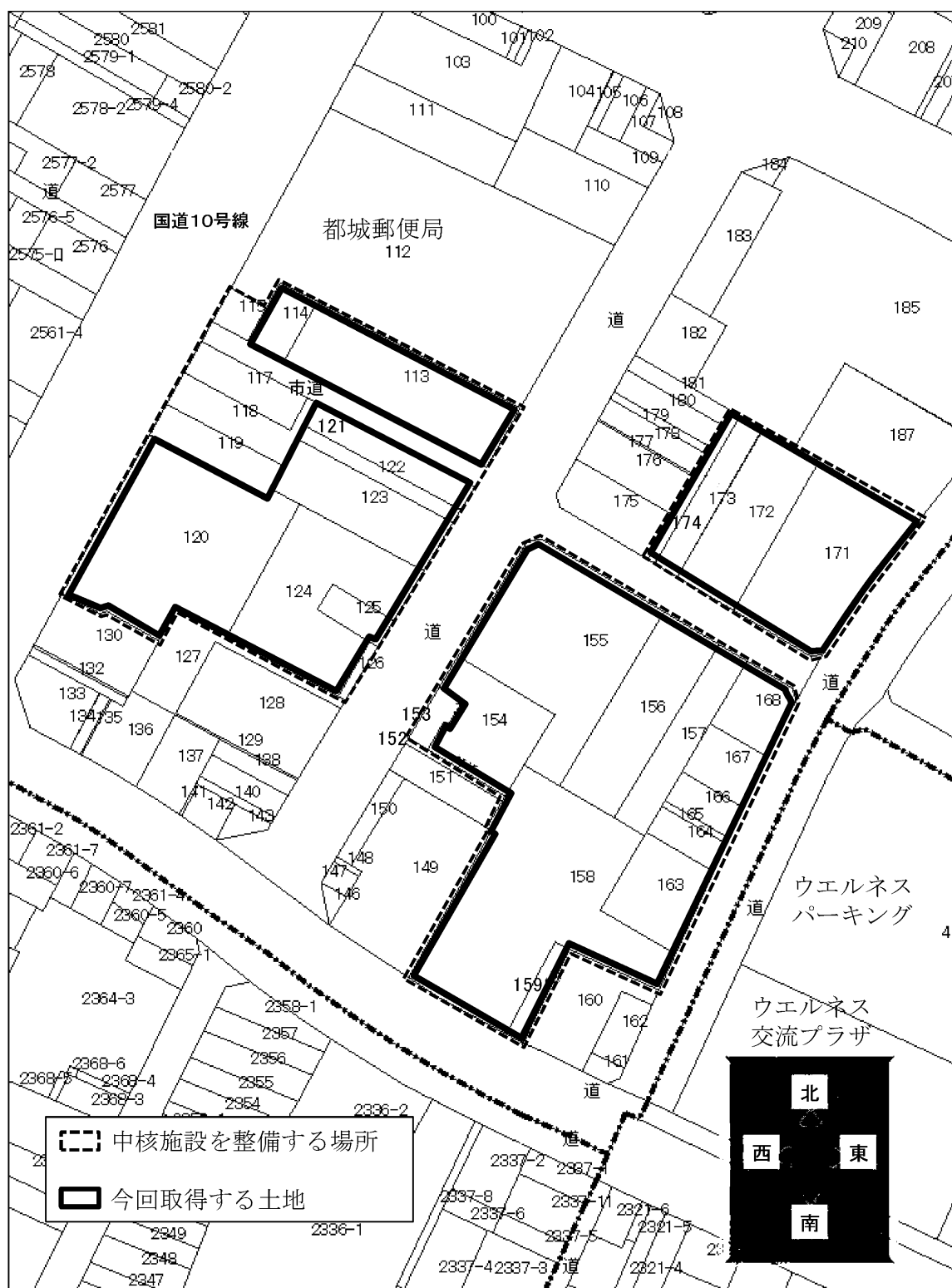
3 取 得 の 相 手 方 都城市姫城町 4 街区 1 号
株式会社ハートシティ都城

別紙

土 地 取 得 明 細 書

所在地	地目	地積（単位：平方メートル）（公簿）
都城市中町 1 1 3 番	宅地	7 4 0 . 9 5
都城市中町 1 1 4 番		1 3 2 . 9 2
都城市中町 1 2 0 番		1 , 3 1 3 . 3 6
都城市中町 1 2 1 番		2 2 5 . 9 5
都城市中町 1 2 2 番		1 3 0 . 5 3
都城市中町 1 2 3 番		4 7 2 . 3 8
都城市中町 1 2 4 番		8 6 8 . 0 5
都城市中町 1 2 5 番		1 0 1 . 3 5
都城市中町 1 5 4 番		4 4 1 . 6 9
都城市中町 1 5 5 番		1 , 1 7 0 . 7 0
都城市中町 1 5 6 番		6 1 5 . 2 5
都城市中町 1 5 7 番		3 3 1 . 6 0
都城市中町 1 5 8 番		1 , 6 4 9 . 6 1
都城市中町 1 5 9 番		8 3 . 6 3
都城市中町 1 6 3 番		3 5 6 . 2 9
都城市中町 1 6 4 番		1 1 1 . 2 9
都城市中町 1 6 5 番		2 1 . 8 0
都城市中町 1 6 6 番		1 1 6 . 6 3
都城市中町 1 6 7 番		1 8 0 . 1 6
都城市中町 1 6 8 番		2 1 7 . 1 7
都城市中町 1 7 1 番		8 6 3 . 4 9
都城市中町 1 7 2 番		5 3 2 . 6 0
都城市中町 1 7 3 番		2 1 7 . 7 2
都城市中町 1 7 4 番		6 4 . 9 4

議案第45号関係資料



議案第 4 6 号

財産の取得について

市は、中心市街地中核施設整備支援事業のため、次の建物を取得することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項並びに都城市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成 18 年条例第 63 号）第 3 条の規定に基づき、議会の議決を求める。

平成 2 7 年 2 月 2 6 日提出

都城市長 池 田 宜 永

1 取得する財産の表示

- | | |
|-------------|---|
| (1) 建物の所在地 | 都城市中町 1 5 8 番
鉄骨造陸屋根・合金メッキ鋼板葺 3 階建
外 1 棟（別紙建物取得明細書のとおり） |
| (2) 用 途 | 店舗 外 |
| (3) 延 床 面 積 | 1 5 , 2 9 9 . 7 2 平方メートル |

2 契 約 金 額 5 2 9 , 9 0 0 , 0 0 0 円

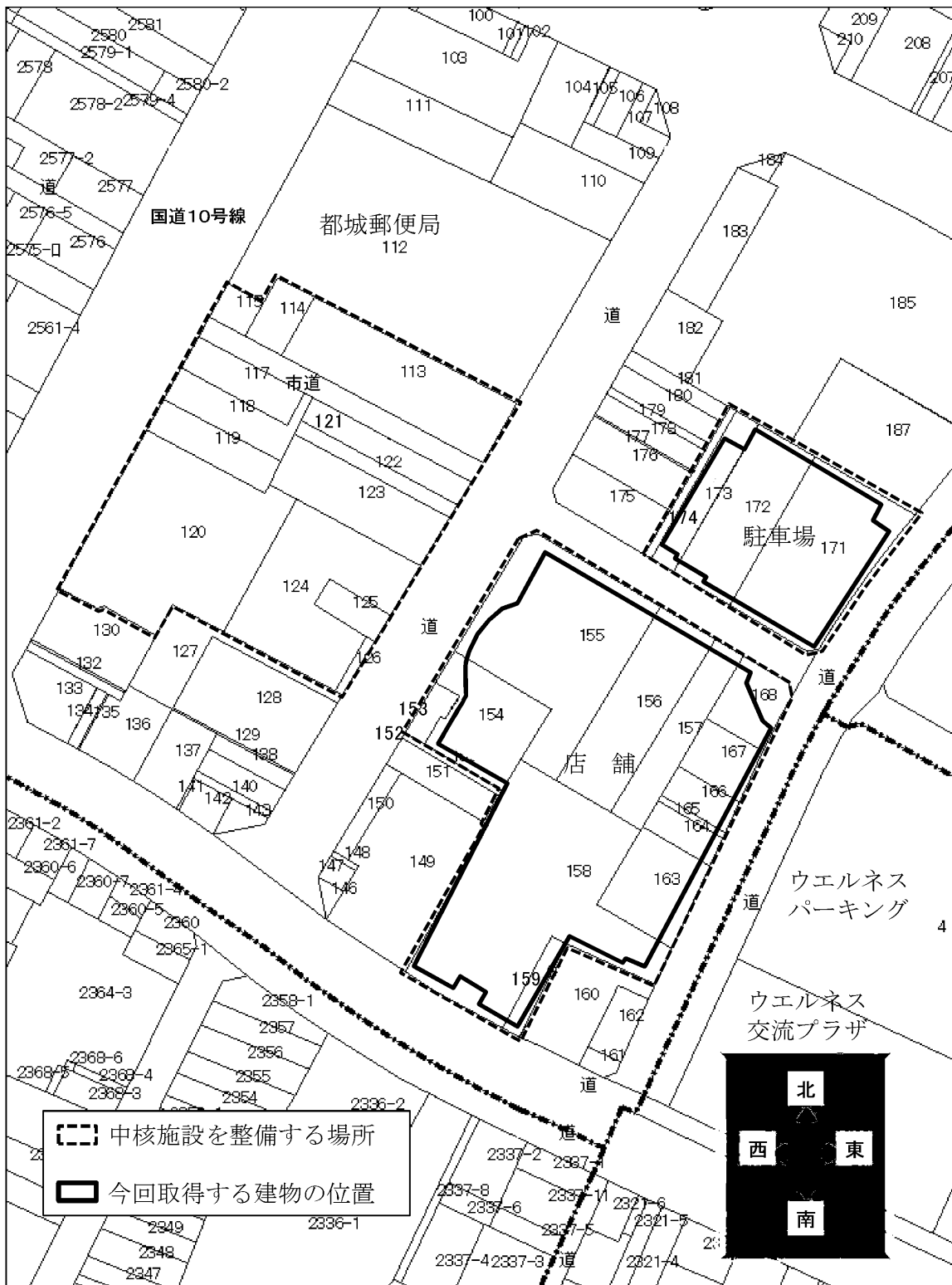
3 取 得 の 相 手 方 都城市姫城町 4 街区 1 号
株式会社ハートシティ都城

別紙

建 物 取 得 明 細 書

所在地	構造・用途	延床面積 (単位：平方メートル) (公簿)
都城市中町 1 5 8 番	鉄骨造陸屋根・合金 メッキ鋼板葺 3 階 建店舗	9, 3 9 3. 0 1
都城市中町 1 7 1 番	鉄骨造陸屋根 5 階 建駐車場	5, 9 0 6. 7 1

議案第 46 号関係資料



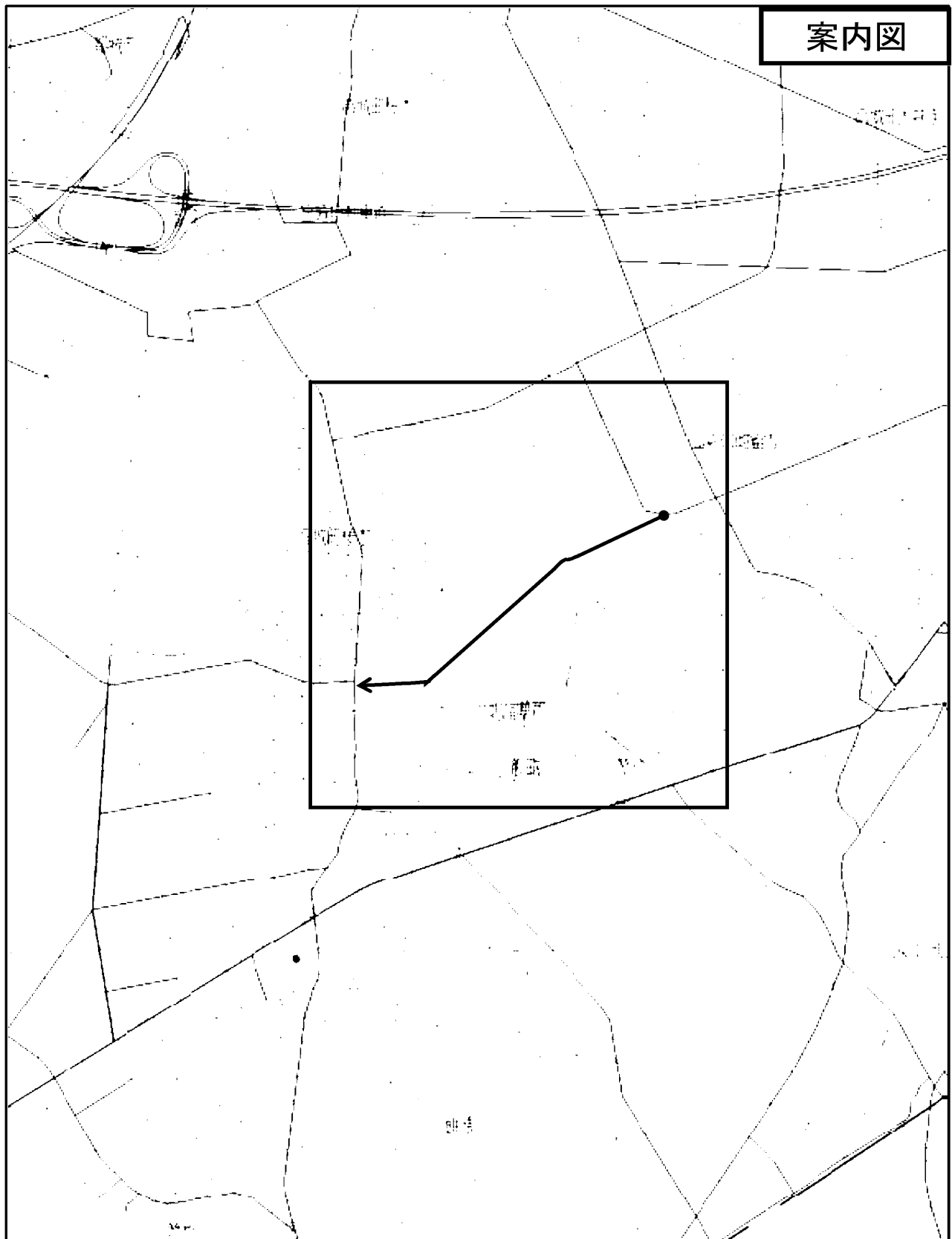
議案第 4 9 号

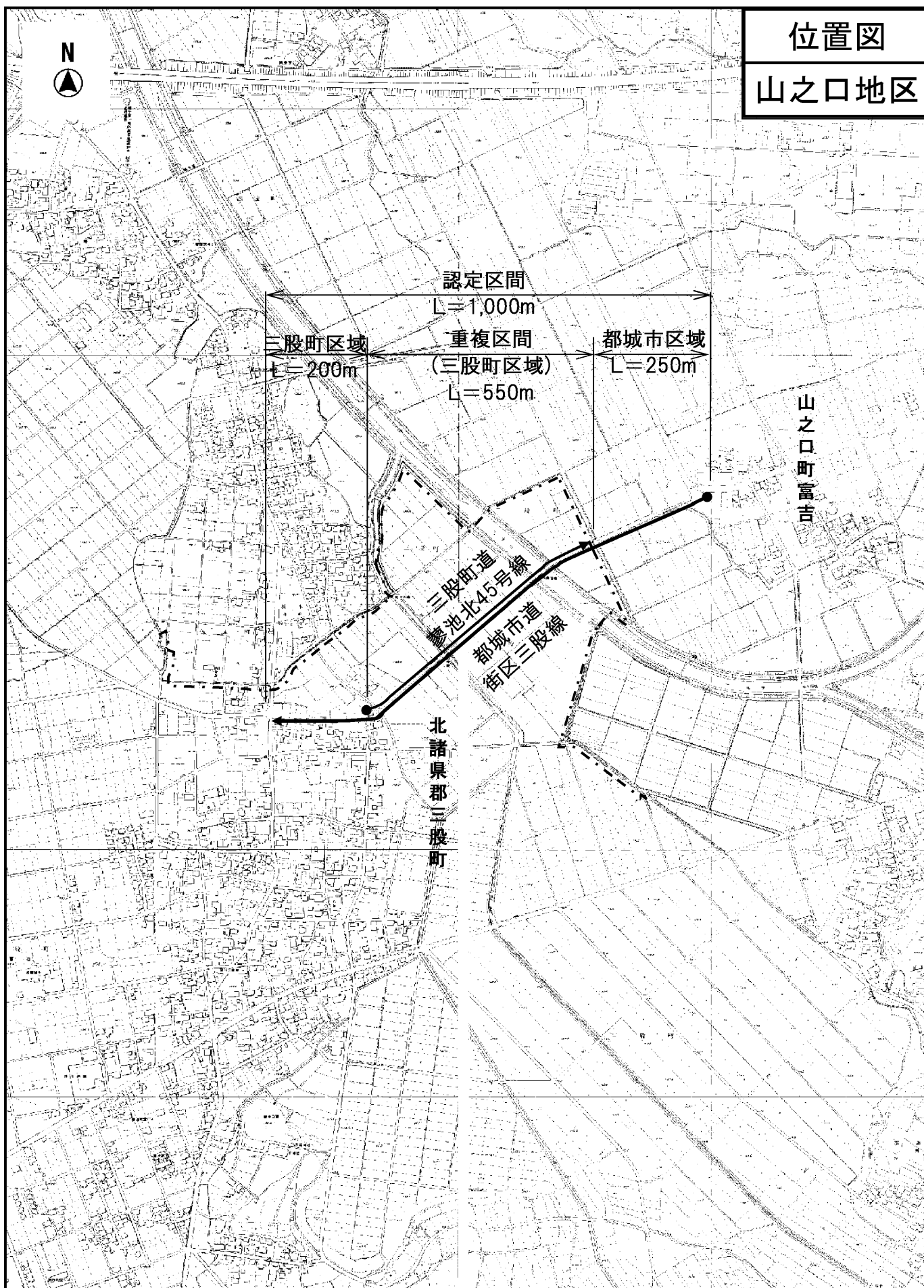
市道の路線と北諸県郡三股町道の路線が重複する部分の道路の管理
について

都城市が三股町の区域に市道街区三股線を認定することにより、三股町道
蓼池北 4 5 号線と重複する部分の道路の管理については、都城市が行うこと
とすることについて、道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 16 条第 2 項の規
定に基づき、議会の議決を求める。

平成 2 7 年 2 月 2 6 日提出

都城市長 池 田 宜 永





位置図

山之口地区

山之口町富吉

北諸県郡三股町

認定区間
L=1,000m

三股町区域
L=200m

重複区間
(三股町区域)
L=550m

都城市区域
L=250m

三股町道
参池北45号線
都城市道
街区三股線

議案第 5 0 号

公の施設の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項及び都城市児童館条例（平成 18 年条例第 117 号）第 6 条第 1 項の規定により、公の施設の指定管理者を次のとおり指定する。

- 1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称
都城市鷹尾児童館
- 2 指定管理者となる団体の名称
社会福祉法人相愛会
- 3 指定の期間
平成 2 7 年 4 月 1 日から平成 3 2 年 3 月 3 1 日まで

平成 2 7 年 2 月 2 6 日提出

都城市長 池 田 宜 永

都城市鷹尾児童館指定管理者候補者選定の概要

都城市鷹尾児童館の指定管理者については、次のとおり候補となる団体を公募により選定しました。

なお、選定された団体を指定管理者とする議案が、平成27年3月議会で可決された場合には、同団体が指定管理者として、本施設の管理運営にあたることとなります。

1. 指定管理者候補者の概要

(1) 団体の名称

社会福祉法人相愛会

(2) 代表者名

高木 恵理

(3) 所在地

都城市早鈴町1583番地3号

(4) 設立年月日

昭和52年9月27日

(5) 従業員数

83人

(6) 業務内容

保育園2カ所

放課後児童クラブ4カ所

2. 指定期間

平成27年4月1日 ～ 平成32年3月31日（5年間）

3. 施設及び業務の概要

(1) 施設概要

施設名及び所在地	施設規模等
都城市鷹尾児童館 (都城市南鷹尾町26街区13号)	敷地面積：516 m ² 建築面積：193.77 m ²

(2) 業務概要

- ①健全な遊びを通しての児童の集団的及び個別的な指導に関する事業
- ②子供会、母親クラブ等の児童に関する地域組織の育成助長に関する事業
- ③地域に関わる児童の健全育成に必要な活動に関する事業
- ④その他児童館の設置の目的達成に必要な事業

- ⑤児童館条例第7条に掲げる業務
- ⑥指定管理者の行った処分に対する苦情の受付、処理及び訴訟に関する業務
- ⑦その他市長が必要と認めた業務

4. 事業計画の概要

事業計画書概要版のとおり

5. 選定結果の概要

(1) 公募の概況

①応募団体数

2団体

②指定管理者候補者選定までの経過

平成26年9月1日～平成26年9月30日	募集(広報都城9月号、ホームページに掲載)
平成26年9月24日	現地説明会
平成26年9月1日～平成26年10月10日	申請書受付
平成27年1月7日、21日	選定委員会開催、面接審査
平成27年1月21日	選定結果報告

(2) 都城市指定管理者候補者選定委員会委員構成

委員構成		人数
有識者	学識経験者	1人
	税理士	1人
	司法書士	1人
	行政書士	1人
	民生・児童委員	1人
施設利用者代表		1人

(3) 選定理由

平成27年1月7日及び21日に都城市指定管理者候補者選定委員会において、書類審査・面接審査をもとに、選定基準に基づいて総合的に審査・選考(総合得点方式)を行った結果、以下の理由で、社会福祉法人相愛会が指定管理者として適正であると判断しました。

- 「選定基準1 市民の平等な利用が確保されること」
- ・施設の設置目的も十分に理解しており、「利用者の相談・苦情解決実施要領」を定めるなど、利用者に対する適切な対応が期待できること

- ・運営委員会、地域座談会を開催し、地域の要望を把握する機会を設定するなど、市民が平等に利用できる取組みが提案されていること

「選定基準2 事業計画の内容が施設の効用を最大限に発揮するものであること」

- ・中高生に運営を任せる「ヤングデイ」（仮称）を設定して、若者が児童館祭りなどの企画運営に携わることで、青少年育成の観点からも効果が期待され、利用者満足の上が見込まれること
- ・意見箱を設置し、利用者からのニーズ把握を行い、自団体ホームページを活用して意見聴取後の対応が公表するなど、利用者サービス向上の取組みが期待されること

「選定基準3 事業計画の内容が、管理経費の節減が図られるものであること」

- ・管理事務を自団体本部で実施するなど、業務の効率化が期待できること

「選定基準4 事業計画に沿った管理を安定的に行う物的能力及び人的能力を有していること」

- ・障がいを持つ子などのニーズに対し、保護者の会を開くなど、職員が理解していく体制が取られており、また、虐待・発達障がい研修に参加していくなど、職員の質向上のための提案がなされていること
- ・保育園や放課後児童クラブの運営実績があり、安定した財務基盤を持つことから、適切な管理運営が期待できること

（４）選定委員会における主な意見

〈審査基準に関する事項〉

- ・利用の促進、サービス・利便性の維持向上を図る項目について、重点的な配点を行った。
- ・事業計画に沿った管理を安定的に行う物的能力及び人的能力を有していることのうち、「業務従事者の指導育成、研修体制及び接遇向上のための提案がされているか」について、重点的な配点を行った。

〈指定申請書記載事項について〉

- ・団体の財務状況についても問題ないと判断した。

（５）選定結果

次のとおり

選定基準	配点	採点結果		審査項目	1人当り 配点	審査内容
		社会福祉法人相愛会	団体A			
1. 市民の平等な利用が確保されること	114	82	65	管理運営 方針等	8	・市の管理方針を認識しているか。
				平等利用	11	・公の施設の設置目的を理解しているか。
						・利用申込等が平等な利用を確保する提案がされているか。
						・相談や苦情等の対応が提案されているか。
2. 事業計画の内容が施設の効用を最大限に発揮するものであること	204	131	115	利用の促進	18	・住民ニーズに基づく利用者増の提案がされているか。
						・利用者増のための広報・PR対策の提案がされているか。
						・関係団体や地域住民との連携、交流についての提案がなされているか。
				サービス・ 利便性の 維持向上	16	・利用者サービスの向上について提案がされているか。
						・施設の維持管理、安全管理について、的確な実施計画が提案されているか。
						・施設の設備、機能等の有効活用について、提案がされているか。
3. 事業計画の内容が、管理経費の縮減が図られるものであること	60	40	35	経費節減	10	・経費節減の考え方、提案がされているか。
						・具体的な管理業務の効率化の提案がされているか。
4. 事業計画に沿った管理を安定的に行う物的能力及び人的能力を有していること	222	156	124	物的能力	15	・安定した運営が可能な申請団体の財務状況か。
						・類似施設を良好に運営した実績があるか。
						・収支計画の積算根拠が明確で、実現可能なものか。
						・収支計画と事業計画の整合性は図られているか。
				人的能力	22	・組織体制、勤務体制、責任体制が確立されているか。
						・利用団体の指導及び育成支援の提案がされているか。
						・業務従事者の指導育成、研修体制及び接遇向上のための提案がされているか。
						・個人情報保護、情報公開及び労働法令等について十分認識しているか。
						・まちづくりへの熱意、申請団体の将来性、地域団体や地域住民等との融合性、高齢者、障がい者雇用への配慮、利用状況の把握。
合 計	600	409	339		100	
〈参考〉：提案金額		3,822千円	3,822千円	(平成27年度)		

※提案金額は、消費税8%で計上しています。なお、指定管理料は、予算査定等を経て市議会の議決により決定するものです。

社会福祉法人

相愛会

鷹尾児童館

施設概要	所在地	都城市南鷹尾町26街区13号	TEL	FAX
	設置者	社会福祉法人相愛会 理事長 高木 恵理	E-mail	
	館長	高木かおる	ホームページ	http://www.kids-net.or.jp/so-ai/(相愛会HP)
	開館時間A	10 : 00 ~ 17 : 00	開館時間B	10 : 00 ~ 18 : 00
		※1月から5月まで及び10月12月まで ※6から9月まで		
	利用対象年齢	0歳 ~ 18歳		
	職員	館長1名・副館長1名・パート指導員2名		
運営方針	施設構造	木造平屋建て(193.77㎡)		
	設備	玄関、遊戯室、図書室、事務室、小会議室、給湯室、洗面所、トイレ、倉庫		
	1. ここは、子どもたちの心の居場所であり、遊び、学び、育ちあう場所である。			
行事	2. ここは、地域に開かれた子育て支援の場所である。			
	3. ここは、運営が開かれた、子どもたちも参加できる自治の場である。			
	・運営委員会や地域座談会など、運営に関する意見交換の場を設け、より利用者の声が反映する運営を心掛けていきます。			
独自事業	・中高生に運営を任せる「ヤングデイ」(仮称)を設け、若者がその力を発揮できる場をつくっていきます。			
	4月 児童館祭り 5月 こどもの日事業 7月 児童館祭り(夏祭り) 9月 自然教室(宿泊) 10月 運動会			
	11月 児童館祭り(バザー) 12月 クリスマス会 大掃除 餅つき大会			
苦労な情と解	1月 歩こう会 2月 節分 3月 お別れ会・振り返り会			
	児童館祭り(年3回程度計画)			
	子育て相談			
その他	虐待研修、子育て講座など、相愛会が行う事業と連携していきます。			
	・苦情処理については、相愛会の規定に基づき、対応します。 苦情の外部委員として第三者委員を3名配置。			
	・「何でも目安箱」を設置し、幅広い意見の聴取に努めます。			
相愛会は、他に以下の事業を行っています。	・苦情解決のためのシステムを、利用者が分かる形で明示します。			
	相愛保育園(定員90名)、相愛ひめぎ保育園(定員60名)、放課後児童クラブ フレンドシップハウス			
	南フレンド、明道フレンド、第2南フレンド			
児童館運営は、市の指定管理を受けて社会福祉法人相愛会が運営管理を行うものです。				

相愛会運営施設案内図

The map illustrates the distribution of Aikawa Seikai Kai's facilities within Minamitaka Ward. Key locations include:

- 鷹尾児童館 (Minami Aikawa Children's Center):** Located near the intersection of R10 and the main road.
- 南フレンド (Minami Friends):** Located near the intersection of R10 and the main road.
- 相愛ひめぎ保育園 (Aikawa Himemeguri Children's Center):** Located near the intersection of R10 and the main road.
- 明道フレンド (Meicho Friends):** Located near the intersection of R10 and the main road.
- 第2南フレンド (2nd Minami Friends):** Located near the intersection of R10 and the main road.
- 相愛保育園(法人本部) (Aikawa Children's Center (Legal Head Office)):** Located near the intersection of R10 and the main road.
- フレンドシップハウス (Friends House):** Located near the intersection of R10 and the main road.
- JA都城 姫城支所 (JA Minami Aikawa Branch Office):** Located near the intersection of R10 and the main road.
- 都城市勤労青少年体育センター (City Labor Youth Sports Center):** Located near the intersection of R10 and the main road.
- 丸亀製麺 (Marukame Ramen):** Located near the intersection of R10 and the main road.
- お菓子の南香 (Oshirushi no Nankou):** Located near the intersection of R10 and the main road.
- 五十市中 (Ichiichu):** Located near the intersection of R10 and the main road.
- 五十市小 (Ichiichu Elementary School):** Located near the intersection of R10 and the main road.
- 明道小 (Meicho Elementary School):** Located near the intersection of R10 and the main road.
- 市役所 (City Office):** Located near the intersection of R10 and the main road.
- 都城島津邸 (Minami Aikawa Shima Tsunoda-ya):** Located near the intersection of R10 and the main road.
- 姫城川 (Himegaki River):** Located near the intersection of R10 and the main road.
- ホワイテ急便 (Howai-te Express Mail):** Located near the intersection of R10 and the main road.

様式5（主要業務実績）

申請団体名 社会福祉法人相愛会
 希望する施設名 鷹尾児童館

主 要 業 務 実 績

年 度	業 務 名 (施設名称等)	業 務 内 容 (業務概要・発注者等)	受注額(円)
平成23	相愛保育園	保育所	113,603,850
	放課後児童クラブ フレンドシップハウス・ 南フレンド	放課後児童クラブ	9,796,000
平成24	相愛保育園	保育所	113,005,610
	放課後児童クラブ フレンドシップハウス・ 南フレンド・明道フレンド	放課後児童クラブ	15,101,000
平成25	相愛保育園	保育所	116,975,820
	相愛ひめぎ保育園	保育所	62,062,510
	放課後児童クラブ フレンドシップハウス・ 南フレンド・明道フレンド	放課後児童クラブ	16,242,000

(備考)

- ※ 過去3年間の主要実績業務について記入してください。
 (同様の施設管理実績がある場合は、これを優先して記入してください。)
- ※ 業務内容欄には、業務の概要、発注者等について可能な限り詳細に記入してください。
- ※ その他、申請団体の概要がわかる資料がある場合は、添付してください。

資金収支計算書

(自) 平成 25年 4月 1日 (至) 平成 26年 3月 31日

社会福祉法人名 社会福祉法人 相愛会

(単位: 円)

勘定科目		予算(A)	決算(B)	差異(A)-(B)	備考
事業活動による収支	収入				
	保育事業収入	206,676,890	207,640,930	△964,040	
	借入金利息補助金収入	59,000	59,000	0	
	経常経費寄附金収入	552,884	552,884	0	
	受取利息配当金収入	23,341	16,282	7,059	
	その他の収入	4,533,190	4,533,490	△300	
	事業活動収入計 (1)	211,845,305	212,802,586	△957,281	
	支出				
	人件費支出	144,535,561	143,967,463	568,098	
	事業費支出	28,821,065	28,061,759	759,306	
施設整備等による収支	事務費支出	15,016,551	14,501,983	514,568	
	支払利息支出	120,000	119,340	660	
	その他の支出	2,462,520	2,428,100	34,420	
	事業活動支出計 (2)	190,955,697	189,078,645	1,877,052	
	事業活動資金収支差額 (3)=(1)-(2)	20,889,608	23,723,941	△2,834,333	
	収入				
	施設整備等補助金収入	18,249,200	18,249,200	0	
	施設整備等収入計 (4)	18,249,200	18,249,200	0	
	支出				
	設備資金借入金元金償還支出	1,750,000	1,750,000	0	
その他の活動による収支	固定資産取得支出	22,017,897	21,745,806	272,091	
	施設整備等支出計 (5)	23,767,897	23,495,806	272,091	
	施設整備等資金収支差額 (6)=(4)-(5)	△5,518,697	△5,246,606	△272,091	
	収入				
	積立資産取崩収入	936,156	936,156	0	
	その他の活動収入計 (7)	936,156	936,156	0	
	支出				
	積立資産支出	11,769,549	11,769,061	488	
	その他の活動支出計 (8)	11,769,549	11,769,061	488	
	その他の活動資金収支差額 (9)=(7)-(8)	△10,833,393	△10,832,905	△488	
予備費支出 (10)		0	—	0	
当期資金収支差額合計 (11)=(3)+(6)+(9)-(10)		4,537,518	7,644,430	△3,106,912	
前期末支払資金残高 (12)		20,723,284	20,723,284	0	
当期末支払資金残高 (11)+(12)		25,260,802	28,367,714	△3,106,912	

相愛保育園拠点区分 資金収支計算書

(自) 平成 25年 4月 1日 (至) 平成 26年 3月 31日

社会福祉法人名 社会福祉法人 相愛会

(単位: 円)

勘定科目		予算(A)	決算(B)	差異(A)-(B)	備考
収入	保育事業収入	145,598,120	145,578,420	19,700	
	保育所運営費収入	111,954,220	111,954,220	0	
	その他の事業収入	33,643,900	33,624,200	19,700	
	補助金事業収入	5,625,800	5,626,100	△300	
	受託事業収入	27,938,600	27,918,600	20,000	
	その他の事業収入	79,500	79,500	0	
	借入金利息補助金収入	59,000	59,000	0	
	経常経費寄附金収入	552,884	552,884	0	
	受取利息配当金収入	22,360	15,301	7,059	
	その他の収入	3,858,190	3,858,190	0	
	受入研修費収入	20,000	20,000	0	
	利用者等外給食費収入	1,779,000	1,779,000	0	
	雑収入	460,526	460,526	0	
	雑収入	460,526	460,526	0	
	退職給付引当資産差益収入	1,598,664	1,598,664	0	
	事業活動収入計 (1)	150,090,554	150,063,795	26,759	
事業活動による収支	人件費支出	104,168,497	103,840,678	327,819	
	役員報酬支出	1,969,200	1,969,200	0	
	職員給料支出	42,677,978	42,559,206	118,772	
	職員賞与支出	14,132,430	14,138,639	△6,209	
	非常勤職員給与支出	31,545,638	31,545,638	0	
	退職給付支出	3,331,176	3,115,920	215,256	
	法定福利費支出	10,512,075	10,512,075	0	
	事業費支出	19,218,500	18,886,004	332,496	
	給食費支出	12,292,960	12,188,224	104,736	
	保健衛生費支出	284,514	236,477	48,037	
	保育材料費支出	1,202,352	1,098,301	104,051	
	水道光熱費支出	2,567,063	2,498,818	68,245	
	燃料費支出	51,590	51,508	82	
	消耗器具備品費支出	841,148	841,148	0	
	保険料支出	502,493	502,493	0	
	賃借料支出	620,920	613,589	7,331	
	車両費支出	838,124	838,124	0	
	雑支出	17,336	17,322	14	
	事務費支出	9,068,185	8,831,166	237,019	
	福利厚生費支出	692,142	692,142	0	
	職員被服費支出	8,500	7,545	955	
	旅費交通費支出	638,980	638,489	491	
	研修研究費支出	508,705	508,705	0	
	事務消耗品費支出	1,034,789	1,018,631	16,158	
	印刷製本費支出	382,000	341,144	40,856	
	燃料費支出	31,814	16,814	15,000	
	修繕費支出	795,180	727,385	67,795	
	通信運搬費支出	765,088	765,088	0	
	会議費支出	83,000	76,689	6,311	
	業務委託費支出	268,530	266,600	1,930	
	業務委託費支出	268,530	266,600	1,930	
	手数料支出	844,935	841,191	3,744	
	保険料支出	55,000	53,710	1,290	
	賃借料支出	676,300	669,093	7,207	
	土地・建物賃借料支出	540,000	540,000	0	
	保守料支出	538,030	528,030	10,000	
	雑支出	1,205,192	1,139,910	65,282	

相愛保育園拠点区分 資金収支計算書

(自) 平成 25年 4月 1日 (至) 平成 26年 3月 31日

社会福祉法人名 社会福祉法人 相愛会

(単位: 円)

勘 定 科 目		予算 (A)	決算 (B)	差異 (A)-(B)	備 考
支出	雑支出	1,205,192	1,139,910	65,282	
	支払利息支出	120,000	119,340	660	
	その他の支出	1,802,520	1,776,800	25,720	
	利用者等外給食費支出	1,802,520	1,776,800	25,720	
	事業活動支出計 (2)	134,377,702	133,453,988	923,714	
事業活動資金収支差額 (3)=(1)-(2)		15,712,852	16,609,807	△896,955	
施設整備等による収支	収入				
	施設整備等収入計 (4)	0	0	0	
	設備資金借入金元金償還支出	1,750,000	1,750,000	0	
	固定資産取得支出	2,590,615	2,583,815	6,800	
	構築物取得支出	357,000	357,000	0	
支出	器具及び備品取得支出	2,233,615	2,226,815	6,800	
	施設整備等支出計 (5)	4,340,615	4,333,815	6,800	
	施設整備等資金収支差額 (6)=(4)-(5)	△4,340,615	△4,333,815	△6,800	
その他の活動による収支	収入				
	積立資産取崩収入	936,156	936,156	0	
	退職給付引当資産取崩収入	936,156	936,156	0	
	その他の活動収入計 (7)	936,156	936,156	0	
	支出				
	積立資産支出	11,551,125	11,550,637	488	
	退職給付引当資産支出	548,229	547,741	488	
	学童保育事業積立資産支出	3,472,896	3,472,896	0	
	保育所施設・設備整備積立資産支出	7,530,000	7,530,000	0	
	拠点区分間繰入金支出	996,488	996,488	0	
予備費支出 (10)	その他の活動支出計 (8)	12,547,613	12,547,125	488	
	その他の活動資金収支差額 (9)=(7)-(8)	△11,611,457	△11,610,969	△488	
	予備費支出 (10)	0	—	0	
		△0			
	当期資金収支差額合計 (11)=(3)+(6)+(9)-(10)	△239,220	665,023	△904,243	
前期末支払資金残高 (12)		20,723,284	20,723,284	0	
当期末支払資金残高 (11)+(12)		20,484,064	21,388,307	△904,243	

相愛ひめぎ保育園拠点区分 資金収支計算書

(自) 平成 25年 4月 1日 (至) 平成 26年 3月 31日

社会福祉法人名 社会福祉法人 相愛会

(単位: 円)

勘 定 科 目		予算 (A)	決算 (B)	差異 (A)-(B)	備 考
収 入	保育事業収入	61,078,770	62,062,510	△983,740	
	保育所運営費収入	59,436,770	60,085,660	△648,890	
	その他の事業収入	1,642,000	1,976,850	△334,850	
	補助金事業収入	1,600,000	1,935,600	△335,600	
	その他の事業収入	42,000	41,250	750	
	受取利息配当金収入	981	981	0	
	その他の収入	675,000	675,300	△300	
	受入研修費収入	10,000	10,000	0	
	利用者等外給食費収入	660,000	656,300	3,700	
	雑収入	5,000	9,000	△4,000	
	雑収入	5,000	9,000	△4,000	
	事業活動収入計 (1)	61,754,751	62,738,791	△984,040	
事業活動による収支 支 出	人件費支出	40,367,064	40,126,785	240,279	
	職員給料支出	15,792,540	15,966,638	△174,098	
	職員賞与支出	6,101,024	6,101,024	0	
	非常勤職員給与支出	10,900,000	10,775,849	124,151	
	派遣職員費支出	2,750,000	2,795,520	△45,520	
	退職給付支出	223,500	223,500	0	
	法定福利費支出	4,600,000	4,264,254	335,746	
	事業費支出	9,602,565	9,175,755	426,810	
	給食費支出	4,400,000	4,390,136	9,864	
	保健衛生費支出	250,000	234,953	15,047	
	保育材料費支出	500,000	348,576	151,424	
	水道光熱費支出	1,300,000	1,186,522	113,478	
	燃料費支出	10,000	0	10,000	
	消耗器具備品費支出	2,000,000	1,973,690	26,310	
	保険料支出	132,220	132,220	0	
	賃借料支出	1,000,000	905,793	94,207	
	車輛費支出	345	345	0	
	雑支出	10,000	3,520	6,480	
	事務費支出	5,948,366	5,670,817	277,549	
	福利厚生費支出	240,000	233,498	6,502	
	職員被服費支出	70,000	61,440	8,560	
	旅費交通費支出	5,000	3,378	1,622	
	研修研究費支出	260,000	221,680	38,320	
	事務消耗品費支出	800,000	819,404	△19,404	
	印刷製本費支出	150,000	160,763	△10,763	
	燃料費支出	10,000	0	10,000	
	修繕費支出	2,200,000	2,205,673	△5,673	
	通信運搬費支出	185,000	160,072	24,928	
	会議費支出	50,000	49,648	352	
	業務委託費支出	373,293	344,379	28,914	
	業務委託費支出	373,293	344,379	28,914	
	手数料支出	803,073	662,498	140,575	
	賃借料支出	160,000	159,635	365	
	保守料支出	42,000	29,751	12,249	
	雑支出	600,000	558,998	41,002	
	雑支出	600,000	558,998	41,002	
	その他の支出	660,000	651,300	8,700	
	利用者等外給食費支出	660,000	651,300	8,700	
	事業活動支出計 (2)	56,577,995	55,624,657	953,338	
	事業活動資金収支差額 (3)=(1)-(2)	5,176,756	7,114,134	△1,937,378	
	施設整備等補助金収入	18,249,200	18,249,200	0	

相愛ひめぎ保育園拠点区分 資金収支計算書

(自) 平成 25年 4月 1日 (至) 平成 26年 3月 31日

社会福祉法人名 社会福祉法人 相愛会

(単位: 円)

勘 定 科 目		予算(A)	決算(B)	差異(A)-(B)	備 考
施設整備等による収支	収 入				
	施設整備等補助金収入	18,249,200	18,249,200	0	
	施設整備等収入計 (4)	18,249,200	18,249,200	0	
	支 出				
	固定資産取得支出	19,427,282	19,161,991	265,291	
	建物取得支出	16,891,982	16,891,982	0	
	構築物取得支出	781,000	550,000	231,000	
その他の活動による収支	車輦運搬具取得支出	270,000	270,000	0	
	器具及び備品取得支出	1,484,300	1,450,009	34,291	
	施設整備等支出計 (5)	19,427,282	19,161,991	265,291	
	施設整備等資金収支差額 (6)=(4)-(5)	△1,178,082	△912,791	△265,291	
	収 入				
	拠点区分間繰入金収入	996,488	996,488	0	
	その他の活動収入計 (7)	996,488	996,488	0	
その他の活動による収支	支 出				
	積立資産支出	218,424	218,424	0	
	退職給付引当資産支出	218,424	218,424	0	
	その他の活動支出計 (8)	218,424	218,424	0	
	その他の活動資金収支差額 (9)=(7)-(8)	778,064	778,064	0	
	予備費支出 (10)	0	-	0	
		△0			
当期資金収支差額合計 (11)=(3)+(6)+(9)-(10)		4,776,738	6,979,407	△2,202,669	
前期末支払資金残高 (12)		0	0	0	
当期末支払資金残高 (11)+(12)		4,776,738	6,979,407	△2,202,669	

貸借対照表

平成 26年 3月 31日 現在

社会福祉法人名 社会福祉法人 相愛会

資 産 の 部				負 債 の 部			
	当年度末	前年度末	増 減		当年度末	前年度末	増 減
流動資産	35,128,913	28,426,700	6,702,213	流動負債	13,588,199	9,453,416	4,134,783
現金預金	25,117,209	19,902,394	5,214,815	事業未払金	4,658,232	5,339,196	△680,964
事業未収金	7,688,754	6,580,175	1,108,579	その他の未払金	2,073,200	2,364,220	△291,020
未収金	23,760	16,711	7,049	1年以内返済予定設備資金借入金	1,750,000	1,750,000	0
未収補助金	2,099,000	1,520,000	579,000	預り金	27,567	0	27,567
立替金	0	298,070	△298,070	職員預り金	2,200	0	2,200
前払金	200,190	109,350	90,840	賞与引当金	5,077,000	0	5,077,000
固定資産	248,456,598	223,584,780	24,871,818	固定負債	18,329,993	20,249,984	△1,919,991
基本財産	174,062,678	163,666,321	10,396,357	設備資金借入金	12,250,000	14,000,000	△1,750,000
土地	61,547,406	61,547,406	0	退職給付引当金	6,079,993	6,249,984	△169,991
建物	112,515,272	102,118,915	10,396,357	負債の部合計	31,918,192	29,703,400	2,214,792
その他の固定資産	74,393,920	59,918,459	14,475,461	純 資 産 の 部			
建物	142,625	298,215	△155,590	基本金	74,126,221	74,126,221	0
構築物	2,903,993	2,269,965	634,028	第1号基本金	74,126,221	74,126,221	0
車両運搬具	247,646	61,008	186,638	国庫補助金等特別積立金	72,129,819	58,891,614	13,238,205
器具及び備品	4,088,213	1,110,733	2,977,480	その他の積立金	60,191,920	49,189,024	11,002,896
退職給付引当資産	6,079,993	6,249,984	△169,991	人件費積立金	13,000,000	13,000,000	0
保育所繰越積立資産	13,000,000	13,000,000	0	学童保育事業積立金	13,161,920	9,689,024	3,472,896
学童保育事業積立資産	13,161,920	9,689,024	3,472,896	保育所施設・設備整備積立金	34,030,000	26,500,000	7,530,000
保育所施設・設備整備積立資産	34,030,000	26,500,000	7,530,000	次期繰越活動増減差額	45,219,359	40,101,221	5,118,138
長期前払費用	9,530	9,530	0	(うち当期活動増減差額)	16,121,034	9,202,375	6,918,659
その他の固定資産	730,000	730,000	0	純資産の部合計	251,667,319	222,308,080	29,359,239
資産の部合計	283,585,511	252,011,480	31,574,031	負債及び純資産の部合計	283,585,511	252,011,480	31,574,031

相愛保育園拠点区分 貸借対照表

第3号の4様式

平成 26年 3月 31日 現在

社会福祉法人名 社会福祉法人 相愛会

資 産 の 部				負 債 の 部			
	当年度末	前年度末	増 減		当年度末	前年度末	増 減
流動資産				流動負債			
現金預金	27,018,896	28,426,700	△1,407,804	事業未払金	10,745,589	9,453,416	1,292,173
事業未収金	19,675,712	19,902,394	△226,682	その他の未払金	3,555,189	5,339,196	△1,784,007
未収金	5,711,074	6,580,175	△869,101	1年以内返済予定設備資金借入金	2,073,200	2,364,220	△291,020
未収補助金	23,760	16,711	7,049	職員預り金	1,750,000	1,750,000	0
未収補助金	1,499,000	1,520,000	△21,000	賞与引当金	2,200	0	2,200
立替金	0	298,070	△298,070		3,365,000	0	3,365,000
前払金	109,350	109,350	0				
固定資産				固定負債			
基本財産				設備資金借入金	16,015,985	20,249,984	△4,233,999
土地	229,179,641	223,584,780	5,594,861	退職給付引当金	12,250,000	14,000,000	△1,750,000
建物	159,062,597	163,666,321	△4,603,724		3,765,985	6,249,984	△2,483,999
	61,547,406	61,547,406	0	負債の部合計	26,761,574	29,703,400	△2,941,826
	97,515,191	102,118,915	△4,603,724				
その他の固定資産	70,117,044	59,918,459	10,198,585	純 資 産 の 部			
建物				基本金	74,126,221	74,126,221	0
構築物	142,625	298,215	△155,590	第1号基本金	74,126,221	74,126,221	0
構築物	2,359,722	2,269,965	89,757	国庫補助金等特別積立金	56,236,636	58,891,614	△2,654,978
車輦運搬具	33,896	61,008	△27,112	その他の積立金	60,191,920	49,189,024	11,002,896
器具及び備品	2,883,366	1,110,733	1,772,633	人件費積立金	13,000,000	13,000,000	0
退職給付引当資産	3,765,985	6,249,984	△2,483,999	学童保育事業積立金	13,161,920	9,689,024	3,472,896
保育所繰越積立資産	13,000,000	13,000,000	0	保育所施設・設備整備積立金	34,030,000	26,500,000	7,530,000
学童保育事業積立資産	13,161,920	9,689,024	3,472,896	次期繰越活動増減差額	38,882,186	40,101,221	△1,219,035
保育所施設・設備整備積立資産	34,030,000	26,500,000	7,530,000	(うち当期活動増減差額)	9,783,861	9,202,375	581,486
長期前払費用	9,530	9,530	0				
その他の固定資産	730,000	730,000	0	純資産の部合計	229,436,963	222,308,080	7,128,883
資産の部合計	256,198,537	252,011,480	4,187,057	負債及び純資産の部合計	256,198,537	252,011,480	4,187,057

相愛ひめぎ保育園拠点区分 貸借対照表

平成 26年 3月 31日 現在

社会福祉法人名 社会福祉法人 相愛会

(単位:円)

資 産 の 部				負 債 の 部			
	当年度末	前年度末	増 減		当年度末	前年度末	増 減
流動資産	8,110,017	0	8,110,017	流動負債	2,842,610	0	2,842,610
現金預金	5,441,497	0	5,441,497	事業未払金	1,103,043	0	1,103,043
事業未収金	1,977,680	0	1,977,680	預り金	27,567	0	27,567
未収補助金	600,000	0	600,000	賞与引当金	1,712,000	0	1,712,000
前払金	90,840	0	90,840				
固定資産	19,276,957	0	19,276,957	固定負債	2,314,008	0	2,314,008
基本財産	15,000,081	0	15,000,081	退職給付引当金	2,314,008	0	2,314,008
建物	15,000,081	0	15,000,081	負債の部合計	5,156,618	0	5,156,618
その他の固定資産	4,276,876	0	4,276,876	純 資 産 の 部			
槽薬物	544,271	0	544,271	基本金	0	0	0
車輛運搬具	213,750	0	213,750	国庫補助金等特別積立金	15,893,183	0	15,893,183
器具及び備品	1,204,847	0	1,204,847	その他の積立金	0	0	0
退職給付引当資産	2,314,008	0	2,314,008	次期繰越活動増減差額	6,337,173	0	6,337,173
				(うち当期活動増減差額)	6,337,173	0	6,337,173
				純資産の部合計	22,230,356	0	22,230,356
資産の部合計	27,386,974	0	27,386,974	負債及び純資産の部合計	27,386,974	0	27,386,974

相愛保育園拠点区分 事業活動計算書

(自) 平成 25年 4月 1日 (至) 平成 26年 3月 31日

社会福祉法人名 社会福祉法人 相愛会

(単位: 円)

勘 定 科 目		当年度決算(A)	前年度決算(B)	増減(A)-(B)
収 益	保育事業収益	145,578,420	138,222,360	7,356,060
	保育所運営費収益	111,954,220	111,353,410	600,810
	その他の事業収益	33,624,200	26,868,950	6,755,250
	補助金事業収益	5,626,100	2,084,200	3,541,900
	受託事業収益	27,918,600	24,784,750	3,133,850
	その他の事業収益	79,500	0	79,500
	経常経費寄附金収益	552,884	420,525	132,359
	その他の収益	1,598,664	0	1,598,664
	退職給付引当資産差益	1,598,664	0	1,598,664
	サービス活動収益計(1)	147,729,968	138,642,885	9,087,083
サ ー ビ ス 活 動 増 減 の 部 費 用	人件費	106,817,263	94,606,082	12,211,181
	役員報酬	1,969,200	0	1,969,200
	職員給料	42,559,206	41,082,148	1,477,058
	職員賞与	14,138,639	12,506,691	1,631,948
	賞与引当金繰入	3,365,000	0	3,365,000
	非常勤職員給与	31,545,638	29,372,616	2,173,022
	派遣職員費	0	743,927	△743,927
	退職給付費用	2,727,505	1,042,500	1,685,005
	法定福利費	10,512,075	9,858,200	653,875
	事業費	18,886,004	18,832,730	53,274
	給食費	12,188,224	12,003,404	184,820
	保健衛生費	236,477	228,708	7,769
	保育材料費	1,098,301	1,534,653	△436,352
	水道光熱費	2,498,818	2,331,838	166,980
	燃料費	51,508	257,947	△206,439
	消耗器具備品費	841,148	853,489	△12,341
	保険料	502,493	628,370	△125,877
	賃借料	613,589	630,070	△16,481
	車両費	838,124	216,807	621,317
	雑費	17,322	147,444	△130,122
	事務費	8,831,166	10,974,507	△2,143,341
	福利厚生費	692,142	628,291	63,851
	職員被服費	7,545	85,040	△77,495
	旅費交通費	638,489	688,080	△49,591
	研修研究費	508,705	487,699	21,006
	事務消耗品費	1,018,631	1,099,427	△80,796
	印刷製本費	341,144	327,565	13,579
	燃料費	16,814	0	16,814
	修繕費	727,385	2,133,610	△1,406,225
	通信運搬費	765,088	690,438	74,650
	会議費	76,689	87,820	△11,131
	業務委託費	266,600	646,135	△379,535
	業務委託費	266,600	646,135	△379,535
	手数料	841,191	1,190,830	△349,639
	保険料	53,710	105,960	△52,250
	賃借料	669,093	403,335	265,758
	土地・建物賃借料	540,000	540,000	0
	保守料	528,030	456,425	71,605
	雑費	1,139,910	1,403,852	△263,942
	雑費	1,139,910	1,403,852	△263,942
	減価償却費	5,507,851	5,459,827	48,024
	国庫補助金等特別積立金取崩額	△2,654,978	△2,654,978	△0
	サービス活動費用計(2)	137,387,306	127,218,168	10,169,138

相愛保育園拠点区分 事業活動計算書

(自) 平成 25年 4月 1日 (至) 平成 26年 3月 31日

社会福祉法人名 社会福祉法人 相愛会

(単位: 円)

勘 定 科 目		当年度決算 (A)	前年度決算 (B)	増減 (A)-(B)
サービス活動外増減の部	サービス活動増減差額 (3)=(1)-(2)	10,342,662	11,424,717	△1,082,055
	借入金利息補助金収益	59,000	66,000	△7,000
	受取利息配当金収益	15,301	14,337	964
	その他のサービス活動外収益	2,259,526	2,258,587	939
	受入研修費収益	20,000	20,000	0
	利用者等外給食収益	1,779,000	1,618,200	160,800
	雑収益	460,526	620,387	△159,861
	雑収益	460,526	620,387	△159,861
	サービス活動外収益計 (4)	2,333,827	2,338,924	△5,097
	支払利息	119,340	132,600	△13,260
	その他のサービス活動外費用	1,776,800	1,478,340	298,460
	利用者等外給食費	1,776,800	1,478,340	298,460
	サービス活動外費用計 (5)	1,896,140	1,610,940	285,200
サービス活動外増減差額 (6)=(4)-(5)		437,687	727,984	△290,297
経常増減差額 (7)=(3)+(6)		10,780,349	12,152,701	△1,372,352
特別増減の部	収 益			
	特別収益計 (8)	0	0	0
	固定資産売却損・処分損	0	2	△2
	器具及び備品売却損・処分損	0	2	△2
	拠点区分間繰入金費用	996,488	0	996,488
	その他の特別損失	0	2,950,324	△2,950,324
	過年度国庫補助金等特別積立金積立額	0	2,950,324	△2,950,324
	特別費用計 (9)	996,488	2,950,326	△1,953,838
	特別増減差額 (10)=(8)-(9)	△996,488	△2,950,326	1,953,838
	当期活動増減差額 (11)=(7)+(10)	9,783,861	9,202,375	581,486
繰越活動増減差額の部	前期繰越活動増減差額 (12)	40,101,221	15,387,870	24,713,351
	当期末繰越活動増減差額 (13)=(11)+(12)	49,885,082	24,590,245	25,294,837
	基本金取崩額 (14)	0	0	0
	その他の積立金取崩額 (15)	0	24,303,250	△24,303,250
	保育所施設・設備整備積立金取崩額	0	24,303,250	△24,303,250
	その他の積立金積立額 (16)	11,002,896	8,792,274	2,210,622
	学童保育事業積立金積立額	3,472,896	989,024	2,483,872
	保育所施設・設備整備積立金積立額	7,530,000	7,803,250	△273,250
次期繰越活動増減差額 (17)=(13)+(14)+(15)-(16)		38,882,186	40,101,221	△1,219,035

相愛ひめぎ保育園拠点区分 事業活動計算書

(自) 平成 25年 4月 1日 (至) 平成 26年 3月 31日

社会福祉法人名 社会福祉法人 相愛会

(単位: 円)

勘定科目		当年度決算(A)	前年度決算(B)	増減(A)-(B)
収益	保育事業収益	62,062,510	0	62,062,510
	保育所運営費収益	60,085,660	0	60,085,660
	その他の事業収益	1,976,850	0	1,976,850
	補助金事業収益	1,935,600	0	1,935,600
	その他の事業収益	41,250	0	41,250
	サービス活動収益計 (1)	62,062,510	0	62,062,510
サービス活動増減の部	人件費	42,057,209	0	42,057,209
	職員給料	15,966,638	0	15,966,638
	職員賞与	6,101,024	0	6,101,024
	賞与引当金繰入	1,712,000	0	1,712,000
	非常勤職員給与	10,775,849	0	10,775,849
	派遣職員費	2,795,520	0	2,795,520
	退職給付費用	441,924	0	441,924
	法定福利費	4,264,254	0	4,264,254
	事業費	9,175,755	0	9,175,755
	給食費	4,390,136	0	4,390,136
	保健衛生費	234,953	0	234,953
	保育材料費	348,576	0	348,576
	水道光熱費	1,186,522	0	1,186,522
	消耗器具備品費	1,973,690	0	1,973,690
	保険料	132,220	0	132,220
	賃借料	905,793	0	905,793
	車両費	345	0	345
	雑費	3,520	0	3,520
	事務費	5,670,817	0	5,670,817
	福利厚生費	233,498	0	233,498
	職員被服費	61,440	0	61,440
	旅費交通費	3,378	0	3,378
	研修研究費	221,680	0	221,680
	事務消耗品費	819,404	0	819,404
	印刷製本費	160,763	0	160,763
	修繕費	2,205,673	0	2,205,673
	通信運搬費	160,072	0	160,072
	会議費	49,648	0	49,648
	業務委託費	344,379	0	344,379
	業務委託費	344,379	0	344,379
	手数料	662,498	0	662,498
	賃借料	159,635	0	159,635
	保守料	29,751	0	29,751
	雑費	558,998	0	558,998
	雑費	558,998	0	558,998
	減価償却費	2,199,042	0	2,199,042
	国庫補助金等特別積立金取崩額	△2,064,508	△0	△2,064,508
	サービス活動費用計 (2)	57,038,315	0	57,038,315
	サービス活動増減差額 (3)=(1)-(2)	5,024,195	0	5,024,195
収益	受取利息配当金収益	981	0	981
	その他のサービス活動外収益	675,300	0	675,300
	受入研修費収益	10,000	0	10,000
	利用者等外給食収益	656,300	0	656,300
	雑収益	9,000	0	9,000
	雑収益	9,000	0	9,000
	サービス活動外収益計 (4)	676,281	0	676,281
	その他のサービス活動外費用	651,300	0	651,300

相愛ひめぎ保育園拠点区分 事業活動計算書

(自) 平成 25年 4月 1日 (至) 平成 26年 3月 31日

社会福祉法人名 社会福祉法人 相愛会

(単位: 円)

勘定科目		当年度決算(A)	前年度決算(B)	増減(A)-(B)
サービス活動外増減の部	利用者等外給食費	651,300	0	651,300
	サービス活動外費用計(5)	651,300	0	651,300
	サービス活動外増減差額(6)=(4)-(5)	24,981	0	24,981
経常増減差額(7)=(3)+(6)		5,049,176	0	5,049,176
特別増減の部	施設整備等補助金収益	18,249,200	0	18,249,200
	施設整備等補助金収益	18,249,200	0	18,249,200
	拠点区分間繰入金収益	996,488	0	996,488
	特別収益計(8)	19,245,688	0	19,245,688
	国庫補助金等特別積立金取崩額(除却等)	△291,509	△0	△291,509
	国庫補助金等特別積立金積立額	18,249,200	0	18,249,200
	特別費用計(9)	17,957,691	0	17,957,691
	特別増減差額(10)=(8)-(9)	1,287,997	0	1,287,997
当期活動増減差額(11)=(7)+(10)		6,337,173	0	6,337,173
繰越活動増減差額の部	前期繰越活動増減差額(12)	0	0	0
	当期末繰越活動増減差額(13)=(11)+(12)	6,337,173	0	6,337,173
	基本金取崩額(14)	0	0	0
	その他の積立金取崩額(15)	0	0	0
	その他の積立金積立額(16)	0	0	0
	次期繰越活動増減差額(17)=(13)+(14)+(15)-(16)	6,337,173	0	6,337,173

議案第 5 1 号

公の施設の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項及び都城市児童館条例（平成 18 年条例第 117 号）第 6 条第 1 項の規定により、公の施設の指定管理者を次のとおり指定する。

- 1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称
都城市高城児童館
- 2 指定管理者となる団体の名称
社会福祉法人さかえ福祉会
- 3 指定の期間
平成 2 7 年 4 月 1 日から平成 3 2 年 3 月 3 1 日まで

平成 2 7 年 2 月 2 6 日提出

都城市長 池 田 宜 永

都城市高城児童館指定管理者候補者選定の概要

都城市高城児童館の指定管理者については、次のとおり候補となる団体を公募により選定しました。

なお、選定された団体を指定管理者とする議案が、平成27年3月議会で可決された場合には、同団体が指定管理者として、本施設の管理運営にあたることとなります。

1. 指定管理者候補者の概要

(1) 団体の名称

社会福祉法人さかえ福祉会

(2) 代表者名

安留 久江

(3) 所在地

都城市高城町穂満坊2553番地51

(4) 設立年月日

昭和56年10月22日

(5) 従業員数

24人

(6) 業務内容

さかえ保育園 設置・運営

さかえコミュニティー児童館児童クラブ 運営

2. 指定期間

平成27年4月1日 ～ 平成32年3月31日（5年間）

3. 施設及び業務の概要

(1) 施設概要

施設名及び所在地	施設規模等
都城市高城児童館 (都城市高城町穂満坊20番地)	敷地面積：880.65 建物面積：369.26 m ²

(2) 業務概要

- ①健全な遊びを通しての児童の集団的及び個別的な指導に関する事業
- ②子供会、母親クラブ等の児童に関する地域組織の育成助長に関する事業
- ③地域に関わる児童の健全育成に必要な活動に関する事業
- ④その他児童館の設置の目的達成に必要な事業

- ⑤児童館条例第7条に掲げる業務
- ⑥指定管理者の行った処分に対する苦情の受付、処理及び訴訟に関する業務
- ⑦その他市長が必要と認めた業務

4. 事業計画の概要

事業計画書概要版のとおり

5. 選定結果の概要

(1) 公募の概況

①応募団体数

3団体

②指定管理者候補者選定までの経過

平成26年11月17日～平成26年12月16日	募集（暮らしの情報11月15日号、ホームページに掲載）
平成26年12月9日	現地説明会
平成26年11月17日～平成26年12月10日	申請書受付
平成27年1月13日、20日	選定委員会開催、面接審査
平成27年1月20日	選定結果報告

(2) 都城市指定管理者候補者選定委員会委員構成

委員構成		人数
有識者	学識経験者	1人
	税理士	1人
	司法書士	1人
	行政書士	1人
	民生・児童委員	1人
施設利用者代表		1人

(3) 選定理由

平成27年1月13日及び20日に都城市指定管理者候補者選定委員会において、書類審査・面接審査をもとに、選定基準に基づいて総合的に審査・選考（総合得点方式）を行った結果、以下の理由で、社会福祉法人さかえ福祉会が指定管理者として適正であると判断しました。

「選定基準1 市民の平等な利用が確保されること」

- ・施設の設置目的も十分に理解しており、「利用者による意見・要望・苦情等を解決する

為の仕組みに関する規定」を定めるなど、利用者に対する適切な対応が期待できると

「選定基準2 事業計画の内容が施設の効用を最大限に発揮するものであること」

- ・中高生を対象とした指導員・保育士職場体験を企画しており、青少年育成の観点からも効果が期待され、利用者満足の上が見込まれること
- ・児童クラブのパイオニアとして牽引してきた実績があり、学校機関との情報交換など、利用につながるニーズ収集が図られており、効果的な利用者増への取組みが期待されること

「選定基準3 事業計画の内容が、管理経費の節減が図られるものであること」

- ・さかえ保育園、さかえコミュニティー児童館の管理経験から、清掃面や安全面について、外注に頼らない、業務の効率化が期待できること

「選定基準4 事業計画に沿った管理を安定的に行う物的能力及び人的能力を有していること」

- ・地域児童福祉の中核として役割を担っている実績もあり、安定した経営基盤もあることから、適切な管理運営が見込まれること
- ・運営に関するスタッフ会議、利用者を対象としたケアー会議等を実施し、情報の共有が設けられており、職員の指導育成や、利用団体への育成支援体制が整えられていること

(4) 選定委員会における主な意見

〈審査基準に関する事項〉

- ・利用の促進、サービス・利便性の維持向上を図る項目について、重点的な配点を行った。
- ・事業計画に沿った管理を安定的に行う物的能力及び人的能力を有していることのうち、「業務従事者の指導育成、研修体制及び接遇向上のための提案がされているか」について、重点的な配点を行った。

〈指定申請書記載事項について〉

- ・安定した経営基盤があり、団体の財務状況について問題はないと判断した。

(5) 選定結果

次のとおり

選定基準	配点	採点結果			審査項目	1人当り 配点	審査内容
		社会福祉法人さかえ福祉会	団体A	団体B			
1. 市民の平等な利用が確保されること	114	80	67	65	管理運営 方針等	8	・市の管理方針を認識しているか。 ・公の施設の設置目的を理解しているか。
					平等利用	11	・利用申込等が平等な利用を確保する提案がされているか。 ・相談や苦情等の対応が提案されているか。
2. 事業計画の内容が施設の効用を最大限に発揮するものであること	204	128	122	110	利用の促進	18	・住民ニーズに基づく利用者増の提案がされているか。 ・利用者増のための広報・PR対策の提案がされているか。 ・関係団体や地域住民との連携、交流についての提案がなされているか。
							・利用者サービスの向上について提案がされているか。
							・施設の維持管理、安全管理について、的確な実施計画が提案されているか。
					サービス・ 利便性の 維持向上	16	・施設の設備、機能等の有効活用について、提案がされているか。
3. 事業計画の内容が、管理経費の削減が図られるものであること	60	40	34	37	経費節減	10	・経費節減の考え方、提案がされているか。 ・具体的な管理業務の効率化の提案がされているか。
4. 事業計画に沿った管理を安定的に行う物的能力及び人的能力を有していること	222	162	130	128	物的能力	15	・安定した運営が可能な申請団体の財務状況か。 ・類似施設を良好に運営した実績があるか。 ・収支計画の積算根拠が明確で、実現可能なものか。 ・収支計画と事業計画の整合性は図られているか。
							・組織体制、勤務体制、責任体制が確立されているか。
							・利用団体の指導及び育成支援の提案がされているか。
							・業務従事者の指導育成、研修体制及び接遇向上のための提案がされているか。
					人的能力	22	・個人情報保護、情報公開及び労働法令等について十分認識しているか。
							・まちづくりへの熱意、申請団体の将来性、地域団体や地域住民等との融合性、高齢者、障がい者雇用への配慮、利用状況の把握。
合 計	600	410	353	340		100	
〈参考〉：提案金額		3,950千円	3,950千円	3,950千円	(平成27年度)		

※提案金額は、消費税8%で計上しています。なお、指定管理料は、予算査定等を経て市議会の議決により決定するものです。

様式2（事業計画書）

事業計画書

申請団体名 社会福祉法人さかえ福祉会
希望する施設名 都城市高城児童館

（1）市民の平等な利用に関すること ※当該施設の管理運営方針等について簡潔に提案してください。 公の施設の設置目的を損なうことなく適切な管理を行って、実態に合った効率的かつ効果的な運営を行っていきます。 また、現在の市の管理運営方針を認識・遵守し、多様化する市民のニーズに応えながら地域の軸となって児童福祉施設としての役割・責任を全うしていきます。 ※市民の平等利用の確保について簡潔に提案してください。 利用者の平等利用の確保に努め、個人の選択の確保、差別的な取り扱いを禁止し、日々市民の視点によるサービスの維持・向上を図っていきます。 ※当該施設に係る相談や苦情等への対応について簡潔に提案してください。 「利用者による意見・要望・苦情等を解決する為の仕組みに関する規定」を定め、迅速かつ丁寧に対応し利用者の理解や満足度を高めていきます。受け付けたご意見は、関係職員や苦情解決責任者、必要に応じて市や第三者委員に報告し、円滑な解決に努めます。相談や苦情は施設の財産として大切に受け入れ、相談し易い窓口を設けていきます。 ※環境に配慮した取り組みについて簡潔に提案してください。 安全面の環境では、利用者が安全で快適に過ごせる環境を整備します。遊具や玩具・備品等、また施設内・外における安全チェックを毎日行い、不備が見つければ速やかに使用禁止等の措置を講じ、修復を行います。
（2）施設効用の発揮に関すること ※サービス・利便性の維持向上を図るための方法について簡潔に提案してください。 内部的には、当法人のマニュアル等を用いて、日常的にセルフモニタリングをはじめ利用者満足度を高めるためのミーティング等を実施し、PDCAサイクルを実践的に行います。外部的には、市による定期モニタリングを年4回以上、必要に応じて利用者からのヒアリングを実施して頂き、市との連携を密に図りながら、より良いサービス・利便性の維持向上に反映させていきます。また、施設内は設備が整っており、施設周辺も近隣の保・幼・小中高等の学校機関や行政機関、警察、商店街など大変素晴らしい環境に立地されている為、様々な情報網をつくって連携を図り、地域が子育てできる拠点としての役割を担っていきます ※利用者からのニーズへの対応について具体的に提案してください。 利用者アンケートや聞き取り調査、利用者と施設側との意見交換会等を実施し、利用者のニーズを収集し、常に利用しやすい環境・施設づくりに努めていきます。 ※利用者を増やすための工夫について簡潔に提案してください。 近隣の保育所・幼稚園・小中高等の学校や行政機関との密な連携を築いていきます。学校機関とは定期的に情報交換を行って、利用につながるニーズの収集を行っていきます。定期的なイベントを企画し、手作りのチラシ等を用いて地域住民の子どもや保護者に利用し易い情報を発信していきます。青少年育成の観点からも、中学生・高校生を対象にしたレクリエーションや指導員・保育士職場体験などの企画も行っていきます。また、リピーターからの情報伝播を有効的に活用していきます。 ※自己の収入となる事業計画・収支見込等について具体的に記入してください。 助成金申請による助成事業と、児童クラブにおける利用料収入のみになります。
（3）管理経費の節減に関すること ※経費の節減等の具体的な内容について簡潔に提案してください。 限られた指定管理料の中で、人件費・管理費においての節減は困難ではありますが、なるべく外注に頼らない手造り感溢れるあたたかい施設造りを行っていきます。また、室内の適切な室温設定管理や物品等を大切に保管・管理し、利用者の満足度を維持しつつも共に節減の意識をもって生活ができる環境づくりを構築していきます。 ※清掃・維持補修等に関する考え方を簡潔に提案してください。（委託する場合は、その委託先等） 見学时、清掃が行き届いていない箇所が多く見受けられました。また安全配慮が必要と思われる箇所も見受けられました。当法人では、「気付かない者には気付かせてあげる」「気付いたら直ぐに行動する」ことを徹底しています。特に清掃面と安全面は重要視しています。外注に頼らず、利用者が安心して安全で快適に活動できる場・環境を整備し提供します。

事業計画書

申請団体名 社会福祉法人さかえ福祉会

希望する施設名 都城市高城児童館

(4) 安定的な施設の管理運営に関すること

※施設管理運営のための人員体制、連絡体制、勤務体制及び責任体制等について簡潔に提案してください。

館 長・・・1名（同法人内と兼務）

副館長/事務・・・1名（同法人内と兼務）

指 導 員・・・2名（常勤）

全ての管理運営は館長責任の下、緊急時には速やかに連絡・出勤ができる体制を整えます。また週に1回、運営に関するスタッフ会議、利用者を対象としたケア会議等を実施し、情報の共有を図っていきます。常勤指導員が休みの場合には、パート職員等を配置します。当法人の施設が約1kmに立地している為、必要に応じて対応を行います。

※職員の指導育成、研修体制について簡潔に提案してください。

「理想の指導員像」をテーマに掲げ、指導員に対して①児童が願う指導員像②保護者が願う指導員像③地域が願う指導員像④自らが考える指導員像 を常に追求し理想が現実に近いように育成を行っていきます。また研修等には積極的に参加し、専門的な知識や同業種の情報交換を行いながら学びを深めて実践に活かしていきます。

※利用団体への指導及び育成支援について簡潔に提案してください。

地域の育児サークルや子育て支援団体など全面的に支援を行っていきます。当法人には、児童厚生員・保育士・管理栄養士など専門的な観点から利用者に指導・支援を行える職員が多数在籍している為、必要に応じて派遣を行うなどして地域の集いの場としての役割を担っていきます。

※災害時の対応、連絡体制等について簡潔に提案してください。

利用者の安全確保、施設の被害状況の確認、市への連絡など初動対応が迅速かつ確実にできるようにマニュアルを作成し指導員皆の周知徹底を行っていきます。また定期的に、災害時を想定した利用者参加型の避難訓練を実施し、災害時の意識向上につなげていきます。

※個人情報保護、情報公開及び労働法令等の考え方について簡潔に提案してください。

個人情報保護法については、仕事上知りえた個人情報の守秘義務は勿論のこと、個人データ（写真も含む）などが記された書類等の保管・管理には最善の注意を払います。主に「生存する個人に関する情報」「特定の個人を識別することができるもの」「他の情報と容易に照合することができるもの」に関する取り扱いには十分な配慮・管理を行っていきます。

情報公開については、開示請求を受けた場合は情報公開法に基づいて情報開示を行っていきます。利用者のみならず全ての方に平等に情報公開し、地域住民に開かれた施設としての実現を図っていきます。

労働法令については、賃金・終業時間・休息・その他の労働条件などについて労働者側との協定書を締結し、快適に就労できる環境を準備します。

(5) その他、公の施設を管理するにあたり必要な基準に関すること

公の施設管理にあたり以下の3つを遵守します。

- ① 地域住民の利用に供するための施設であること
- ② 地域の福祉を増進する目的をもって設置された物的施設であること
- ③ 法律又は条例の規定により設置されていること

(6) 公の施設を管理するにあたりアピールしたいこと

当法人、さかえ保育園・さかえコミュニティー児童館は高城町穂満坊に位置し高城児童館からも約1kmという大変近い立地にあります。現在の職員数は25名おり、安定した経営基盤を確立してまいりました。開設以来、保育園は33年間、児童館児童クラブは16年間の実績があります。特に、児童館児童クラブにおいては、当初県内初の児童クラブ開設でもあり、長年に渡り近隣住民や学校機関、行政機関との連携や地域のニーズに応じてきました。常に利用者としての立場の視点を持ちながら、安心・安全・快適をモットーに、また社会福祉としての精神を重んじながら運営を行ってきました。

様式5 (主要業務実績)

申請団体名 社会福祉法人さかえ福祉会
 希望する施設名 都城市高城児童館

主 要 業 務 実 績

年 度	業 務 名 (施設名称等)	業 務 内 容 (業務概要・発注者等)	受注額(円)
	該当なし		

(備考)

- ※ 過去3年間の主要実績業務について記入してください。
 (同様の施設管理実績がある場合は、これを優先して記入してください。)
- ※ 業務内容欄には、業務の概要、発注者等について可能な限り詳細に記入してください。
- ※ その他、申請団体の概要がわかる資料がある場合は、添付してください。

資金収支計算書

(自) 平成 25 年 4 月 1 日 (至) 平成 26 年 3 月 31 日

第 1 号様

[社会福祉法人 さかえ福祉]

勘 定 科 目		予 算	決 算	差 異	備 考
経常活動による収支	収入				
	運営費収入	121,935,480	121,935,480	0	
	私的契約利用料収入	855,000	854,400	600	
	その他の事業収入	0	0	0	
	経常経費補助金収入	4,842,960	4,821,360	21,600	
	寄附金収入	0	0	0	
	雑収入	5,000,000	4,998,937	1,063	
	借入金利息補助金収入	0	0	0	
	受取利息配当金収入	9,600	5,456	4,144	
	会計単位間繰入金収入	0	0	0	
	経理区分間繰入金収入	0	0	0	
	経常収入計(1)	132,643,040	132,615,633	27,407	
	支出				
	人件費支出	94,665,642	94,155,794	509,848	
施設整備等による収支	事務費支出	6,344,244	6,084,562	259,682	
	事業費支出	11,643,821	10,970,977	672,844	
	借入金利息支出	249,333	249,333	0	
	経理区分間繰入金支出	0	0	0	
	経常支出計(2)	112,903,040	111,460,666	1,442,374	
	経常活動資金収支差額(3)=(1)-(2)	19,740,000	21,154,967	-1,414,967	
	収入				
	施設整備等補助金収入	0	0	0	
	施設整備等寄附金収入	0	0	0	
	固定資産売却収入	0	0	0	
	施設整備等収入計(4)	0	0	0	
	支出				
	固定資産取得支出	1,500,000	1,445,850	54,150	
	元入金支出	0	0	0	
	施設整備等支出計(5)	1,500,000	1,445,850	54,150	
	施設整備等資金収支差額(6)=(4)-(5)	-1,500,000	-1,445,850	-54,150	
財務活動による収支	収入				
	借入金収入	0	0	0	
	投資有価証券売却収入	0	0	0	
	借入金元金償還補助金収入	0	0	0	
	積立預金取崩収入	0	0	0	
	その他の収入	0	0	0	
	財務収入計(7)	0	0	0	
	支出				
	借入金元金償還金支出	6,540,000	6,540,000	0	
	投資有価証券取得支出	0	0	0	
	積立預金積立支出	11,700,000	11,700,000	0	
	その他の支出	0	0	0	
	流動資産評価減等による資金減少額等	0	0	0	
	財務支出計(8)	18,240,000	18,240,000	0	
	財務活動資金収支差額(9)=(7)-(8)	-18,240,000	-18,240,000	0	
予備費(10)		0			
当期資金収支差額合計(11)=(3)+(6)+(9)-(10)		0	1,469,117	-1,469,117	
前期末支払資金残高(12)		20,815,752	20,815,752	0	
当期末支払資金残高(11)+(12)		20,815,752	22,284,869	-1,469,117	

事業活動収支計算書

(自) 平成 25 年 4 月 1 日 (至) 平成 26 年 3 月 31 日

第 3 号様式

[社会福祉法人 さかえ福祉会]

勘 定 科 目		本年度決算	前年度決算	増 減
事業活動収支の部	収入			
	運営費収入	121,935,480	123,602,120	-1,666,640
	私的契約利用料収入	854,400	952,200	-97,800
	その他の事業収入	0	0	0
	経常経費補助金収入	4,821,360	2,104,160	2,717,200
	寄附金収入	0	0	0
	雑収入	4,998,937	2,615,770	2,383,167
	借入金元金償還補助金収入	0	0	0
	引当金戻入収入	0	462,012	-462,012
	国庫補助金等特別積立金取崩額	4,326,945	4,326,945	0
	事業活動収入計(1)	136,937,122	134,063,207	2,873,915
	支出			
	人件費支出	94,155,794	90,366,654	3,789,140
	事務費支出	5,779,318	6,354,216	-574,898
	事業費支出	10,970,977	10,803,485	167,492
	減価償却費	9,669,092	9,845,466	-176,374
	徴収不能額	0	0	0
	引当金繰入	305,244	306,636	-1,392
	事業活動支出計(2)	120,880,425	117,676,457	3,203,968
	事業活動収支差額(3)=(1)-(2)	16,056,697	16,386,750	-330,053
事業活動外収支の部	収入			
	借入金利息補助金収入	0	0	0
	受取利息配当金収入	5,456	6,719	-1,263
	会計単位間繰入金収入	0	0	0
	経理区分間繰入金収入	0	0	0
	投資有価証券売却益	0	0	0
	有価証券売却益	0	0	0
	事業活動外収入計(4)	5,456	6,719	-1,263
	支出			
	借入金利息支出	249,333	347,433	-98,100
	経理区分間繰入金支出	0	0	0
	投資有価証券売却損(売却原価)	0	0	0
	有価証券売却損(売却原価)	0	0	0
	資産評価損	0	0	0
	事業活動外支出計(5)	249,333	347,433	-98,100
	事業活動外収支差額(6)=(4)-(5)	-243,877	-340,714	96,837
	経常収支差額(7)=(3)+(6)	15,812,820	16,046,036	-233,216
特別収支の部	収入			
	施設整備等補助金収入	0	0	0
	施設整備等寄附金収入	0	0	0
	固定資産売却益	0	0	0
	国庫補助金等特別積立金取崩額	0	0	0
	特別収入計(8)	0	0	0
	支出			
	基本金組入額	0	0	0
	固定資産売却損・処分損(売却原価)	56,386	99,394	-43,008
	国庫補助金等特別積立金積立額	0	0	0
	特別支出計(9)	56,386	99,394	-43,008
	特別収支差額(10)=(8)-(9)	-56,386	-99,394	43,008
	当期活動収支差額(11)=(7)+(10)	15,756,434	15,946,642	-190,208
	前期繰越活動収支差額(12)	93,724,423	89,777,781	3,946,642
	当期末繰越活動収支差額(13)=(11)+(12)	109,480,857	105,724,423	3,756,434
	基本金取崩額(14)	0	0	0
	基本金組入額(15)	0	0	0
	その他の積立金取崩額(16)	0	0	0
	その他の積立金積立額(17)	11,700,000	12,000,000	-300,000
	次期繰越活動収支差額(18)=(13)+(14)-(15)+(16)-(17)	97,780,857	93,724,423	4,056,434

貸借対照表

第5号様式

平成26年3月31日現在

[社会福祉法人 さかえ福祉会]

資 産 の 部				負 債 の 部			
	当年度末	前年度末	増 減		当年度末	前年度末	増 減
流動資産	24,396,217	23,683,760	712,457	流動負債	2,111,348	2,868,008	-756,660
現金預金	17,049,696	15,694,695	1,355,001	未払金	1,530,212	1,691,016	-160,804
未収金	7,169,490	7,719,670	-550,180	預り金	581,136	1,176,992	-595,856
前払金	177,031	269,395	-92,364	前受金	0	0	0
				仮受金	0	0	0
固定資産	265,947,476	262,221,860	3,725,616	固定負債	17,778,788	24,013,544	-6,234,756
基本財産	201,246,905	208,774,905	-7,528,000	設備資金借入金	13,080,000	19,620,000	-6,540,000
建 物	186,716,906	194,244,906	-7,528,000	退職給与引当金	4,698,788	4,393,544	305,244
土 地	14,529,999	14,529,999	0	負債の部合計	19,890,136	26,881,552	-6,991,416
その他の固定資産	64,700,571	53,446,955	11,253,616	純 資 産 の 部			
構築物	4,069,977	4,549,355	-479,378	基 本 金	16,683,365	16,683,365	0
車両運搬具	1,755,510	2,578,796	-823,286	基 本 金	16,683,365	16,683,365	0
器具及び備品	2,976,296	2,425,260	551,036	国庫補助金等特別積立金	104,789,335	109,116,280	-4,326,945
保育所繰越積立預金	42,200,000	35,000,000	7,200,000	その他の積立金	51,200,000	39,500,000	11,700,000
保育所施設・設備整備積立	9,000,000	4,500,000	4,500,000	人件費積立金	22,000,000	17,000,000	5,000,000
その他の固定資産	4,698,788	4,393,544	305,244	修繕積立金	9,700,000	9,000,000	700,000
				備品等購入積立金	10,500,000	9,000,000	1,500,000
				保育所施設・設備整備積立	9,000,000	4,500,000	4,500,000
				次期繰越活動収支差額	97,780,857	93,724,423	4,056,434
				次期繰越活動収支差額	97,780,857	93,724,423	4,056,434
				(うち当期活動収支差額)	15,756,434	15,946,642	-190,208
				純資産の部合計	270,453,557	259,024,068	11,429,489
資産の部合計	290,343,693	285,905,620	4,438,073	負債及び純資産の部合計	290,343,693	285,905,620	4,438,073

別注：1. 減価償却費の累計額13,192,459円

2. 徴収不能引当金の計 0円

注記

1. 重要な会計方針

- (1)貯蔵品の評価方法 該当なし
- (2)有価証券の評価方法 該当なし
- (3)退職給与引当金の計上基準 職員の退職金の支給に備えるため、その他の固定資産(県共済退職預け金)と同額を退職給与引当金に計上している

2. 重要な会計方針の変更

該当なし

3. 基本財産の増加

- 建物 該当なし
- 土地 該当なし

4. 基本金及び国庫補助金等特別積立金の取り崩し

減価償却に伴う国庫補助金等特別積立金4,326,945円を取り崩した。

5. 担保に入れている資産の種類及び金額

- 基本財産建物 186,716,906円
- 基本財産土地 8,149,999円

担保に入れている借入の種類及び金額

- 設備資金借入金 13,080,000円

6. 重要な偶発事象

該当なし

議案第 5 2 号

公の施設の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項及び都城市児童館条例（平成 18 年条例第 117 号）第 6 条第 1 項の規定により、公の施設の指定管理者を次のとおり指定する。

- 1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称
都城市山田谷頭児童館
- 2 指定管理者となる団体の名称
社会福祉法人都城市社会福祉協議会
- 3 指定の期間
平成 2 7 年 4 月 1 日から平成 3 2 年 3 月 3 1 日まで

平成 2 7 年 2 月 2 6 日提出

都城市長 池 田 宜 永

都城市山田谷頭児童館指定管理者候補者選定の概要

都城市山田谷頭児童館の指定管理者については、次のとおり候補となる団体を公募により選定しました。

なお、選定された団体を指定管理者とする議案が、平成27年3月議会で可決された場合には、同団体が指定管理者として、本施設の管理運営にあたることとなります。

1. 指定管理者候補者の概要

(1) 団体の名称

社会福祉法人都城市社会福祉協議会

(2) 代表者名

島津 久友

(3) 所在地

都城市松元町4街区17号

(4) 設立年月日

平成18年1月5日

(5) 従業員数

289人

(6) 業務内容

法人運営、総務に関すること

地域福祉に関すること

相談支援に関すること

在宅福祉に関すること

2. 指定期間

平成27年4月1日 ～ 平成32年3月31日（5年間）

3. 施設及び業務の概要

(1) 施設概要

施設名及び所在地	施設規模等
都城市山田谷頭児童館 (都城市山田町中霧島 3283 番地 5)	敷地面積：2,892 m ² 建築面積：248.38 m ²

(2) 業務概要

①健全な遊びを通しての児童の集団的及び個別的な指導に関する事業

②子供会、母親クラブ等の児童に関する地域組織の育成助長に関する事業

- ③地域に関わる児童の健全育成に必要な活動に関する事業
- ④その他児童館の設置の目的達成に必要な事業
- ⑤児童館条例第7条に掲げる業務
- ⑥指定管理者の行った処分に対する苦情の受付、処理及び訴訟に関する業務
- ⑦その他市長が必要と認めた業務

4. 事業計画の概要

事業計画書概要版のとおり

5. 選定結果の概要

(1) 公募の概況

①応募団体数

4団体

②指定管理者候補者選定までの経過

平成26年11月17日～平成26年12月16日	募集（暮らしの情報11月15日号、ホームページに掲載）
平成26年12月9日	現地説明会
平成26年11月17日～平成26年12月10日	申請書受付
平成27年1月13日、20日	選定委員会開催、面接審査
平成27年1月20日	選定結果報告

(2) 都城市指定管理者候補者選定委員会委員構成

委員構成		人数
有識者	学識経験者	1人
	税理士	1人
	司法書士	1人
	行政書士	1人
	民生・児童委員	1人
施設利用者代表		1人

(3) 選定理由

平成27年1月13日及び20日に都城市指定管理者候補者選定委員会において、書類審査・面接審査をもとに、選定基準に基づいて総合的に審査・選考（総合得点方式）を行った結果、以下の理由で、社会福祉法人都城市社会福祉協議会が指定管理者として適正であると判断しました。

「選定基準1 市民の平等な利用が確保されること」

- ・市の管理運営方針を十分認識し、地域福祉を担う自団体の特性を生かした地域での子どもの育成支援が期待できること

「選定基準2 事業計画の内容が施設の効用を最大限に発揮するものであること」

- ・隣接する保育園と一体となった管理により、保育園の行事とタイアップしたイベントの開催が可能になり、利用者の増加が見込まれること
- ・発達障がいを抱える子やグレーゾーンの子といった気になる子どもに対して、専門機関とやり取りを実施することや、職員が知識を得るために、学校に同行するなど、きめ細やかな利用者対応が期待できること

「選定基準3 事業計画の内容が、管理経費の節減が図られるものであること」

- ・隣接する保育園の行事や活動と連携することにより、管理経費の節減が期待できると

「選定基準4 事業計画に沿った管理を安定的に行う物的能力及び人的能力を有していること」

- ・ペアレントトレーナーといった職員のスキルアップ支援がなされており、業務従事者の接遇向上が期待できるほか、利用団体等への育成支援についても、当該職員の専門性が発揮され、効果的な支援が期待できること
- ・隣接する保育園と連携した組織体制をとることにより、緊急時にも対応できる管理体制が期待できること

(4) 選定委員会における主な意見

〈審査基準に関する事項〉

- ・利用の促進、サービス・利便性の維持向上を図る項目について、重点的な配点を行った。
- ・事業計画に沿った管理を安定的に行う物的能力及び人的能力を有していることのうち、「業務従事者の指導育成、研修体制及び接遇向上のための提案がされているか」について、重点的な配点を行った。

〈指定申請書記載事項について〉

- ・団体の財務状況についても問題ないと判断した。

(5) 選定結果

次のとおり

選定基準	配点	採点結果				審査項目	1人当り 配点	審査内容		
		社会福祉法人都城市社会福祉協議会	団体A	団体B	団体C					
1. 市民の平等な利用が確保 されること	114	78	71	69	61	管理運営 方針等	8	・市の管理方針を認識しているか。 ・公の施設の設置目的を理解しているか。		
						平等利用	11	・利用申込等が平等な利用を確保する提案がされているか。 ・相談や苦情等の対応が提案されているか。		
2. 事業計画の内容が施設の 効用を最大限に発揮するもの であること	204	129	112	106	100	利用の促進	18	・住民ニーズに基づく利用者増の提案がされているか。 ・利用者増のための広報・PR対策の提案がされているか。 ・関係団体や地域住民との連携、交流についての提案がなされているか。		
								サービス・ 利便性の 維持向上	16	・利用者サービスの向上について提案がされているか。 ・施設の維持管理、安全管理について、的確な実施計画が提案されているか。 ・施設の設備、機能等の有効活用について、提案がされているか。
						3. 事業計画の内容が、管理 経費の縮減が図られるもので あること	60	38	36	35
4. 事業計画に沿った管理を 安定的に行う物的能力及び人 的能力を有していること	222	157	129	117	109	物的能力	15	・安定した運営が可能な申請団体の財務状況か。 ・類似施設を良好に運営した実績があるか。 ・収支計画の積算根拠が明確で、実現可能なものか。 ・収支計画と事業計画の整合性は図られているか。		
								人的能力	22	・組織体制、勤務体制、責任体制が確立されているか。 ・利用団体の指導及び育成支援の提案がされているか。 ・業務従事者の指導育成、研修体制及び接遇向上のための提案がされているか。 ・個人情報保護、情報公開及び労働法令等について十分認識しているか。 ・まちづくりへの熱意、申請団体の将来性、地域団体や地域住民等との融合性、高齢者、障がい者雇用への 配慮、利用状況の把握。
合 計	600	402	348	327	301		100			
〈参考〉：提案金額		4,054千円	4,054千円	4,054千円	4,054千円	（平成27年度）				

※提案金額は、消費税8%で計上しています。なお、指定管理料は、予算査定等を経て市議会の議決により決定するものです。

事業計画書概要版

申請団体名 社会福祉法人都城市社会福祉協議会

希望する施設名 山田谷頭児童館

(1)市民の平等な利用に関すること

※当該施設の管理運営方針等について簡潔に提案してください。

児童館の設置目的は、児童（0歳～18歳未満）に健全な遊びを与え集団的又は個人的に指導を行い、その健康及び体力を増進させ、情操を豊かにするとともに地域等における児童に関する団体の育成助長及び児童の保護者への育児支援を図る等、児童の健全育成に関する総合的な機能を有することとされています。

遊び自体が子どもの発達を増進することの意義、個々の家庭や地域全体を視野に入れながら子どもの生活を支援することの意義を踏まえ、児童館を本来の理念・役割に沿って活性化させていきます。

①遊びを通して子どもを育成

★隣接する谷頭保育園（当協議会が経営）と連携

②子どもの諸問題についての発生予防・早期発見

★児童厚生員をはじめとする大人との関わり、異年齢児との関わりを保障

★子どもからのサインを素早くキャッチ

③保護者の育児支援

★子育てに寄り添うことができる場所として機能（育児サークルや茶話会など）

④さまざまな社会資源と協力関係を構築

★児童館が社会資源との協力関係を築き、子育て力向上へ

・地域の民生委員児童員との定期連絡会の開催

・自治公民館役員さんとの意見交換会

・学校との意見交換会

⑤子どもを社会で育てる環境づくりに寄与

★児童館の周知

・谷頭保育園と行事のタイアップ（夏まつり等）をとおして地域住民と接する機会を創造

・子育て支援に関する講座、子どもを取り巻く環境について考察する講座、などを企画・実施

当初は、年1回の開催を目標とします。

※市民の平等利用の確保について簡潔に提案してください。

児童館は0歳から18歳の児童やその保護者、育児に関係する機関・団体が気軽に利用できる施設

①児童館の周知方法

小学校、中学校に児童館の行事予定表（茶話会等の開催日も記載。）を配布

②中学生・高校生の活用

・土曜日や長期休校期間中のボランティア体験活動の案内

・自主的な学びの場の提供

③育児支援学習会の開催

育児支援のための学習会等を計画・実施

※当該施設に係る相談や苦情等への対応について簡潔に提案してください。

①対応窓口

- ・当協議会の保育課が対応窓口
- ・隣接する谷頭保育園においても臨機に対応（園長が副館長を兼務）

②苦情への対応

- ・苦情に対して職員全員での迅速な対応を厳守
 - ・即応できない場合でも経過の報告を厳守
 - ・必要に応じて当協議会が設置している第三者委員（委員3名）を交えての協議を実施
- 苦情解決のしくみについて館内に掲示

○第三者委員は、当協議会の監事が兼務

苦情対応マニュアル、危機管理マニュアル等を整備

児童館の運営に関するアンケート等の調査も実施

※環境に配慮した取り組みについて簡潔に提案してください。

①柔軟な対応

児童館の開館時間 … 必要と判断した場合は、保護者に合わせて柔軟に対応

②施設環境の適正な管理

施設環境の適正な整理・管理

- ・子どもたちに対して設備や備品を丁寧に使うことを指導（公共物に対する姿勢）
- ・職員と一緒に清掃等を励行、花壇への植栽等を通しての環境美化・整備（環境美化）
- ・節電・節水による地球環境への配慮（節電・節水）
- ・児童館周囲の清掃、除草に配慮（地域貢献）

(2)施設効用の発揮に関すること

※サービス・利便性の維持向上を図るための方法

①保護者支援

保護者の子育ての悩みに対応した勉強会を計画・実施

→ 当初は雑談・おしゃべりからスタート

②「遊び」の充実

・年齢ごとに創意・工夫された遊びが提供できるように、児童館の職員に対する遊びの研修を計画的に実施（保護者の積極的な参加を要請）

※利用者からのニーズへの対応について

①ニーズの受付簿を整備

- ・即応できるもの … 館長の指示のもと即日～数日以内の対応
- ・検討を要するもの … 準備や調整に一定の期間を要するもので、検討内容を含めどのように対応するのかを報告
- ・対応困難なもの … 対応が困難である理由を明確に説明し理解を求めています

②子どもの声の把握

- ・「思ってること書いちゃえ箱！（仮称）」のようなボックスを置き、楽しいこと、辛いこと、悲しいこと、嬉しいこと、悩んでいることなどを自由に書き入れることができるようにします。
- ・子どもとのコミュニケーションのとり方について、副館長を兼務する谷頭保育園長の指導を仰ぎます。

③アンケートの実施

- ・子どもに対するアンケートや保護者に対するアンケートを定期に実施します。(予定時期は9月、2月)

※利用者を増やすための工夫

①ボランティアの募集

- ・高校生・大学生のボランティアを募り、子どもたちとの関わりの中で双方が成長しあえる場所として機能させていきます。
- ・一般のボランティアも広く募集していきます。

②魅力的なメニューの設定

- ・絵本の読み聞かせ … ボランティアの活用をめざします
- ・ベビーマッサージ講習会等のイベント開催など、子どもたちや保護者にとって魅力あるメニューを考え、利用者、指導者相互の関係づくりを促しお互いが色々な立場で立ち寄れる場所づくりに努力。

③谷頭保育園行事とのタイアップ

谷頭保育園は、地域交流事業の一つとして「かかしっ子夏まつり」を毎年開催していますが、こういった事業をタイアップして行い魅力ある児童館づくりの一助へ。

※自己の収入となる事業計画・収支見込等について具体的に記入してください。

①児童館で行う勉強会や講演会などは、基本的に無料で参加できる形態

(講師によっては予算上厳しくなることも想定されるので、その場合は参加費を設定。)

②児童館を貸館して利用料を徴収することも想定…可能な柔軟な対応

幅広く利用できるよう常に都城市子ども課と連携を密にして、可能な限り柔軟に対応。

(使用料を徴収できるものについては、適正な利用料を設定。)

(3)管理経費の縮減に関すること

※経費の節減等の具体的な内容

①光熱水費の節減

無駄な電気、水の使用は徹底して省いていきます。また、利用者に対しても状況に応じて注意・要請していくことで資源を大切にすること意識の醸成を図っていきます。

②設備・備品の丁寧な使用

- ・設備・備品を大切に使うことを子どもたちにも徹底させます。
- ・公共の施設を大切に使うことにより、子どもたちの道徳心を育みます。

③谷頭保育園と連携

谷頭保育園の行事や活動と連携することにより、少ない経費でいろいろな活動の展開が期待できます。

※清掃・維持補修等に関する考え方を簡潔に提案してください。(委託する場合は、その委託先等)

①児童館の日々の清掃

- ・職員と利用者で行います。

②児童館の周囲の清掃・除草

- ・職員が行います。

③広場の草刈り

- ・定期的にシルバー人材センター依頼予定

④施設の維持補修

- ・基本的に自分たちで維持補修に努めます。(老朽化に伴う大がかりなものや空調設備などの突発の故障に伴うもので費用負担が大きいものは都城市と協議)

(4)安定的な施設の管理運営に関すること

※施設管理運営のための人員体制、連絡体制、勤務体制及び責任体制等について簡潔に提案してください。

館長	1名（都城市社会福祉協議会保育課長が兼務）
副館長	1名（谷頭保育園園長が兼務）
事務職員	1名（谷頭保育園園長が兼務）
児童厚生員	4名（常時2名の配置）

※児童厚生員はパート雇用を想定しますので、交代勤務の必要から最低4名は確保することになります。

①館長は当協議会保育課長が兼務するため定期的に児童館に出勤し、児童館の運営に関する報告を受け必要な指示を行います。

②日々の児童館運営に際しては、副館長を兼務する谷頭保育園園長が副館長としてその職務を代理します。（日常的な児童館の管理業務）

③毎月1回以上は館長が職員会議を主宰し、児童館の円滑な運営に資することを協議します。
（職員会議録の作成）

④責任体制においては、当該指定管理の担当部署である保育課長が館長として直接の責任を負います。（組織表、事務分掌表の作成）

※職員の指導育成、研修体制について簡潔に提案してください。

①保育園職員全体研修への参加

当協議会保育課において定期（年に3回程度）に実施している職員全体研修へ児童館職員も参加させます。

②「遊び」に関する理解を深めます

毎月2回以上（児童厚生員が交代勤務のため）継続して行っていきます。

（時間帯は10:00～12:00を想定）当初は、保育の専門家である保育園長が講師

また、外部研修に関しては、可能な範囲で積極的に対応していきます。

※利用団体への指導及び育成支援について簡潔に提案してください。

①利用団体等の把握

- ・育児サークル等の団体把握
- ・当児童館が計画していく学習会等の内容をお知らせし参加の呼びかけ

②利用団体の組織化

団体・サークルの組織化の必要性（ニーズ）に応じ、組織化に向けた働きかけも視野にいれます。

③ペアレントトレーナー受講終了職員の活用

- ・ペアレントトレーニング — 子育てにかかわる対人援助の仕事をしている人にとっては、「保護者の方に適切なかかわりを伝えていくこと」がとても重要になっています。発達障害を持つ子へのかかわり、虐待をしてしまう人への助言は「その子にあったかかわりをしてくださいね。」では不十分。具体的に、段階的に、系統立ててかかわり方を伝えていく必要があります。

※災害時の対応、連絡体制等について簡潔に提案してください。

- ①非常災害（地震、火災、ゲリラ豪雨）に備えた訓練を定期に実施します。
- ②防災・防犯に関するマニュアルを整備し、施設設備や地域環境の安全点検、関係機関との安全確保に関する情報の共有に努めます。
 - ・常時勤務する職員は2名という体制ですので、利用者の安全な避難を最優先
 - ・災害時においては谷頭保育園も同じように避難体制をとりますので、一体となって行動ができるよう連携
 - ・谷頭保育園長は副館長として必要な指示を行います。
 - ・保育課長は館長として速やかに状況把握を行い、関係機関への連絡や協議会内部での伝達を速やかに行い、必要に応じて現場に向かいます。
 - ・一般来館者の保護者には安全に留意した速やかな帰途を促し、子どもだけの利用においては保護者へ速やかに連絡
 - ・新燃岳の大規模な噴火による激しい降灰のため身動きが取れないような場合を想定して、災害用伝言ダイヤルの使い方も理解・周知

※個人情報保護、情報公開及び労働法令等の考え方について簡潔に提案してください。

- ①業務上知り得た個人情報の守秘義務を徹底。個人情報に記載された書類等の管理・取扱いは細心の注意を払います。
- ②法令・協議会規則の遵守
 - ・当協議会の個人情報保護規程の遵守
 - ・遵守を怠った場合 … 協議会懲戒規程に基づき対応（規程の内容も含めて周知を徹底）
- ③情報公開

公開すべき情報は平等に公開（行事予定表の配布、作成するチラシなどに記載。）
- ④労働法令

職員は、当協議会が制定している就業規則に則った処遇を実施。就労に際しては、労働条件通知書により賃金、勤務時間、休憩時間、有給休暇等の必要事項を明示。

(5) その他、公の施設を管理するにあたり必要な基準に関すること

- ①休館日
 1. 日曜日
 2. 国民の祝日に関する法律に規定する休日（ただし、こどもの日を除く）
 3. 1月2日、3日及び12月29日から12月31日まで
- ②開館時間

6月1日から	9月末日まで	午前10時から午後6時まで
10月1日から翌年5月末日まで		午前10時から午後5時まで
- ③使用許可の基準
 - ・児童福祉法第39条によるほか、乳幼児と保護者の利用や学童の利用、中学・高校生の利用も促進。
 - ・育児サークル等の自主的活動グループの利用を促し活動を支援。育児支援のため、育児相談も積極的実施。
- ④利用制限
 1. 秩序若しくは風俗を乱し、又は乱すおそれがあると認める者
 2. 伝染病に罹患している者、又は他人に迷惑を及ぼすおそれがあると認める者

⑤個人情報の取扱い

管理を通じて得た個人情報の取り扱いなどは、(4)に記載したとおり、当協議会が定める個人情報保護規程及び職員に対する懲戒規程等を遵守させることにより、厳しい管理を徹底。

⑥モニタリング（児童館が日々その使命を果たして機能しているかどうかのチェック）

- ・日常的なセルフモニタリングを実施
- ・利用者に対するアンケート調査を実施
- ・児童館へ地域の民生委員や高齢者の方々に気軽に足を運んでいただける機会を構築

（①地域の子育て力向上の一助にしていくことを期待 ②児童館運営が適正であるかどうか住民目線での評価）

(6)公の施設を管理するにあたりアピールしたいこと

都城市社会福祉協議会が指定管理により受託運営する利点

①谷頭保育園との連携

児童館の基本は児童に対する充実した「遊び」の提供と保護者の育児支援。

- ・職員交流研修を実施し「遊びの多様性」と「子どもの育ち」に関しての研鑽を重視

→保育園の職員 — 保育実践に関する外部研修や自らの資質向上を目的とした自主研修、社協保育課主催の全体研修など研修する機会の確保

研修内容 — ・子どもの遊び ・危機管理 ・コミュニケーションの取り方等

○保育園職員のメリット … 交流研修で講師となることによって、学んだ内容がより確実なものとなる

○児童館職員のメリット … 身近な職員が講師となることで経費を掛けずに資質向上が図られる

- ・谷頭保育園が実施している地域交流活動の一つである「かかしっ子夏まつり」等のイベントを連携

→地域との関わり(輪)をつくろうとするもの

②社会福祉協議会という組織力

社会福祉法人都城市社会福祉協議会

地域福祉を推進する中核的な団体として、誰もが安心して暮らすことができる福祉のまちづくりを推進することが使命の組織

- ・事業は、乳児から高齢者、障がい者をはじめ全ての住民を対象とした事業を展開している。
- ・専門職として社会福祉士、介護福祉士、ケアマネージャー、看護師、保健師といった様々な資格な資格を有する職員をそれぞれの部署に配置している。

<管理受託のメリット>

- ・職能集団でもある組織のスケールメリットを生かした運営を視野にいれることにより、児童館を利用する保護者の相談から育児ではない「介護の問題」の把握や、「金銭問題」等の把握に繋げられる可能性がある。

→相談者の意向を確認しながら支援に繋げていくことが可能な、多くの問題に対応できる窓口として機能させることも期待できる。

- ・山田地区社協との連携 — 子育てサロンの関係者との連携（勉強会、茶話会の実施）

様式 5 (主要業務実績)

申請団体名 社会福祉法人都市社会福祉協議会

希望する施設名 山田谷頭児童館

主 要 業 務 実 績

年度	業 務 名 (施設名称等)	業 務 内 容 (業務概要・発注者等)	受領額 (円)
H23 年度	受託事業	・ 障がい者生活支援受託事業 ・ 地域包括支援センター受託事業 他 23 受託事業 (都市より受託)	125,929,737 円
	介護保険事業	・ 居宅介護事業、居宅介護支援事業 (介護保険報酬)	388,594,713 円
	保育園経営事業	・ 5 保育園の経営 (運営費)	252,625,540 円
H24 年度	受託事業	・ 障がい者生活支援受託事業 ・ 地域包括支援センター受託事業 他 23 受託事業 (都市より受託)	142,481,483 円
	介護保険事業	・ 居宅介護事業、居宅介護支援事業 (介護保険報酬)	376,332,421 円
	保育園経営事業	・ 4 保育園の経営 (運営費)	261,428,360 円
H25 年度	受託事業	・ 障がい者生活支援受託事業 ・ 地域包括支援センター受託事業 他 23 受託事業 (都市より受託)	146,061,626 円
	介護保険事業	・ 居宅介護事業、居宅介護支援事業 (介護保険報酬)	370,117,964 円
	保育園経営事業	・ 4 保育園の経営 (運営費)	267,488,020 円

(備考)

※過去 3 年間の主要実績業務について記入してください。

(同様の施設管理実績がある場合は、これを優先して記入してください。)

※業務内容欄には、業務の概要、発注者等について可能な限り詳細に記入してください。

※その他、申請団体の概要がわかる資料がある場合は、添付してください。

資金収支計算書

(自) 平成25年 4月 1日 (至) 平成26年 3月31日

第1号様式

一般会計

	勘定科目	予算	決算	差異	備考
経常活動による収支	061 会費収入	1,580,000	1,195,500	384,500	
	062 寄附金収入	24,900,000	23,663,460	1,236,540	
	064 経常経費補助金収入	176,488,000	167,051,327	9,436,673	
	065 助成金収入	4,580,000	4,580,000		
	066 受託金収入	113,294,000	109,821,364	3,472,636	
	067 事業収入	15,669,000	13,713,930	1,955,070	
	068 貸付事業収入	2,320,000	2,322,900	-2,900	
	069 共同募金配分金収入	7,997,000	6,098,948	1,898,052	
	070 介護保険収入	363,240,000	347,330,644	15,909,356	
	071 自立支援費等収入	34,407,000	35,208,776	801,776	
	077 補助事業等収入	5,671,000	5,606,510	64,490	
	072 運営費収入	266,977,000	267,488,020	511,020	
	073 私的契約利用料収入	1,092,000	922,800	169,200	
	074 負担金収入	70,440,000	61,798,685	8,641,315	
	075 雑収入	4,328,000	5,139,810	811,810	
	078 受取利息配当金収入	276,000	280,040	-4,040	
	079 会計単位間繰入金収入	4,309,000	3,851,556	457,444	
	080 経理区分間繰入金収入	194,606,000	191,386,737	3,219,263	
	084 経常活動収入計1	1,292,174,000	1,247,461,007	44,712,993	
支出	031 人件費支出	725,048,133	667,472,988	57,575,145	
	032 事務費支出	39,602,718	30,694,034	8,908,684	
	033 事業費支出	194,215,625	161,438,010	32,777,615	
	039 利用者負担軽減額	105,000	45,206	59,794	
	034 貸付事業等支出	3,270,000	1,832,000	1,438,000	
	036 分担金支出	160,000	159,500	500	
	037 助成金支出	19,462,000	18,835,650	626,350	
	038 負担金支出	60,261,500	60,579,542	-3,318,042	
	041 経理区分間繰入金支出	104,663,024	94,386,737	10,276,287	
	044 経常活動支出計2	1,245,788,000	1,132,443,667	113,344,333	
	109 経常活動収支(1-2)	46,386,000	115,017,340	-68,631,340	
施設整備等	085 施設整備等補助金収入	92,610,000	92,610,000		
	087 固定資産売却収入		367,500	367,500	
	089 施設整備等収入計4	92,610,000	92,977,500	-367,500	
備出	045 固定資産取得支出および繰	176,807,000	174,247,815	2,559,185	
	049 施設整備等支出計5	176,807,000	174,247,815	2,559,185	
	109 施設整備収支6(4-5)	-84,197,000	-81,270,315	-2,926,685	
財務活動	094 積立預金取崩収入	107,500,000	107,000,000	500,000	
	095 その他の収入	29,940,000	24,589,889	5,350,111	
	099 財務活動収入計7	137,440,000	131,589,889	5,850,111	
	040 借入金元金償還金支出	25,813,000	20,346,760	5,466,240	
	053 積立預金積立支出	177,110,000	170,980,957	6,129,043	
	054 その他の支出	26,716,000	25,269,524	1,446,476	
	059 財務活動支出計8	229,639,000	216,596,341	13,042,659	
	109 財務活動収支9(7-8)	-92,199,000	-85,006,452	-7,192,548	
	101 予備費10	2,580,000		2,580,000	
	102 当期資金収支差額合計	-132,590,000	-51,259,427	-81,330,573	
	102 前期末支払資金残高	132,590,000	500,301,161	-367,711,161	
	102 当期末支払資金残高		449,041,734	-449,041,734	

資金収支計算書

(自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)

■一般会計

勘定科目	合計	本所	保育課	山之口支所	高城支所	山田支所	高崎支所
061 会費収入	1,195,500	1,131,500	0	21,500	6,500	19,000	17,000
062 寄附金収入	23,663,460	15,651,189	0	1,554,632	1,788,919	1,760,000	2,908,720
064 経常経費補助金収入	167,051,327	148,267,489	9,249,600	0	0	0	9,534,238
065 助成金収入	4,580,000	4,580,000	0	0	0	0	0
066 受託金収入	109,821,364	73,284,609	0	10,759,800	1,996,817	11,006,000	12,774,138
067 事業収入	13,713,930	3,147,130	0	3,160,000	0	2,047,000	5,359,800
068 貸付事業収入	2,322,900	1,713,900	0	179,000	130,000	40,000	260,000
069 共同募金配分金収入	6,098,948	6,098,948	0	0	0	0	0
070 介護保険収入	347,330,644	125,192,255	0	37,652,351	31,536,138	52,633,348	100,316,552
071 自立支援費等収入	35,208,776	24,431,170	0	0	7,256,616	2,845,890	675,100
077 補助事業等収入	5,606,510	526,910	0	0	4,987,500	36,900	55,200
072 運営費収入	267,488,020	0	267,488,020	0	0	0	0
073 私的契約利用料収入	922,800	0	922,800	0	0	0	0
074 負担金収入	61,798,685	52,223,754	0	800,000	1,600,000	3,650,000	3,524,931
075 雑収入	5,139,810	1,294,656	3,684,340	27,544	38,100	94,420	750
078 受取利息配当金収入	280,040	154,843	0	82,000	7,030	11,547	24,620
079 会計単位間繰入金収入	3,851,556	0	0	1,940,208	0	0	1,911,348
080 経理区分間繰入金収入	191,386,737	67,930,471	49,451,298	3,433,768	7,745,659	14,563,028	48,262,513
084 経常活動収入計1	1,247,461,007	525,628,824	330,796,058	59,610,803	57,093,279	88,707,133	185,624,910
031 人件費支出	667,472,988	305,813,271	170,042,772	33,855,541	35,476,514	43,058,417	79,226,473
032 事務費支出	30,694,034	11,785,380	14,792,107	887,611	899,564	722,154	1,607,218
033 事業費支出	161,438,010	65,693,945	32,489,696	16,108,979	6,147,987	17,666,802	23,330,601
039 利用者負担軽減額	45,206	42,083	0	0	0	0	3,123
034 貸付事業等支出	1,832,000	1,303,000	0	213,000	93,000	13,000	210,000
036 分担金支出	159,500	159,500	0	0	0	0	0
037 助成金支出	18,835,650	13,653,300	0	912,100	1,648,500	1,186,750	1,435,000
038 負担金支出	60,579,542	28,768,082	0	8,224,665	5,396,728	7,775,611	10,414,456
041 経理区分間繰入金支出	191,386,737	66,468,835	50,912,934	3,433,768	7,745,659	14,563,028	48,262,513
044 経常活動支出計2	1,132,443,667	493,687,396	268,237,509	63,635,664	57,407,952	84,985,762	164,489,384
109 経常活動収支3(1-2)	115,017,340	31,941,428	62,568,549	△ 4,024,861	△ 314,673	3,721,371	21,135,526
085 施設整備等補助金収入	92,610,000	0	92,610,000	0	0	0	0
087 固定資産売却収入	367,500	0	0	367,500	0	0	0
089 施設整備等収入計4	92,977,500	0	92,610,000	367,500	0	0	0
045 固定資産取得支出および繰入支出	174,247,815	398,125	171,913,925	1,935,765	0	0	0
049 施設整備等支出計5	174,247,815	398,125	171,913,925	1,935,765	0	0	0
109 施設整備収支6(4-5)	△ 81,270,315	△ 398,125	△ 79,303,925	△ 1,568,265	0	0	0
094 積立預金取崩収入	107,000,000	11,000,000	91,000,000	0	5,000,000	0	0
095 その他の収入	24,589,889	24,472,079	0	117,810	0	0	0
099 財務活動収入計7	131,589,889	35,472,079	91,000,000	117,810	5,000,000	0	0
050 借入金元金償還金支出	20,346,760	0	0	0	0	0	20,346,760
053 積立預金積立支出	170,980,057	51,346,760	57,900,000	1,482,000	1,605,992	11,645,305	47,000,000
054 その他の支出	25,269,524	25,259,314	0	10,210	0	0	0
059 財務活動支出計8	216,596,341	76,606,074	57,900,000	1,492,210	1,605,992	11,645,305	67,346,760
109 財務活動収支9(7-8)	△ 85,006,452	△ 41,133,995	33,100,000	△ 1,374,400	3,394,008	△ 11,645,305	△ 67,346,760
102 当期資金収支差額合計	△ 51,259,427	△ 9,590,692	16,354,024	△ 6,967,526	3,079,335	△ 7,923,934	△ 46,211,234
102 前期末支払資金残高	500,301,161	245,868,891	52,467,996	37,396,257	17,853,829	37,933,819	108,780,458
102 当期末支払資金残高	449,041,734	236,278,199	68,822,530	30,428,731	20,933,164	30,009,885	62,569,225
収入総額	1,972,329,557	806,969,794	566,873,861	97,492,370	79,947,108	126,640,952	294,405,369
支出総額	1,523,287,823	570,691,595	498,051,434	67,063,639	59,013,944	96,631,067	231,836,144
繰越額	449,041,734	236,278,199	68,822,530	30,428,731	20,933,164	30,009,885	62,569,225

貸借対照表

平成26年3月31日現在

法人名：社会福祉法人都市社会福祉協議会

会計単位：一般会計

勘定科目	本年度末	前年度末	増減
I 資産の部			
1 流動資産			
現金	0	14,100	△ 14,100
預貯金	451,602,706	451,584,908	17,798
普通預金	435,102,706	435,084,908	17,798
定期預金	16,500,000	16,500,000	0
有価証券	5,000,000	5,000,000	0
未収金	167,290,861	90,755,414	76,535,447
立替金	27,018	0	27,018
短期運営資金貸付金	0	0	0
流動資産合計	623,920,585	547,354,422	76,566,163
2 固定資産			
(1) 基本財産			
基本財産特定預金	4,500,000	4,500,000	0
建物	276,488,659	136,569,258	139,919,401
土地	10,000,000	10,000,000	0
基本財産合計	290,988,659	151,069,258	139,919,401
(2) その他の固定資産			
建物	8,631,517	8,340,867	290,650
建物附属設備	13,131,216	15,300,804	△ 2,169,588
構築物	7,752,109	1,221,195	6,530,914
機械及び装置	6,134,083	0	6,134,083
車輛運搬具	1,522,550	8,029,200	△ 6,506,650
器具及び備品	17,544,118	15,205,624	2,338,494
権利	1,195,348	1,195,348	0
ソフトウェア	1,508,150	2,183,603	△ 675,453
投資有価証券	2,000	2,000	0
長期貸付金	0	20,346,760	△ 20,346,760
貸付事業資金貸付金	5,599,625	6,140,525	△ 540,900
たすけあい資金貸付金	5,599,625	6,140,525	△ 540,900
退職共済預け金	238,743,880	217,857,829	20,886,051
全国社会福祉団体退職手当積立基金預け金	201,455,994	184,029,534	17,426,460
県民間社会福祉施設等従事職員共済制度預け金	37,287,886	33,828,295	3,459,591
積立預金	1,064,323,049	1,000,342,992	63,980,057
ボランティア基金積立預金	106,926,666	106,926,666	0
福祉基金積立預金	33,126,916	31,725,436	1,401,480
介護保険事業経営安定化基金積立預金	176,500,000	176,500,000	0
子ども・子育て応援基金	15,000,000	15,000,000	0
忌明寄付積立預金	40,761,950	35,514,283	5,247,667
退職共済積立預金	51,832,122	51,761,089	71,033
財政調整積立預金	305,025,395	235,012,278	70,013,117
地域福祉基金積立預金	100,000,000	79,653,240	20,346,760
保育関人件費積立預金	160,700,000	118,300,000	42,400,000
保育園施設・設備整備積立預金	74,450,000	149,950,000	△ 75,500,000
長期預け金	164,070	153,860	10,210
リサイクル料預け金	164,070	153,860	10,210
長期前払金	0	117,810	△ 117,810
その他の固定資産合計	1,366,251,715	1,296,438,717	69,812,998
固定資産合計	1,657,240,374	1,447,507,975	209,732,399
資産合計	2,281,160,959	1,994,862,397	286,298,562

勘 定 科 目	本年度末	前年度末	増 減
Ⅱ 負債の部			
1 流動負債			
未 払 金	173,695,926	45,696,538	127,999,388
預 り 金	1,182,925	1,356,723	△ 173,798
短期運営資金借入金	0	0	0
流動負債合計	174,878,851	47,053,261	127,825,590
2 固定負債			
退職給与引当金	256,065,746	229,742,665	26,323,081
全国社会福祉団体職員退職手当積立基金引当金	218,777,860	195,914,370	22,863,490
宮崎県民間社会福祉施設等従事職員共済制度引当	37,287,886	33,828,295	3,459,591
長期運営資金借入金	0	20,346,760	△ 20,346,760
固定負債合計	256,065,746	250,089,425	5,976,321
負債合計	430,944,597	297,142,686	133,801,911
Ⅲ 純資産の部			
基本金			
基本金	4,500,000	4,500,000	0
基 金	431,553,582	409,805,342	21,748,240
ボランティア基金	106,926,666	106,926,666	0
福祉基金	33,126,916	31,725,436	1,401,480
介護保険事業安定化基金	176,500,000	176,500,000	0
地域福祉基金	100,000,000	79,653,240	20,346,760
子ども・子育て応援基金	15,000,000	15,000,000	0
国庫補助金等特別積立金	102,077,477	12,505,011	89,572,466
国庫補助金等特別積立金	102,077,477	12,505,011	89,572,466
その他の積立金	632,769,467	590,537,650	42,231,817
財政調整積立金	305,025,395	235,012,278	70,013,117
退職共済積立金	51,832,122	51,761,089	71,033
忌明寄付積立金	40,761,950	35,514,283	5,247,667
保育園人件費積立預金	160,700,000	118,300,000	42,400,000
保育園施設・設備整備積立預金	74,450,000	149,950,000	△ 75,500,000
次期繰越活動収支差額	679,315,836	680,371,708	△ 1,055,872
(うち当期活動収支差額)	△ 1,055,872	12,936,394	△ 13,992,266
(うち前期繰越活動収支差額)	680,371,708	667,435,314	12,936,394
純資産合計	1,850,216,362	1,697,719,711	152,496,651
負債及び純資産の部合計	2,281,160,959	1,994,862,397	286,298,562

※脚注 減価償却累計額 310,434,527円

(平成22年3月31日以前に取得した有形減価償却資産については、平成25年度末で備忘(1円)まで一括償却)

資金収支計算書

(自) 平成25年 4月 1日 (至) 平成26年 3月31日

第 1 号様式

公益事業特別会計

勘 定 科 目		予 算	決 算	差 異	備 考
経 収	066 受託金収入	46,314,000	45,467,400	846,600	
常 入	070 介護保険収入	24,000,000	22,787,320	1,212,680	
活 動	074 負担金収入	6,000,000	2,244,168	3,755,832	
に	075 雑収入		250,000	-250,000	
よ	084 経常活動収入計1	76,314,000	70,748,888	5,565,112	
支	031 人件費支出	56,981,000	54,633,672	2,347,328	
出	032 事務費支出	1,294,748	1,064,285	230,463	
収	033 事業費支出	12,217,404	10,783,874	1,433,530	
支	038 負担金支出	5,611,848	2,390,168	3,221,680	
	040 会計単位間繰入金支出	4,309,000	3,851,556	457,444	
	044 経常活動支出計2	80,414,000	72,723,555	7,690,445	
	109 経常活動収支3(1-2)	-4,100,000	-1,974,667	-2,125,333	
施 収	089 施設整備等収入計4				
設 支	049 施設整備等支出計5				
出	109 施設整備収支6(4-5)				
財 収	099 財務活動収入計7				
務 支	059 財務活動支出計8				
出	109 財務活動収支9(7-8)				
	101 予備費10				
	102 当期資金収支差額合計	4,100,000	-1,974,667	-2,125,333	
	102 前期末支払資金残高	4,100,000	23,514,786	-19,414,786	
	102 当期末支払資金残高		21,540,119	-21,540,119	

資金収支計算書

(自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)

■公益事業特別会計

勘定科目	公益事業 合計	山之口・高城地区 地域包括支援センター	山田・高崎地区 地域包括支援センター
066 受託金収入	45,467,400	21,971,500	23,495,900
070 介護保険収入	22,787,320	9,871,080	12,916,240
074 負担金収入	2,244,168	2,244,168	0
075 雑収入	250,000	0	250,000
084 経常活動収入計1	70,748,888	34,086,748	36,662,140
031 人件費支出	54,633,672	26,593,550	28,040,122
032 事務費支出	1,064,285	384,254	680,031
033 事業費支出	10,783,874	4,958,717	5,825,157
038 負担金支出	2,390,168	2,310,168	80,000
040 会計単位間繰入金支出	3,851,556	1,940,208	1,911,348
044 経常活動支出計2	72,723,555	36,186,897	36,536,658
109 経常活動収支3(1-2)	△ 1,974,667	△ 2,100,149	125,482
102 当期資金収支差額合計	△ 1,974,667	△ 2,100,149	125,482
102 前期末支払資金残高	23,514,786	14,709,382	8,805,404
102 当期末支払資金残高	21,540,119	12,609,233	8,930,886

収入総額	94,263,674	48,796,130	45,467,544
支出総額	72,723,555	36,186,897	36,536,658
繰越額	21,540,119	12,609,233	8,930,886

貸 借 対 照 表

平成26年3月31日現在

法人名：社会福祉法人都市社会福祉協議会

会計単位：公益事業特別会計

勘 定 科 目	本年度末	前年度末	増 減
I 資産の部			
1 流動資産			
預 貯 金	18,489,772	20,092,631	△ 1,602,859
普通預金	18,489,772	20,092,631	△ 1,602,859
未 収 金	4,241,911	4,602,606	△ 357,695
流動資産合計	22,734,683	24,695,237	△ 1,960,554
2 固定資産			
(2)その他の固定資産			
器具及び備品	0	0	0
その他の固定資産合計	0	0	0
固定資産合計	0	0	0
資産合計	22,734,683	24,695,237	△ 1,960,554
			0
II 負債の部			0
1 流動負債			0
未 払 金	1,096,730	1,180,451	△ 83,721
預かり金	97,834	0	97,834
流動負債合計	1,194,564	1,180,451	14,113
2 固定負債			
固定負債合計	0	0	0
負債合計	1,194,564	1,180,451	14,113
III 純資産の部			
その他の積立金	0	0	0
次期繰越活動収支差額	21,540,119	23,514,786	△ 1,974,667
(うち当期活動収支差額)	△ 1,974,667	5,034,729	△ 7,009,396
(うち前期繰越活動収支差額)	23,514,786	18,480,057	5,034,729
			0
純資産合計	21,540,119	23,514,786	△ 1,974,667
負債及び純資産の部合計	22,734,683	24,695,237	△ 1,960,554

事業活動収支計算書

第3号様式

(自) 平成25年 4月 1日 (至) 平成26年 3月31日

法人合計

勘 定 科 目		本 年 度	前 年 度 末	増 減 額
事業活動収支の部	事収 161 会費収入	1,195,500	6,283,850	-5,088,350
	業入 162 寄附金収入	23,663,460	24,910,373	-1,246,913
	活 164 経常経費補助金収入	167,051,327	172,219,185	-5,167,858
	動 165 助成金収入	4,580,000	3,448,000	1,132,000
	収 166 受託金収入	155,288,764	151,622,464	3,666,300
	支 167 事業収入	13,713,930	13,806,120	-92,190
	の 169 共同募金配分金収入	6,098,948	7,130,663	-1,031,715
	部 170 介護保険収入	370,117,964	376,332,421	-6,214,457
	171 自立支援費等収入	35,208,776	34,199,250	1,009,526
	177 補助事業等収入	5,606,510	5,900,231	-293,721
	172 運営費収入	267,488,020	261,428,360	6,059,660
	173 私的契約利用料収入	922,800	975,100	-52,300
	174 負担金収入	64,042,853	68,238,636	-4,195,783
	175 雑収入	5,389,810	4,238,892	1,150,918
	178 基金取崩額	1,000,000	1,000,000	
	179 引当金戻入	3,686,709	3,793,383	-106,674
	180 国庫補助金等特別積立金取崩額	3,037,534	823,113	2,214,421
	184 事業活動収入計1	1,128,092,905	1,136,350,041	-8,257,136
	支 131 人件費支出	722,106,660	692,077,655	30,029,005
	出 132 事務費支出	31,758,319	25,434,111	6,324,208
	133 事業費支出	172,221,884	171,566,060	655,824
	143 利用者負担軽減額	45,206	71,407	-26,201
	136 分担金支出	159,500	139,500	20,000
	137 助成金支出	18,835,650	21,610,990	-2,775,340
	138 負担金支出	62,969,710	67,143,895	-4,174,185
	139 基金組入額	22,748,240	24,423,099	-1,674,859
	140 減価償却費	28,386,239	10,944,250	17,441,989
	141 引当金繰入	30,257,734	19,317,575	10,940,159
	142 徴収不能額	50,000		50,000
	144 事業活動支出計2	1,089,539,142	1,032,728,542	56,810,600
	209 事業活動収支3(1-2)	38,553,763	103,621,499	-65,067,736
事業活動外収支の部	事収 186 受取利息配当金収入	280,040	331,140	-51,100
	業入 187 会計単位間繰入金収入	3,851,556	3,195,072	656,484
	活 188 経理区分間繰入金収入	191,430,977	80,926,038	110,504,939
	動 191 事業活動外収入計4	195,562,573	84,452,250	111,110,323
	外支 146 会計単位間繰入金支出	3,851,556	3,195,072	656,484
	収 147 経理区分間繰入金支出	191,430,977	80,567,940	110,863,037
	支 153 事業活動外支出計5	195,282,533	83,763,012	111,519,521
	209 事業活動外収支6(4-5)	280,040	689,238	-409,198
	209 経常活動収支7(3+6)	38,833,803	104,310,737	-65,476,934
	特収 192 施設整備等補助金収入	92,610,000		92,610,000
特別収支の部	入 194 固定資産売却益	367,500	204,640	162,860
	収 199 特別収入計8	92,977,500	204,640	92,772,860
	支 155 固定資産売却損及び処分損(売却原価)	25	1,131,945	-1,131,920
	の出 157 国庫補助金等特別積立金積立額	92,610,000		92,610,000
	部 159 特別支出計9	92,610,025	1,131,945	91,478,080
	209 特別収支9(7-8)	367,475	-927,305	1,294,780
	201 当期活動収支差額	39,201,278	103,383,432	-64,182,154
繰越	200 前期繰越活動収支差額	703,886,494	685,557,273	18,329,221
	200 当期末活動収支差額13	743,087,772	788,940,705	-45,852,933

事業活動収支計算書

第3号様式

(自) 平成25年 4月 1日 (至) 平成26年 3月31日

法人合計

勘定科目		本年度	前年度末	増減額
活動部	204 その他の積立金取崩額	106,000,000	17,199,121	88,800,879
	205 その他の積立金積立額	148,231,817	102,253,332	45,978,485
	206 次期繰越活動収支差額	700,855,955	703,886,494	-3,030,539

議案第 5 3 号

公の施設の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項並びに都城市地区体育館条例（平成 18 年条例第 283 号）第 5 条第 1 項及び都城市都市公園以外の公園に関する条例（平成 22 年条例第 43 号）第 5 条第 1 項の規定により、公の施設の指定管理者を次のとおり指定する。

1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称

都城市西岳地区体育館及び西岳市民広場

2 指定管理者となる団体の名称

西岳地区まちづくり協議会

3 指定の期間

平成 2 7 年 4 月 1 日から平成 3 0 年 3 月 3 1 日まで

平成 2 7 年 2 月 2 6 日提出

都城市長 池 田 宜 永

都城市西岳地区体育施設指定管理者候補者選定の概要

都城市西岳地区体育施設の指定管理者については、次のとおり候補となる団体を非公募により選定しました。

なお、選定された団体を指定管理者とする議案が、平成27年3月議会で可決された場合には、同団体が指定管理者として、本施設の管理運営にあたることとなります。

1. 指定管理者候補者の概要

(1) 団体の名称 西岳地区まちづくり協議会

(2) 代表者名 会長 坂元 和雄

(3) 所在地 都城市美川町2927番地48

(4) 設立年月日 平成22年 5月 7日

(5) 従業員数 11名

(6) 業務内容 環境美化支援活動、認知症サポーター養成講習、AED講習、男性料理教室「よろっで食遊会」、あいさつスローガン表彰、景勝地めぐり「ふるさと探訪」、なつやすみ「のびのびスクール」等

2. 指定期間

平成27年4月1日 ～ 平成30年3月31日（3年間）

3. 施設及び業務の概要

(1) 施設概要

施設名及び所在地	施設規模等
西岳地区体育館 (都城市高野町 2919 番地)	敷地面積：3,962.00 m ² 建築面積：888.00 m ²
西岳市民広場 (都城市高野町 2916 番地 1)	敷地面積：7,200.00 m ²

(2) 業務概要

施 設 名	業 務 内 容	備 考
都城市西岳地区体育館	・施設の利用許可及び利用許可の取消 ・使用料の徴収及び納入に関する業務 ・施設内清掃（トイレ含む）2回以上/週 ・施設周辺清掃 2回以上/週 ・小規模修繕 1件につき3万円（消費税及び地方消費税の額を含む。）未満の軽微なもので、かつ年度総額10万円を超えない範囲	利用調整会議を必要に応じて開催すること
西岳市民広場	・施設の利用許可及び利用許可の取消 ・使用料の徴収及び納入に関する業務 ・周辺清掃 2回以上/週 ・トイレ清掃 2回以上/週 ・草刈り 5回以上/年	

4. 事業計画の概要

事業計画書のとおり

5. 選定結果

(1) 非公募により候補者を選定した理由

各地区の体育施設は地域密着型及び地区スポーツの拠点施設として、地区住民に活発に利用されており、住民自治意識の向上、地域協働の推進等が期待できるため。

(2) 申請書類の審査結果

・住民の平等な利用の確保について

当該施設の管理方針及び設置目的を認識し、利用者調整会議等の開催により、利用者間の調整が提案されている。

・施設の効用の最大限の発揮について

地域密着型及び地区スポーツ施設の拠点施設として、各種競技団体や関係団体、利用者との連携や交流の提案がなされている。

・管理経費の縮減について

経費節減に関する利用者への指導や指定管理者による定期清掃等の管理経費節減の提案がなされている。

・管理運営能力について

組織体制の確立がなされ、良好な財務状況であり、施設の管理運営については問題なく行うことができる。

各種競技団体等と連携し、定期的なスポーツ教室や各種レクリエーション等の実施により、地域住民の利用促進が提案されている。

事業計画書

申請団体名 西岳地区まちづくり協議会

希望する施設名 西岳地区体育施設

(1) 市民の平等な利用に関すること
・ 地区住民の健康増進と体力の増強を図るとともに、地区のスポーツ関係団体相互の連携を密にし、親睦を深め、生涯スポーツの普及及び競技力向上を図ることを基本として管理運営を行う。 ・ 利用者から施設に係る相談や苦情等を受け付ける体制を整え、重要な案件については内部協議を行い、市（スポーツ振興課）と連絡を取りながらその解決にあたる。
(2) 施設効用の発揮に関すること
・ 地域密着型及び地区スポーツ施設の拠点施設として、地区の各種競技団体や社会教育関係団体、体育指導委員、利用者と連携を強化し、利用者主体のサービスの提供に努め、清潔で安全・快適な環境の場を創出する。
(3) 管理経費の縮減に関すること
・ 利用者に節電、節水や施設利用に関して指導することにより、光熱水費や修繕費等の削減が見込まれる。 ・ 定期的な清掃や小規模修繕等の維持管理を西岳地区まちづくり協議会が行うことにより、利用者の要望等に対して迅速な対応を行う。
(4) 安定的な施設の管理運営に関すること
・ 別紙役員名簿のとおり、管理運営に必要な人員体制を整えている。 ・ 地区の社会教育関係団体や体育指導委員と連携を図り、定期的なスポーツ教室や各種レクリエーション等を実施する。 ・ 緊急時の連絡網を整備し、緊急時には迅速に市（スポーツ振興課）と連携できる体制を整える。 ・ 施設管理運営の実施によって知り得た個人情報の漏洩、滅失、損傷等の事故防止や個人情報の適切な管理を行う。
(5) 公の施設を管理するにあたりアピールしたいこと
地区体育施設は地域密着型及び地区スポーツの拠点施設として、地区住民に活発に利用されていることから、地域団体である西岳地区まちづくり協議会が管理運営を行うことにより、住民自治意識の向上や効率的な施設の管理運営ができる。

申請団体名 西岳地区まちづくり協議会

希望する施設名 西岳地区体育施設

主 要 業 務 実 績

年 度	業 務 名 (施設名称等)	業 務 内 容 (業務概要・発注者等)	受注額（円）
2 4	特に無し		
2 5	特に無し		
2 6	特に無し		

(備考)

※ 過去3年間の主要実績業務について記入してください。

(同様の施設管理実績がある場合は、これを優先して記入してください。)

※ 業務内容欄には、業務の概要、発注者等について可能な限り詳細に記入してください。

※ その他、申請団体の概要がわかる資料がある場合は、添付してください。

平成25年度西岳地区まちづくり協議会収支決算書

◆収入の部

(単位:円)

費 目	前年度予算額	決算額	説 明
交 付 金	2,814,315	2,809,115	【都城市我がまち交付金】 運営費 1,500,000円 自治公民館運営補助金 824,800円 地区自公連運営費 94,500円 自治公民館環境保全活動支援交付金 199,815円 社教連関係補助金 190,000円
繰 入 金	627,918	627,918	基金積立金(西岳地区地域振興基金)
そ の 他 収 入	100	171	貯金利息
合 計	3,442,333	3,437,204	

◆支出の部

(単位:円)

費 目		前年度予算額	決算額	説 明
報 酬		274,000	274,000	会長 50,000×1名＝50,000円 副会長10,000×2名＝20,000円 事務局長50,000×1名＝50,000円 部会長20,000×5名＝100,000円 副部会長10,000×5名＝50,000円 監事2,000×2名＝4,000円
報 償 費		30,000	15,000	講師謝礼金等
事業費	地域づくり部会	950,000	981,046	ふれあい文化祭活性化イベント 600,000円 ふれあい文化祭助成金 50,000円 夏祭り助成金 300,000円 製材代 31,046円
	健康福祉部会	130,000	130,000	ボランティア活動 40,000円(ボランティア保険) 人材育成学習会 20,000円(通信費、消耗品) 食生活学習会 70,000円(食材等)
	青少年育成部会	62,000	61,512	花いっぱい運動 30,000円(6校×5,000円) あいさつスローガン表彰 30,000円 ふる里探訪保険代 1,512円
	環境防災部会	50,000	45,500	環境防災活動費 45,500円
旅 費		230,000	195,500	役員会、専門部会の開催に伴う費用弁償 (会議1回の出会につき500円)
消耗品費		100,000	37,698	用紙、封筒、USBメモリ、文房具、インク代等 カレンダー作成費補てん 2,395円
印刷製本費		20,000	9,610	輪転機印刷費、コピー代
燃 料 費		50,000	10,000	ガソリン代、草払い機燃料代等
使用料及び賃借料		10,000	4,460	冷暖房代
通 信 運 搬 費		10,000	4,800	切手代等
備 品 購 入 費		35,000	32,700	掲示板(下川内)
団 体 助 成 金		1,314,315	1,309,115	自治公民館補助金(運営費) 824,800円 地区自公連運営費94,500円 自治公民館環境保全活動支援交付金 199,815円 社会教育関係補助金 190,000円
予 備 費		7,018	3,000	AED講習費
積 立 金		170,000	300,000	西岳地区地域振興基金(長期積立金)
合 計		3,442,333	3,413,941	

収入 支出 次年度繰越額
3,437,204 - 3,413,941 = 23,263

委員会提出議案第 1 号

都城市議会議員定数条例の制定について

上記の議案を、別紙のとおり地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 109 条第 6 項及び都城市議会会議規則（平成 18 年都議会規則第 1 号）第 14 条第 2 項の規定により提出します。

平成 2 7 年 2 月 2 6 日

提出者 議会改革特別委員会委員長 下山 隆史

都城市議会議長 永 山 透 様

（提案理由）

議会改革特別委員会において適正な議員定数を調査・研究した結果、本市議会の議員定数を現在の 3 4 人から 5 人削減し、2 9 人とするため、所要の条例の制定を行うものです。

都城市議会議員定数条例

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 91 条第 1 項の規定に基づき、
都城市議会議員の定数は、29 人とする。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、同日以後初めてその期日を告示される一般選挙から適用する。

（協議書の廃止）

- 2 都城市、北諸県郡山之口町、同郡高城町、同郡山田町及び同郡高崎町の廃置分合に伴い設置される都城市の議会の議員の定数に関する協議書（平成 17 年 3 月 30 日都城市告示第 203 号、平成 17 年 3 月 22 日山之口町告示第 12 号、平成 17 年 3 月 19 日高城町告示第 49 号、平成 17 年 3 月 18 日山田町告示第 20 号及び平成 17 年 3 月 23 日高崎町告示第 16 号）は、廃止する。

委員会提出議案第 2 号

都城市議会委員会条例及び都城市議会基本条例の一部を改正する
条例の制定について

上記の議案を、別紙のとおり地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第
109 条第 6 項及び都城市議会会議規則（平成 18 年都議会規則第 1 号）第
14 条第 2 項の規定により提出します。

平成 2 7 年 2 月 2 6 日

提出者 議会運営委員会委員長 西川 洋史

都城市議会議長 永 山 透 様

（提案理由）

都城市議会議員定数条例の制定に伴い、都城市議会委員会条例につい
て、常任委員会及び議会運営委員会の委員の定数等を見直すとともに、
都城市議会基本条例について、議員定数を規定している部分の改正を行
うものです。

都城市議会委員会条例及び都城市議会基本条例の一部を改正する条例

(都城市議会委員会条例の一部改正)

第1条 都城市議会委員会条例（平成18年条例第295号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項を次のように改める。

常任委員会の名称及び委員の定数は、次のとおりとする。

総務委員会 7人

文教厚生委員会 7人

建設委員会 7人

産業経済委員会 7人

広報広聴委員会 8人

第2条第2項中「議員」の次に「(議長を除く。)」を加え、同条中第3項を削り、第4項を第3項とする。

第4条第2項中「11人」を「9人」に改める。

(都城市議会基本条例の一部改正)

第2条 都城市議会基本条例（平成25年条例第2号）の一部を次のように改正する。

第23条第1項中「地方自治法第91条第7項の規定による都城市、北諸県郡山之口町、同郡高城町、同郡山田町及び同郡高崎町の廃置分合に伴い設置される都城市の議会の議員の定数に関する協議書」を「都城市議会議員定数条例（平成27年条例第 号）」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第1条の規定による改正後の都城市議会委員会条例の規定は、同日以後初めてその期日を告示される一般選挙後に招集される議会における委員の選任から適用する。

委員会提出議案第 3 号

出頭拒否に対する告発について

このことについて、別紙のとおり地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 109 条第 6 項及び都城市議会会議規則（平成 18 年都議会規則第 1 号）第 14 条第 2 項の規定により提出します。

平成 27 年 2 月 26 日

提出者 新燃岳降灰収集運搬業務詐欺事件等調査特別
委員会委員長 黒 木 優 一

都城市議会議長 永 山 透 様

（提案理由）

被告発人は、本委員会では真相の究明が求められている一連の事件が発生した当時、新燃岳降灰収集運搬業務の受託者である都城一般廃棄物処理事業協同組合の副理事長である。

本委員会は、当該業務委託契約の内容、降灰処分場の管理等に関して証言を求めるため、委員会の決定に基づく証人出頭請求を平成 26 年 12 月 2 日及び平成 27 年 1 月 6 日の二度にわたり通知するも、いずれも出頭を拒否する旨の上申がなされた。

本委員会としては、被告発人が不出頭の理由としている「証言拒絶事由の存在」は、本委員会が被告発人に通知している「証言を求める事項」のすべてに関し包括的に証言拒絶権が存在するとは認められないと判断した。

よって、被告発人には、出頭を拒否できる正当な理由がないため、地方自治法第 100 条第 9 項の規定に基づき、告発を求めるものである。

別紙

出頭拒否に対する告発について

このことについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 100 条第 9 項の規定により、次のとおり告発する。

1 被告発人の氏名及び住所

吉岡 建太郎



2 告発の趣旨

1 に記載の者は、正当な理由なく、平成 26 年 12 月 2 日及び平成 27 年 1 月 6 日の二度にわたり通知した新燃岳降灰収集運搬業務詐欺事件等調査特別委員会への証人出頭請求を拒否したもの

3 告発に係る手続について

議長に一任する。

